

瀬戸市子ども総合計画

令和2年度～令和6年度

(2020年度～2024年度)

それぞれの夢・それぞれの自立に向かって、
健やかに育つ子ども



ボラン
ティア

行政

NPO

関係
機関

企業

地域

市民

安心して子育てができ、子どもが健やかに育つまち



令和2年3月
瀬戸市

はじめに

本市では、「第6次瀬戸市総合計画」を策定し、将来像「住みたいまち 誇れるまち 新しいせと」を実現するために3つの都市像を掲げており、そのうちの第2番目を「安心して子育てができ、子どもが健やかに育つまち」としています。

子ども・若者がそれぞれの夢・それぞれの自立に向かって健やかに育つことは、すべての市民の願いです。一方で本市に寄せられる数多くの相談からは、そのことが必ずしも容易ではないことがわかります。このことから、子どもが若者となり社会に羽ばたくまで、基礎自治体ならではの総合力でサポートする必要を感じ、本市としては初めてとなる「子ども総合計画」の策定を決意しました。

この計画では目指す子どもの姿を「それぞれの夢・それぞれの自立に向かって、健やかに育つ子ども」としました。それに向けて、子ども・若者の今を応援することこそ、本市の未来を切り拓く「人づくり」です。

この計画の策定により、瀬戸市の子ども政策は、新しい時代に入りました。1つ目の変化は、子育てする保護者に向けた子育て支援策から幅を広げて、子ども・若者が主役の「子ども・若者政策」へと発展したことです。本計画は「子どもの最善の利益」の実現に向け、子ども・若者を主語にして作られ、概ね20歳代の若者までを対象としています。2つ目の変化は、この計画が市の行政計画にとどまらず、様々な関係機関、市民、地域、NPO・団体、企業などとの連携・協働によって進めることを前提としたオール瀬戸の計画であることです。

策定にあたりましては3回の「子ども・子育て会議」を始め、30回を超える外部専門家等の会議、アンケート調査やパブリックコメント等を通して、多くの方々の貴重なご意見をいただきました。この場をお借りして、厚くお礼を申し上げます。

今後は関係機関、市民、地域、NPO・団体、企業などの皆様と力を合わせて、この計画の実行に取り組み、子ども・若者の笑顔が輝く瀬戸市にしてみたいと思います。

令和2年3月

瀬戸市長 伊藤 保徳

目 次

【第1 全体構想】

1	計画策定の背景と趣旨	3
2	計画の位置づけ	4
3	計画の期間	5
4	計画の対象	5
5	計画の体系	5
6	計画の構成	8
7	計画の推進体制	9
8	計画の進行管理	10
9	瀬戸市の状況	12

【第2 施策の展開】

第1章 すべての子ども・若者の健やかな成長

第1節 母子保健

1	妊娠・出産・子育てへの支援	22
2	子どもの健康の保持・増進	24

第2節 乳幼児期

1	非認知能力を育む乳児保育・幼児教育の推進	27
2	子育て支援	32
3	保育サービスの充実	35

第3節 小・中学生期

1	小・中学校	41
2	放課後児童クラブ、放課後学級の整備・充実	46

第4節 すべての子ども・若者の健やかな成長の応援

1	子ども・若者に関する相談体制の充実	50
2	子ども読書活動推進	57
3	子どもの居場所	60
4	次世代を育む親となるための取組	62

第2章 社会的自立に困難を有する子ども・若者支援

第1節 困難な状況に応じた取組

1	子どもの貧困問題への対応	67
2	児童虐待防止対策の強化	73
3	外国人の子どもやその家族への支援	87
4	障害（又はその疑い）のある子ども・若者への支援	89

5	自殺対策.....	95
6	不登校、ひきこもりの子ども・若者への支援.....	98
7	地域に根ざした非行防止等健全育成.....	106
8	インターネット普及への対応.....	110
第2節 子ども・若者総合支援拠点の設置.....		114

第3章 子ども・若者と子育てを応援する社会基盤の構築

第1節 子どもの権利.....		118
第2節 子ども・子育て応援社会の構築		
1	希望する人が子どもを持てる基盤づくり.....	121
2	ライフ・ワーク・バランスの推進.....	124
3	地域、社会との連携.....	128
第3節 子ども活躍応援社会の構築		
1	子ども・子育て環境の充実.....	131
2	子どもの夢・チャレンジの応援.....	135
3	広報啓発・情報提供.....	140

資料

1	策定体制.....	144
2	策定経過.....	145
3	諮問書.....	148
4	答申書.....	149
5	瀬戸市子ども・子育て会議条例.....	151
6	瀬戸市子ども・子育て会議委員名簿.....	153
7	アンケート調査概要.....	154
8	パブリックコメント実施概要.....	155

【第1 全体構想】



1 計画策定の背景と趣旨

わが国の急速な少子・高齢化が進み、核家族化や地域におけるつながりの希薄化、児童虐待の顕在化、子どもの貧困やひきこもりの若者の存在など、子ども・若者と家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援については、量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」が、平成27年4月からスタートしました。

一方で、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者の育成支援施策の総合的推進を図るため、平成22年4月に「子ども・若者育成支援推進法」が制定されました。

本市は、第6次瀬戸市総合計画の3つの都市像の一つとして、「安心して子育てができ、子どもが健やかに育つまち」を掲げ、子ども・子育て政策を重点的に推進しているところです。その中で、子どもが若者となり社会に羽ばたくまで、基礎自治体ならではの総合力でサポートすることが必要との認識が高まり、このたび、本市としては初めてとなる「子ども総合計画」を策定しました。

計画推進の基本理念は、「子どもの最善の利益」のために、妊娠期を含めた0歳から概ね20歳代までの子ども・若者を対象に、切れ目のない支援を行うことであり、瀬戸市の子ども・若者を市民、地域、企業を含めオール瀬戸で守り育てることです。

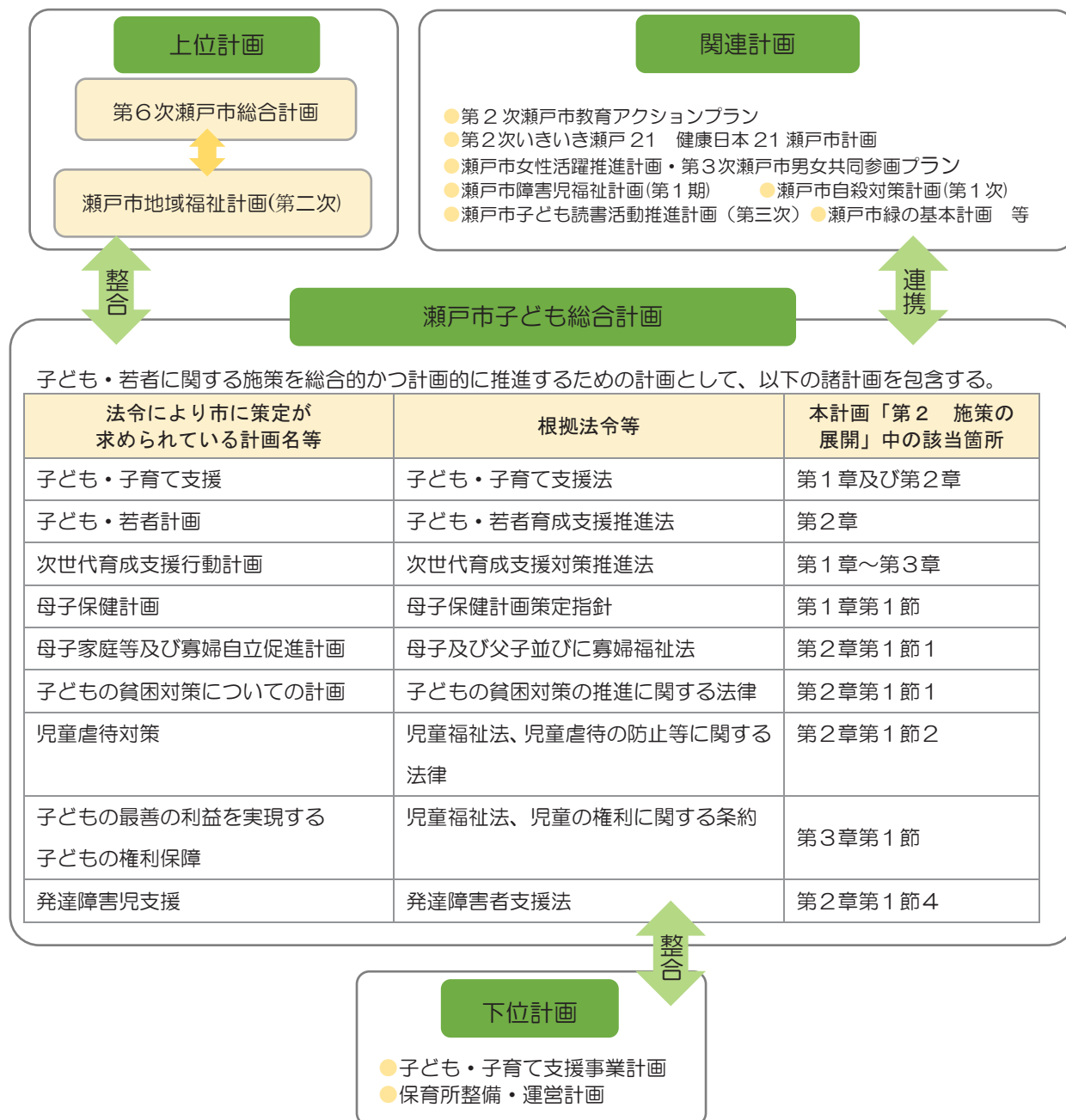
すべての子ども・若者が、思いやりの心をもって心身ともに健やかに成長し、自立して社会に羽ばたいていくことが望まれる一方で、貧困、虐待、ひきこもりなど、抱える困難が大きい子ども・若者については、その社会的自立に向けた支援が必要となります。また、子ども・若者が活躍でき、子育てがしやすい社会基盤づくりとして、子どもの権利保障はもとより、企業、地域、社会、行政によるソフト・ハード両面での環境づくりも重要となってきます。

本計画は、本市の未来を担う子ども・若者の健やかな育ちを、まちぐるみで総合的かつ計画的に推進することを目的としており、子育てする保護者に向けた子育て支援策から幅を広げて、子ども・若者が主役の「子ども・若者政策」の全体像と基本方針を定めるものです。ここに定める目指す姿や成果目標を達成するため、関係機関、市民、地域、NPO・団体、企業や行政などが力を合わせ、連携して取り組むことが求められています。

2 計画の位置づけ

「第6次瀬戸市総合計画」を受けて、「子どもの最善の利益」の実現に向け、本市の未来を担う子ども・若者の健やかな育ちを、まちぐるみで総合的かつ計画的に推進するため、「瀬戸市子ども総合計画」を策定しました。これにより、妊娠期を含めた0歳から概ね20歳代までの子ども・若者やその家庭に関する施策の全体像を明らかにし、目指す姿や成果目標を定めるとともに、その実現に関わる様々な主体が連携協力して、施策を推進します。

本計画は、下図に示すと通りの位置づけを持ち、児童福祉、母子保健はもとより、子ども・若者、それらを取り巻く家庭や地域等に関する本市の施策の基本方針を定めるものです。



3 計画の期間

本計画は、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5か年を計画期間とします。

4 計画の対象

本計画は、妊娠期を含めた0歳から概ね20歳代までの子ども及び若者（※）並びにその家庭や地域等を対象とします。

※ 若者：中学生から概ね30歳未満までの者。施策によっては、40歳未満までの者も対象とする。

5 計画の体系

「子どもの最善の利益」の実現に向け、本計画では、目指す子どもの姿を「それぞれの夢・それぞれの自立に向かって、健やかに育つ子ども」とし、その達成に向けた様々な施策を次のように3つに体系化します。それぞれの施策では、更に具体的に子ども・若者等を主語にした目指す姿を定めています。

【第6次瀬戸市総合計画 都市像②】
安心して子育てができ、子どもが健やかに育つまち

【目指す子どもの姿】
それぞれの夢・それぞれの自立に向かって、健やかに育つ子ども

全体構想

第1章
すべての子ども・若者の健やかな成長

第1節 母子保健

- 1 妊娠・出産・子育てへの支援
- 2 子どもの健康の保持・増進

第2節 乳幼児期

- 1 非認知能力を育む乳児保育・幼児教育の推進
- 2 子育て支援
- 3 保育サービスの充実

第3節 小・中学生期

- 1 小・中学校
- 2 放課後児童クラブ、放課後学級の整備・充実

第4節 すべての子ども・若者の健やかな成長の応援

- 1 子ども・若者に関する相談体制の充実
- 2 子ども読書活動推進
- 3 子どもの居場所
- 4 次世代を育む親となるための取組

第2章
社会的自立に困難を有する子ども・若者支援

第1節 困難な状況に応じた取組

- 1 子どもの貧困問題への対応
- 2 児童虐待防止対策の強化
- 3 外国人の子どもやその家族への支援
- 4 障害（又はその疑い）のある子ども・若者への支援
- 5 自殺対策
- 6 不登校、ひきこもりの子ども・若者への支援
- 7 地域に根ざした非行防止等健全育成
- 8 インターネット普及への対応

第2節 子ども・若者総合支援拠点の設置

第3章
子ども・若者と子育てを応援する社会基盤の構築

第1節 子どもの権利

第2節 子ども・子育て応援社会の構築

- 1 希望する人が子どもを持てる基盤づくり
- 2 ライフ・ワーク・バランスの推進
- 3 地域、社会との連携

第3節 子ども活躍応援社会の構築

- 1 子ども・子育て環境の充実
- 2 子どもの夢・チャレンジの応援
- 3 広報啓発・情報提供

＜目指す子どもの姿＞
それぞれの夢・それぞれの自立に向かって、
健やかに育つ子ども



安心して子育て
できる家庭

孤独を感じず楽しんで
子育てできる保護者



ボラン
ティア



市民

行政

NPO

関係
機関

企業

地域

安心して子育てができ、子どもが健やかに育つまち



6 計画の構成

本計画は、施策ごとに、次の内容で構成されています。

1 現状と課題

その施策分野において、現状はどのようになっているか、課題は何かなど、今後の計画を考える上でベースとなる各種データや、平成31年1月から2月に実施した「瀬戸市子ども総合計画づくりのためのアンケート調査」（以下、「アンケート調査」という。）の結果などを分析、考察しています。

※「現状と課題」に使用しているグラフ等について、回答者数（N）を基数とした百分率（%）で示した箇所は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%にならない場合があります。

2 目指す姿

計画の推進によって実現したい、子ども、若者、家庭、地域、社会等の姿を記載しています。

3 成果目標

「成果内容」と「指標」、「目標値」が設定されています。

施策の推進によって実現したい成果を具体的に表現したのが、「成果内容」です。

成果が上がっているかを毎年検証して、事業や取組の見直しにつなげるため、成果を数字でとらえる「指標」を設定し、達成時期と達成水準を「目標値」として定めています。

成果を直に測ることができる良い指標がない場合は、成果が上がっているかを分析・推測するための指標がつけてあります。また、指標が5年おきのアンケートで収集されるなど、毎年把握できない場合は、毎年把握できる指標を併用しています。

4 事業と取組

目指す姿、成果目標を達成するための手段として、様々な主体が取り組むことが挙げられています。上記3によって、目標値の達成状況を把握し、成果が上がっているかを毎年検証しつつ、必要に応じて事業や取組を見直します。

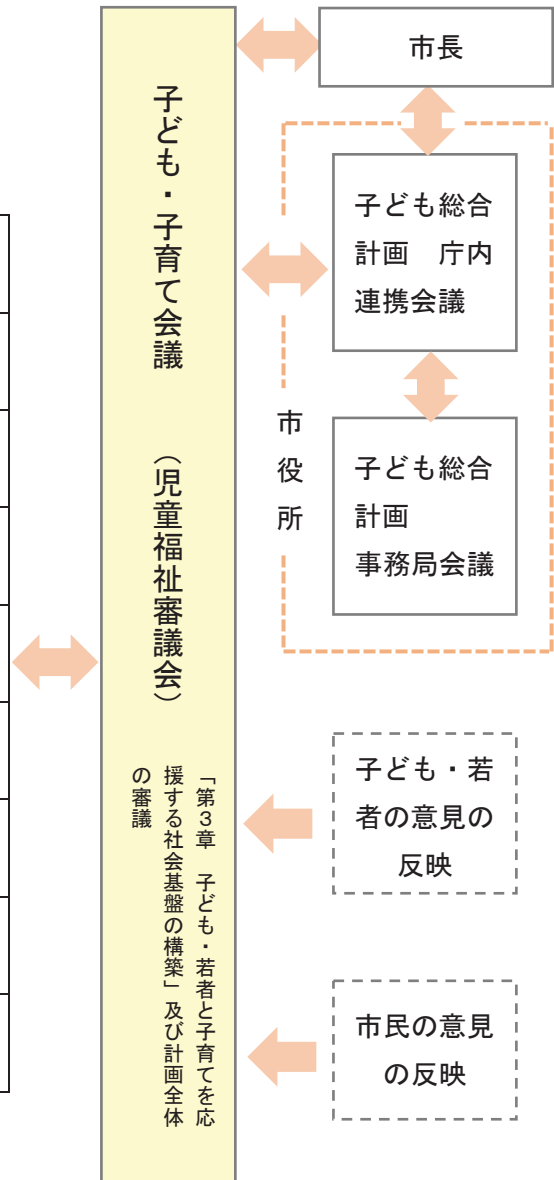
「担当」の欄には、主にその取組を担う主体や取組の調整を担う主体が記入されています。主な主体として、市の関係部署、国・県等の関係機関、市民、地域、NPO・団体、企業等が挙げられています。

7 計画の推進体制

- 本計画の推進及び進行管理は、本計画策定時と同様の体制（下図）で行います。各分野に設置されている部会・連携会議等において推進・進行管理するほか、計画全体については、瀬戸市子ども・子育て会議条例第5条に基づき、子ども・子育て会議（児童福祉審議会）が調査・審議します。
- 本計画は、行政だけでなく、様々な関係機関や市民、地域、NPO・団体、企業等との連携・協働によって推進します。
- この計画に含まれる施策は、保健・医療・福祉、教育、就労・雇用等の様々な分野にわたるため、庁内関係部局間の緊密な連携に努めることで、総合的で効果的な計画の推進を図ります。

部会・連携会議等

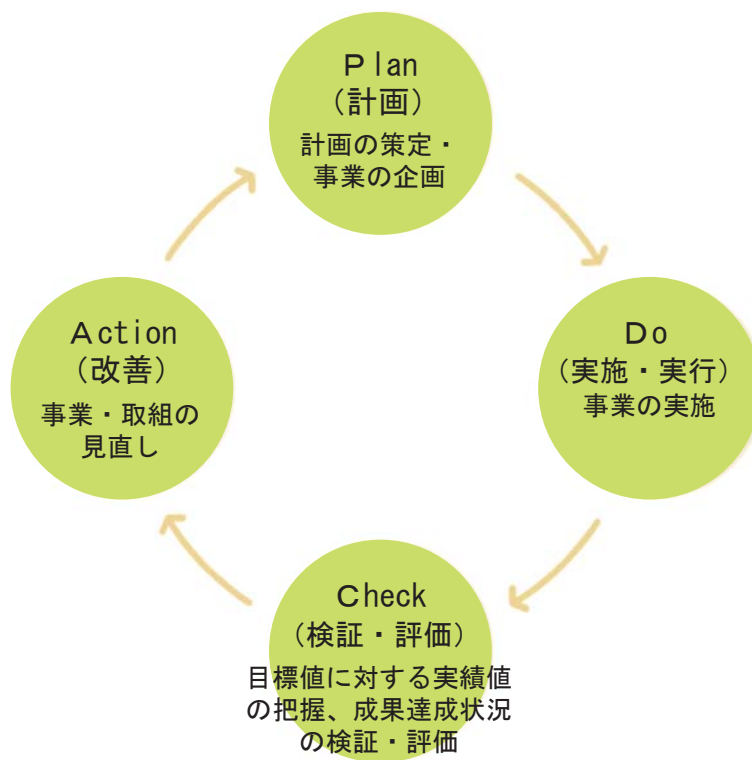
第1章	すべての子ども・若者の健やかな成長	母子保健	保健・医療・福祉総合調整推進会議 保健専門部会
			子育て支援地域連絡会議
		保育	保育部会
			子育て総合支援センター関係機関会議
			児童館運営委員会
第2章	社会的自立に困難を有する子ども・若者支援	虐待	要保護児童対策地域協議会
		発達支援	発達障害支援協議会
			子ども・若者支援地域協議会
			その他関係会議



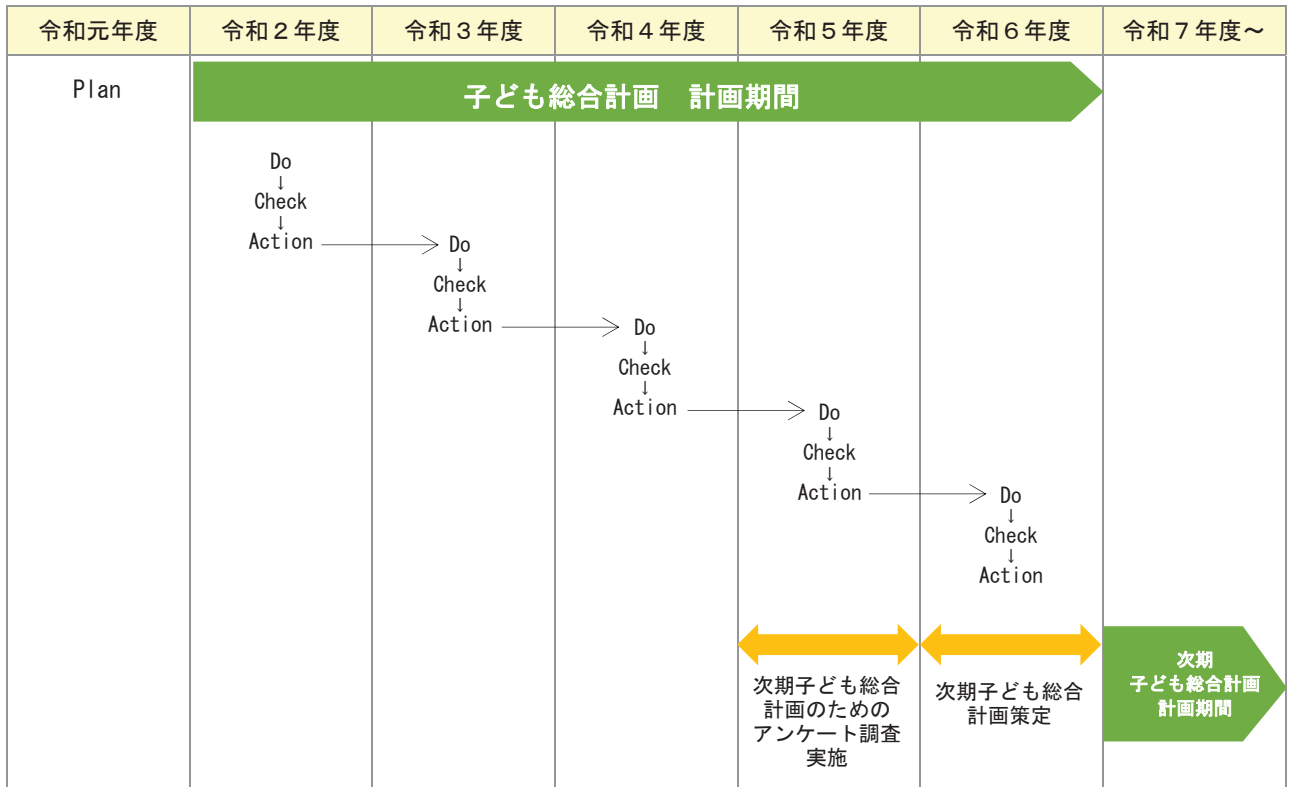
8 計画の進行管理

(1) 計画の評価・検証

- 目指す姿の達成状況を把握するため、各成果目標に掲げられた指標に関し、毎年、目標値に対する実績値を把握し、評価・検証を行っていきます。
- 計画の進捗状況を踏まえて、更に計画が推進されるよう【Plan（計画）→Do（実施・実行）→Check（検証・評価）→Action（改善）】の PDCA サイクルの構築に努め、事業・取組については、成果目標の達成に必要な見直しを柔軟に行います。
- 上記2点の結果を、部会・連携会議及び子ども・子育て会議において報告し、意見を伺います。



計画の進行管理のスケジュール



全体構想

(2) 情報提供・周知

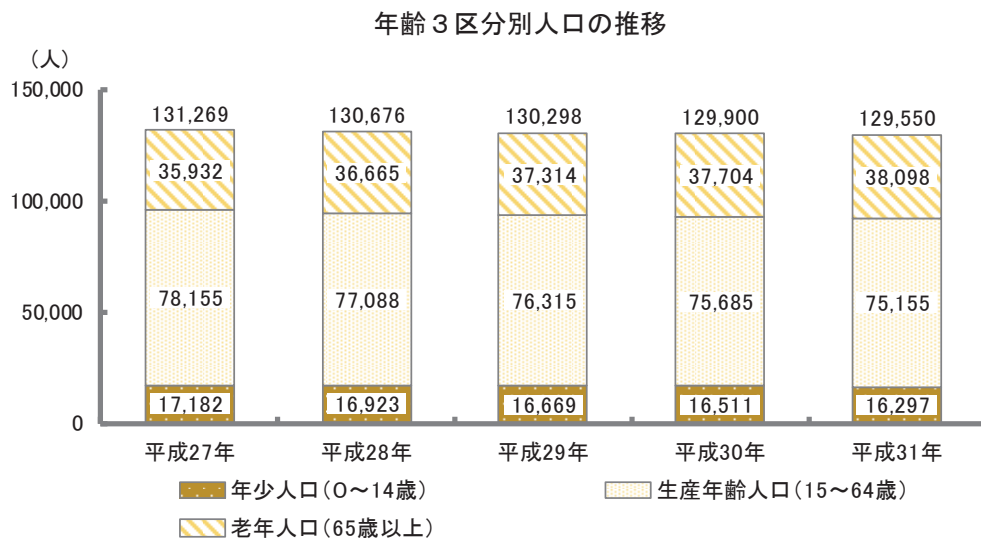
- ・ 広報紙やホームページなどの多様な媒体を活用し、この計画の内容や進捗状況などの情報を公開し、子ども・若者を含む市民に広く周知していきます。

9 瀬戸市の状況

(1) 人口の状況

① 年齢3区分別人口の推移

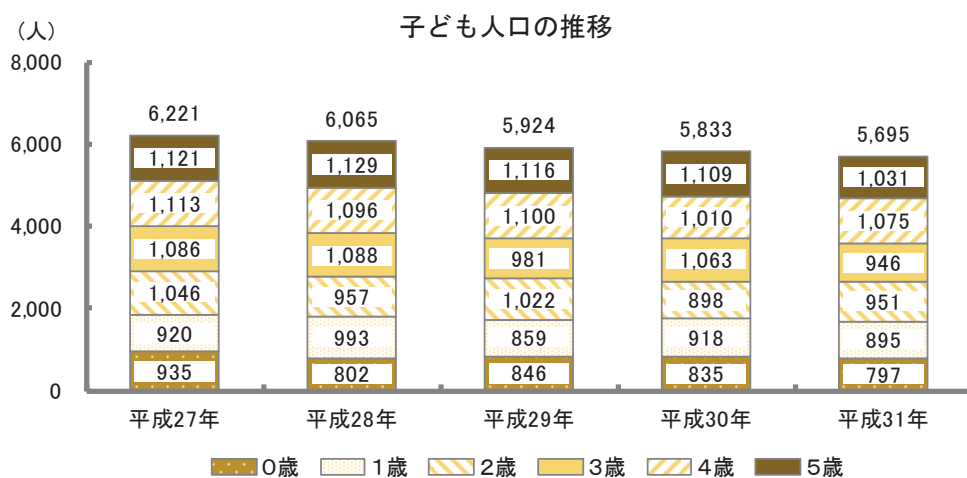
本市の人口推移をみると、総人口は年々減少し、平成31年で129,550人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）は減少しているのに対し、老年人口（65歳以上）は増加しており、少子高齢化が進んでいます。



資料：瀬戸市住民基本台帳（各年4月1日現在）

② 年齢別就学前児童数の推移

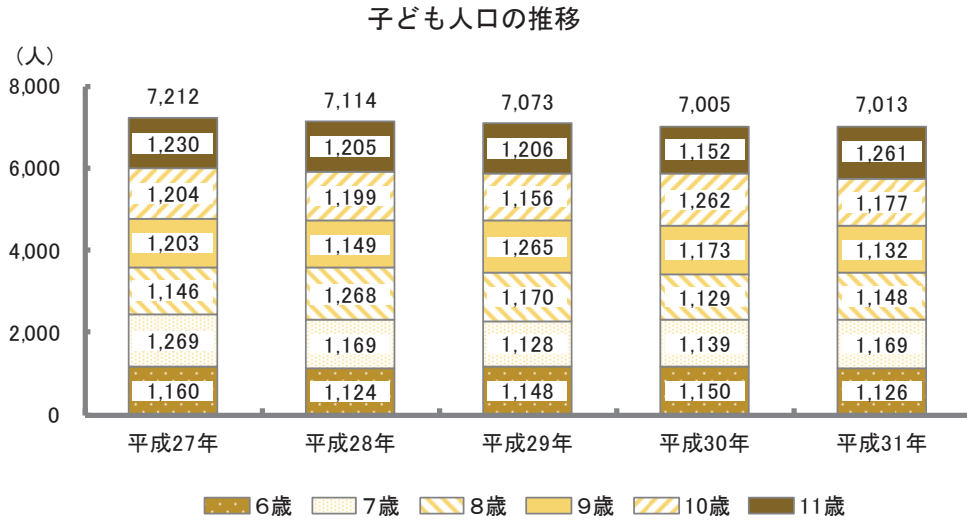
本市の0歳から5歳の子ども人口は全体的に減少しています。



資料：瀬戸市住民基本台帳（各年4月1日現在）

③ 年齢別就学児童数の推移

本市の6歳から11歳の子ども人口は年々減少していましたが、平成31年4月現在で7,013人となり、減少傾向に一旦歯止めがかかっています。

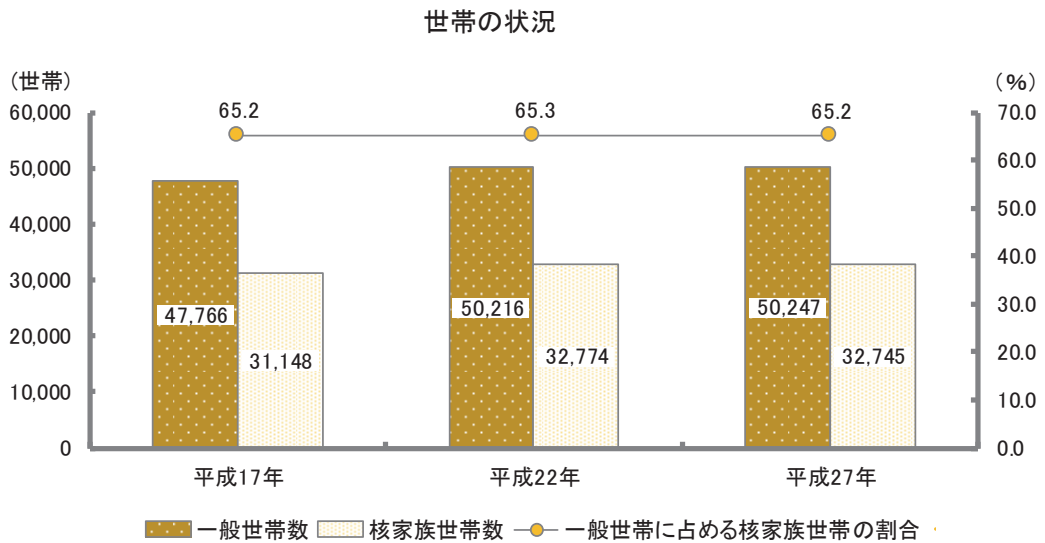


資料：瀬戸市住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 世帯の状況

① 一般世帯・核家族世帯の状況

本市の核家族世帯数は、平成22年までは増加していましたが、平成27年で少し減少し32,745世帯となっています。また、一般世帯に占める核家族世帯の割合は横ばいです。

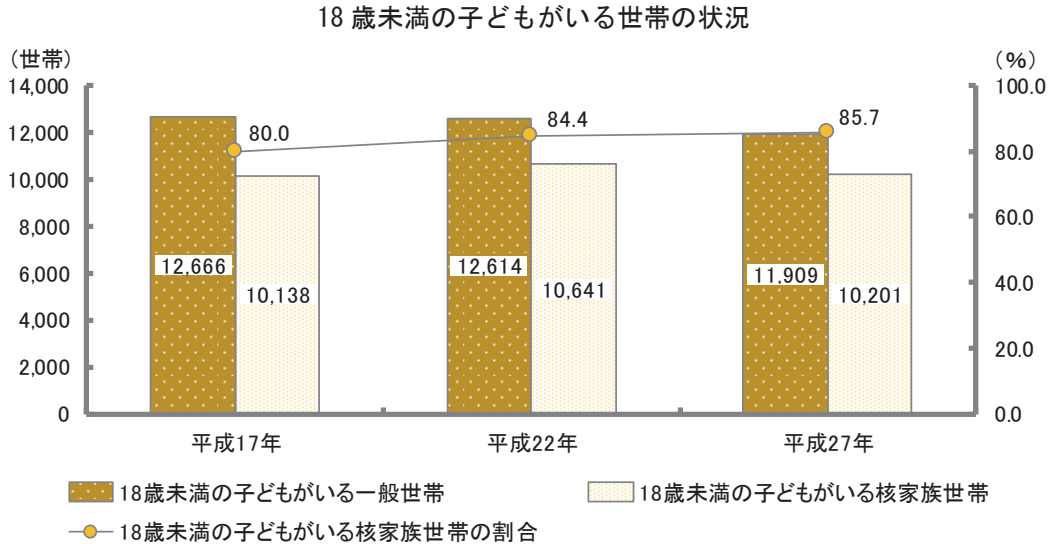


資料：国勢調査

② 18歳未満の子どもがいる世帯の状況

本市の18歳未満の子どもがいる一般世帯数は減少しており、平成27年で11,909世帯となっています。

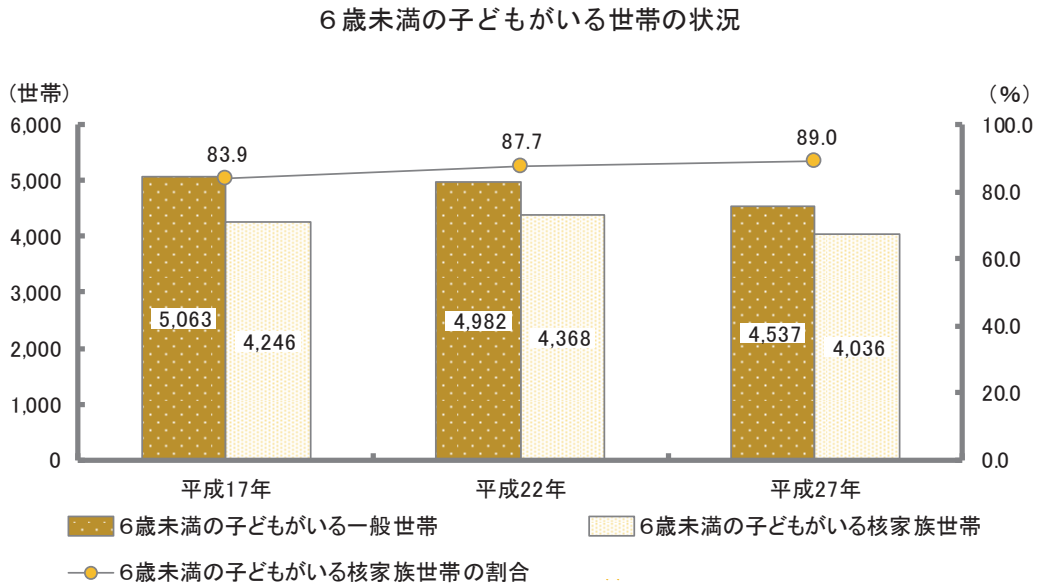
また、18歳未満の子どもがいる核家族世帯は、平成22年までは増加していましたが、平成27年で減少しました。一方、18歳未満の子どもがいる一般世帯に占める核家族世帯の割合は増加傾向となっています。



③ 6歳未満の子どもがいる世帯の状況

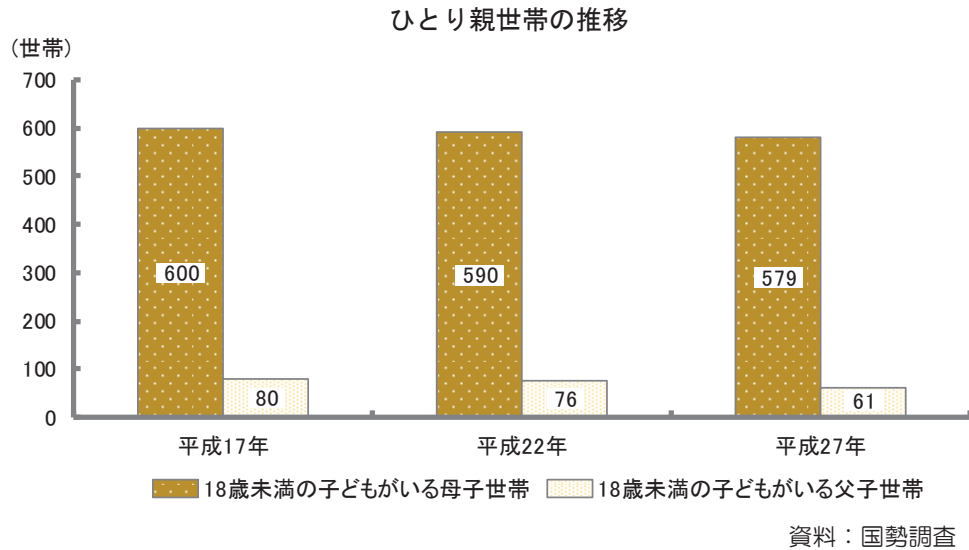
本市の6歳未満の子どもがいる一般世帯数は減少しており、平成27年で4,537世帯となっています。

また、6歳未満の子どもがいる核家族世帯は、平成22年までは増加していましたが、平成27年で減少しました。一方、6歳未満の子どもがいる一般世帯に占める核家族世帯の割合は増加傾向となっています。



④ ひとり親世帯の推移

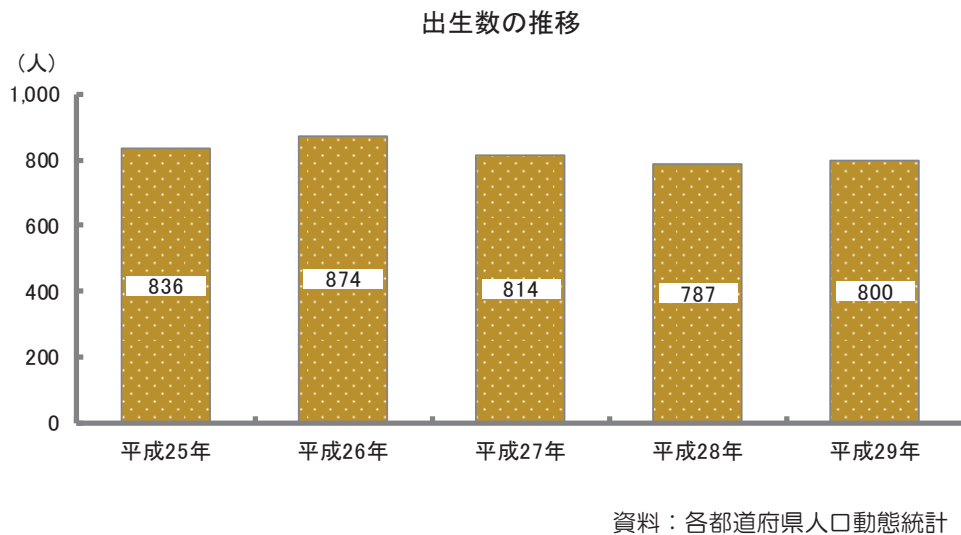
本市の18歳未満の子どもがいる母子世帯及び父子世帯は年々減少しており、平成27年で母子世帯は579世帯、父子世帯は61世帯となっています。



(3) 出生の状況

① 出生数の推移

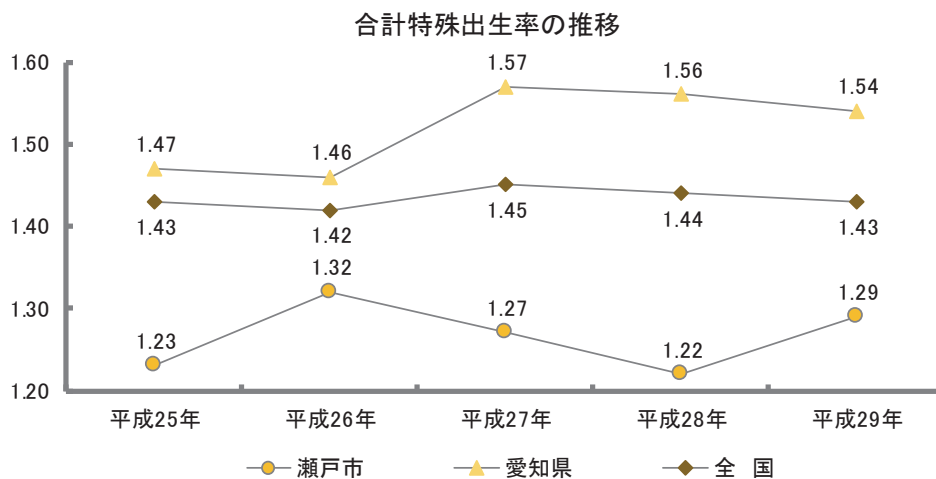
本市の出生数はおおむね減少傾向となっています。



② 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は「15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、1人の女性がその年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子どもの数に相当します。

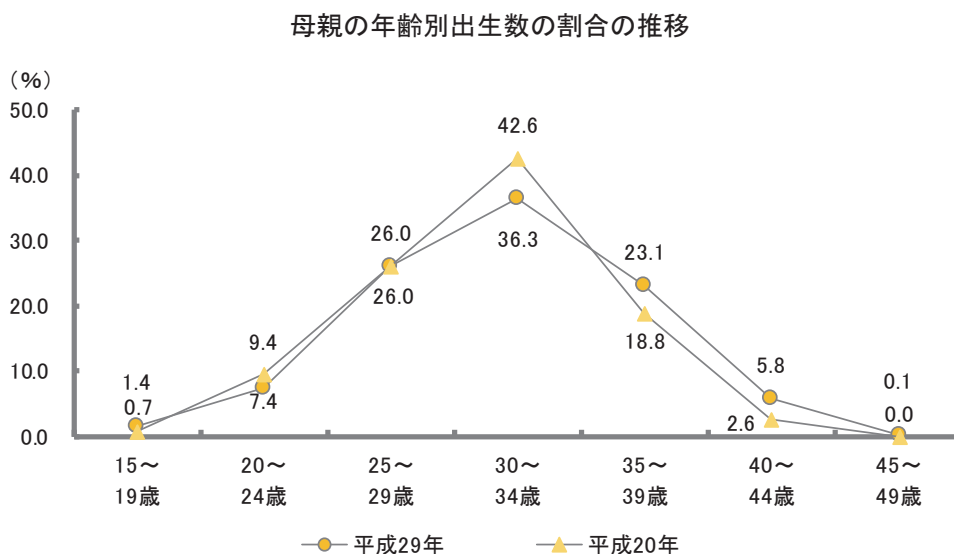
本市の合計特殊出生率は増減を繰り返しながら推移しており、平成29年で1.29となっています。また、全国・県と比較すると低い値で推移しています。



資料：各都道府県人口動態統計（市、県）厚生労働省人口動態調査（国）

③ 母親の年齢（5歳階級）別出生数の割合の推移

本市の母親の年齢（5歳階級）別出生数の割合の推移をみると、平成20年に比べ平成29年で、20～24歳、30～34歳の割合が減少しているのに対し、35～44歳の割合が増加していることから、晩産化が進行していることがうかがえます。



資料：厚生労働省 人口動態統計

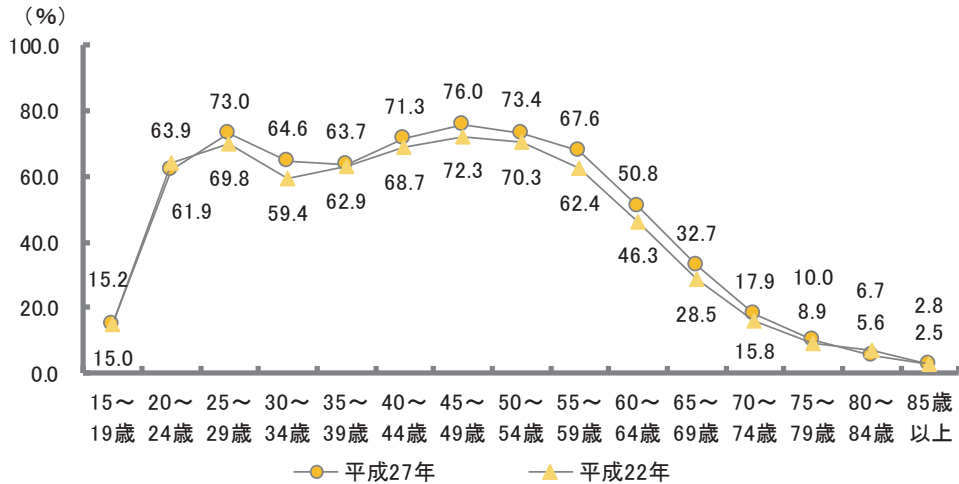
(4) 就業の状況

① 女性の年齢別就業率の推移

女性の就業率は、結婚・出産期にあたる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブを描くことが知られています。

本市において、落ち込みの大きい30～39歳の就業率は平成22年に比べ平成27年で上昇し、近年ではM字カーブは緩やかになっています。

女性の年齢別就業率の推移

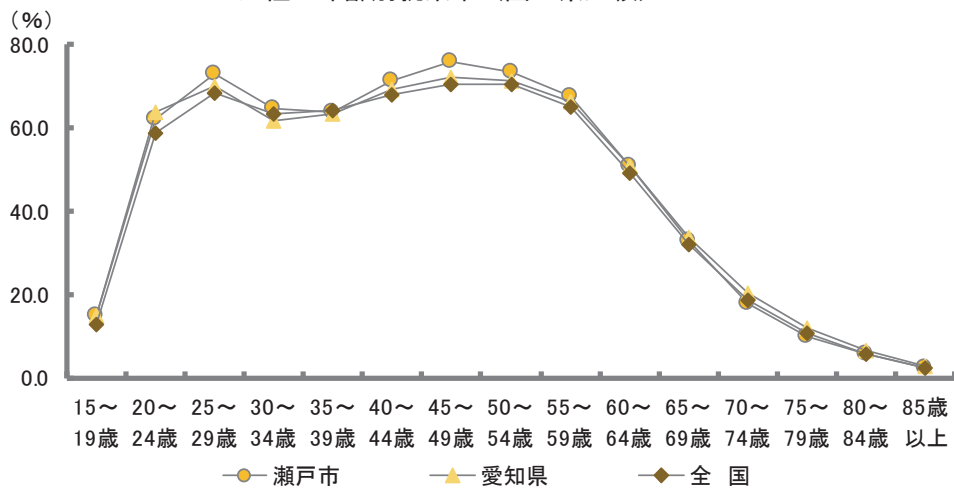


資料：国勢調査

② 女性の年齢別就業率（国・県比較）

本市の平成27年の女性の年齢別就業率を全国、県と比較すると、25歳から59歳までは全国、県よりもおおむね高くなっています。

女性の年齢別就業率（国・県比較）

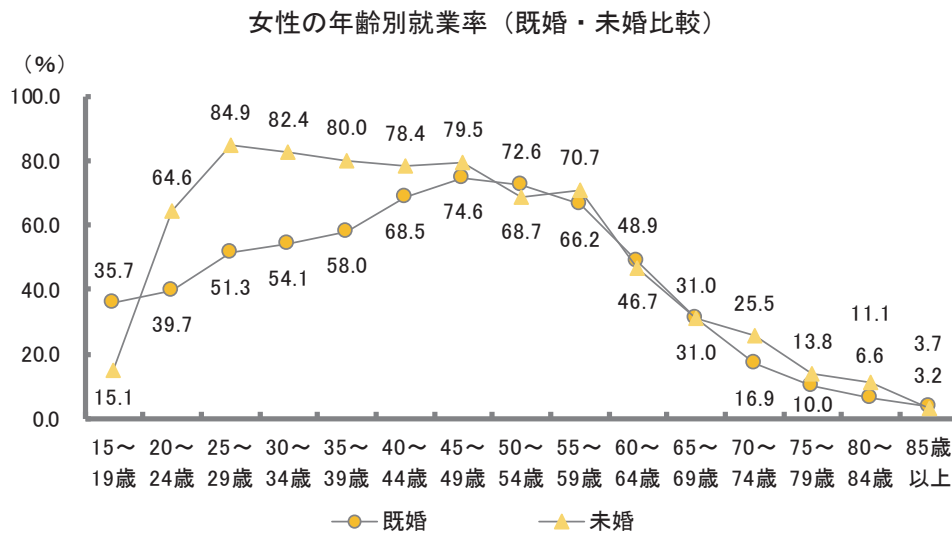


	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上
瀬戸市	15.2	61.9	73.0	64.6	63.7	71.3	76.0	73.4	67.6	50.8	32.7	17.9	10.0	5.6	2.5
愛知県	15.0	63.7	69.9	61.7	63.4	69.2	72.0	71.3	66.1	51.0	33.9	20.3	11.8	6.4	2.8
全国	12.9	58.6	68.2	63.3	64.1	67.9	70.3	70.3	65.0	49.1	32.1	18.9	10.9	5.9	2.4

資料：国勢調査（平成27年）

③ 女性の年齢別就業率（既婚・未婚比較）

本市の平成27年の女性の未婚・既婚別就業率をみると、特に20歳代から40歳代前半において、既婚者に比べて未婚者の就業率が高くなっています。



資料：国勢調査（平成27年）

【第2 施策の展開】



第1章 **すべての子ども・若者の健やかな成長**



第1節 母子保健

1 妊娠・出産・子育てへの支援

[現状と課題]

少子化・核家族化により家族や周囲の支援が得られない状況や、多子、多胎、ひとり親、疾患を有する状態など、様々な事情を抱えながら妊娠・出産を迎える場合があります。また、情報量の増加・多様化の中で正しい知識や技術を持たず、不安を抱えながら妊娠、出産、子育てをする保護者も見られます。

そのような状況を改善するためには、家族や地域に見守られながら、安心して妊娠、出産、子育てをスタートできることが重要です。

また、子育ての不安や負担を軽減しながら、穏やかな気持ちで育児が行える支援体制が必要です。

[目指す姿]

- ・妊娠・出産に関する正しい知識と技術を持ち、保護者と子どもが心身ともに健やかに、安心して過ごすことができる。
- ・家族や地域、社会全体が妊娠、出産、子育てを支援することで、保護者の不安や負担が軽減される。

[成果目標]

成果内容 マタニティ教室への家族の参加率が向上する。

※ 妊婦が参加するマタニティ教室に家族も一緒に参加することで、家族みんなで子どもを迎える環境づくりへの第一歩となる。

指標	単位	基準値	目標値				
		H30 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
マタニティ教室への家族の参加率	%	79.4	80.0	80.0	80.0	80.0	80.0

成果内容 「こんにちは赤ちゃん訪問（※）」実施率が向上する。

指標	単位	基準値	目標値				
		H30年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
「こんにちは赤ちゃん訪問」実施率	%	94.3	95.0	95.0	95.0	95.0	95.0

※ こんにちは赤ちゃん訪問：乳児家庭全戸訪問

[事業と取組]

制度・事業名	内容	担当
母子健康手帳交付・妊婦相談・妊婦訪問	医療機関などで妊娠がわかった方へ母子健康手帳の交付をします。母子健康手帳は妊娠中からの体の変化と出産の様子、子どもの健診結果や予防接種の記録を記入する大切な成長記録です。また、交付の際には、保健師が制度の紹介や妊娠中の生活などの話をし、妊婦の不安や心配にこたえます。必要な方には家庭訪問を行います。	健康課
ミニママ教室	妊娠中の過ごし方、制度の紹介、母子健康手帳の使い方などを伝える教室を開催します。	健康課
マタニティ教室	安心してマタニティライフを過ごせるための教室を行います。妊婦の配偶者・パートナー等に向けた内容も入れています。	健康課
妊産婦健康診査	母子健康手帳交付時に、14回分の妊婦健診と1回分の産後健診の受診票を発行します。	健康課
産前産後支援	産前産後の状況に応じてママサポーターの派遣（有料）や専門スタッフが支援を行います。	健康課
こんにちは赤ちゃん訪問	子どもが健やかに成長し、保護者が安心して子育てができるように乳児家庭全戸訪問を行います。	健康課 民生委員児童委員、主任児童委員
養育支援訪問	子育ての不安や孤独感を抱える家庭や支援が必要な家庭に対して保健師等が訪問をし、相談・支援等を行います。特に特定妊婦等に対し、妊娠期から産後にかけて切れ目のない支援を行います。	健康課
一般不妊治療費助成制度・一般不妊治療支援	不妊治療を行う夫婦に対して、一般不妊治療等に要する費用の一部を助成（特定不妊治療を除く。）します。また、助産師・保健師による健康相談を行います。	健康課
不育症治療費助金・不育症治療支援	不育症とは、妊娠はするものの、流産や死産を繰り返すことをいいます。不育症治療に要する費用の一部を助成します。また、不育症治療に悩む夫婦に対して、助産師・保健師による健康相談を行います。	健康課

2 子どもの健康の保持・増進

[現状と課題]

子どもが健全に成長するには、健康診査（以下、「健診」という。）や健康相談の場で、成長発達を保護者が確認し、保護者が抱える子育て等の不安が軽減できる支援体制が必要です。各種健診や相談の受診率は90%以上を保持していますが、子どもの年齢が高くなるほど受診率は低い傾向があります。未受診児に対しては、受診勧奨とともに状況把握や支援につなげることが重要と認識しており、未把握者ゼロを維持できるように努めます。また、感染症の罹患を防ぐため、適切な時期に予防接種を受けることは大切で、特に影響力や感染力が高い麻疹・風しんは、接種率を一定以上に保つ必要があります。

[目指す姿]

- ・子どもが、各種健診や健康教育、健康相談を受けながら健やかに成長・発達ができる。保護者は、健診等の機会を利用し、不安を軽減しながら子育てができる。
- ・乳幼児が、適切な時期に予防接種を受けることで、感染症の罹患予防ができる。

[成果目標]

成果内容 6か月児健康相談の実施率が向上する。

指標	単位	基準値	目標値				
		H30年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
6か月児健康相談実施率	%	98.1	98.2	98.3	98.4	98.5	98.5

成果内容 1歳6か月児健診の受診率が向上する。

指標	単位	基準値	目標値				
		H30年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
1歳6か月児健診受診率	%	95.2	95.4	95.6	95.8	96.0	96.2

成果内容 3歳児健診受診率が向上する。

指標	単位	基準値	目標値				
		H30年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
3歳児健診受診率	%	93.7	94.0	94.0	94.0	94.0	94.0

成果内容 麻しん風しん混合ワクチン（MR）接種率95%以上を維持できる。

指標	単位	基準値	目標値				
		H30年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
麻しん風しん混合予防接種 接種率(第1期)	%	95 以上	95 以上	95 以上	95 以上	95 以上	95 以上
麻しん風しん混合予防接種 接種率(第2期)	%	95 以上	95 以上	95 以上	95 以上	95 以上	95 以上

[事業と取組]

制度・事業名	内容	担当
3か月児健康診査	身体計測、問診及び育児相談、集団講話（予防接種、離乳食等）、小児科診察を行います。	健康課
6か月児健康相談	身体計測、問診及び育児相談、集団講話（離乳食、事故予防、歯のケア等）、図書館による絵本の読み聞かせと絵本のプレゼント（ブックスタート）を行います。	健康課 図書館
1歳6か月児健康診査	身体計測、問診及び育児相談、小児科診察、歯科診察、フッ素塗布を行います。	健康課
2歳児歯科健康診査	虫歯予防の話、歯科診察、フッ素塗布、染め出しを行います。	健康課
3歳児健康診査	身体計測、問診及び育児相談、小児科診察、歯科診察、フッ素塗布等を行います。	健康課
健診未受診児対応	各健診の未受診児に対し、電話や手紙、家庭訪問等により、受診勧奨、状況把握と支援を行います。	健康課
乳幼児健康相談	乳幼児とその保護者に対し、身体計測、育児相談を行います。	健康課
赤ちゃんサロン	7か月までの赤ちゃんとその保護者が、自由に集えるサロンを月に1回開催します。	健康課
予防接種	お母さんからもらう病気に対する抵抗力（免疫）は、出生後徐々に弱まり、生後12か月までにほとんど失われるため、赤ちゃん自身で免疫を作って病気を予防する必要があります。その助けとなるのが予防接種です。 適切に予防接種ができるよう、予診票の発行や接種スケジュールの相談などを行います。	健康課

制度・事業名	内容	担当
離乳食教室	離乳食の開始時期に備え、離乳食の簡単な調理実習と試食、進め方や冷凍保存方法などの講話を行います。	健康課
児童生活習慣病対策	近年、大人と同じように糖尿病や脂質異常症などの生活習慣病を発症する子どもが増えています。子どもの頃に身に付いた生活習慣や嗜好は、大人になってからでは変えにくいものです。児童が楽しみながら正しい生活習慣を学べるよう支援します。	健康課

第2節 乳幼児期

1 非認知能力を育む乳児保育・幼児教育の推進

[現状と課題]

平成30年4月に日本の幼児教育の内容が統一化され、次のように示されました。

「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」

ア 健康な心と体	イ 自立心
ウ 協同性	エ 道徳性・規範意識の芽生え
オ 社会生活との関わり	カ 思考力の芽生え
キ 自然との関わり・生命尊重	ク 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚
ケ 言葉による伝え合い	コ 豊かな感性と表現

出典：「保育所保育指針」「幼稚園教育要領」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」

乳児期（ここでは0～2歳）は人間が一生のうちで最も成長し、自己肯定感（※1）を含む非認知能力（※2）の基礎が育つ時期でもあり、「学びの芽生え」が見られます。基本的信頼感を形成するために、特定の大人とのアタッチメント（愛着）が大変重要と言われます。

子どもが急速に成長する幼児期（ここでは3歳～就学前まで）に経験の幅を広げることは、その子どもが将来、一人の人間として充実した生活を送るうえで不可欠とされています。

また、乳幼児期は「生命の保持及び情緒の安定」という養護（※3）的な働きかけや環境づくりが特に重要とされています。

保護者を含む周りの大人は、このような乳幼児期の特徴を踏まえて子どもと関わる必要があります。それとともに、保育士・幼稚園教諭による、保育の質を更に向上させることが求められています。

※1 自己肯定感：人と比べて優れているかどうかで自分を評価するのではなく、そのままの自分を認める感覚であり、「自分は大切な存在だ」「自分はかけがえのない存在」だと思えること。

※2 非認知能力：「自分に関する力」（自尊心、自己肯定感、自立心、自制心、自信など）と「人と関わる力」（一般的には社会性と呼ばれる、協調性、共感する力、思いやり、社交性、良いか悪いかを知る道徳性など）のこと。

※3 養護：保育における養護とは、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わりであり、保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とするものである。

出典：保育所保育指針

近年では乳幼児期に育てることが重要な能力として、非認知能力に注目が集まっています。ジェームズ・ヘックマン氏らにより、「ペリープレスクール（就学前）プロジェクト（※）」を通じ、乳幼児期に非認知能力を身につけることは、その子自身が貧困などをはねのける力にもつながり、その将来に大きな影響を与えるとの見解が提唱されています。

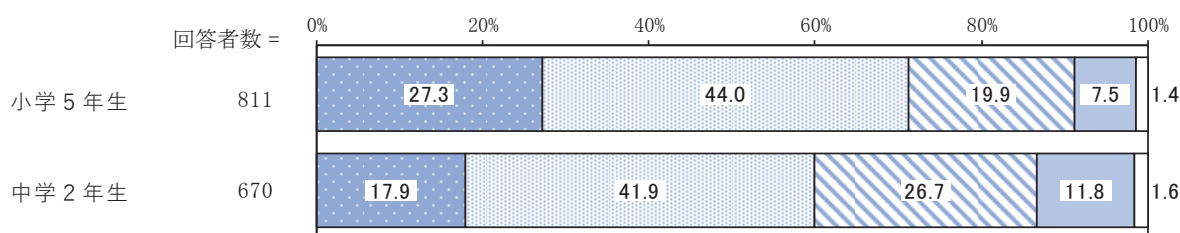
※ ペリープレスクール（就学前）プロジェクト：1962年から1967年にかけてアメリカで行われた就学前教育の社会実験。

本市は、平成30年度に小学5年生と中学2年生を対象に、以下の項目についてアンケート調査を実施し、子どもの非認知能力を調べました。

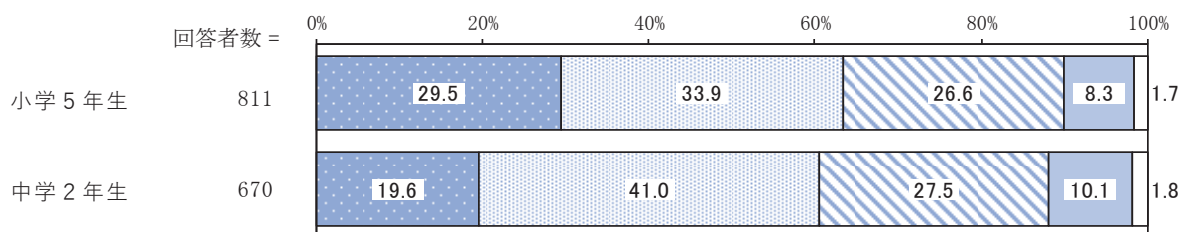
今回のアンケートの結果から、以下のグラフのとおり、瀬戸市の小学5年生・中学2年生ともに5項目すべてで、「とてもそう思う」「どちらかといえばそう思う」と答える子の割合が50%を超えています。

■ とてもそう思う ■ どちらかといえばそう思う ■ あまりそう思わない
 ■ そう思わない ■ 無回答

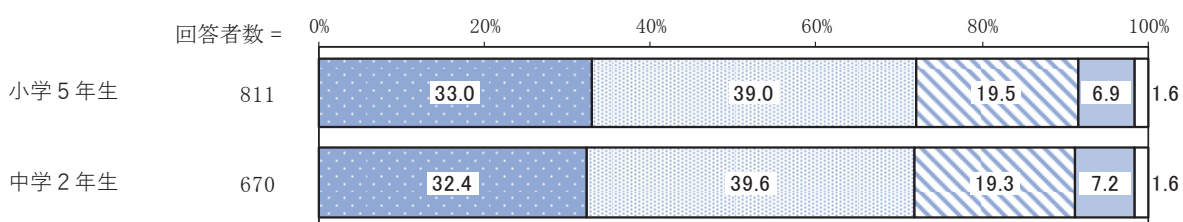
【自分のことが好き】



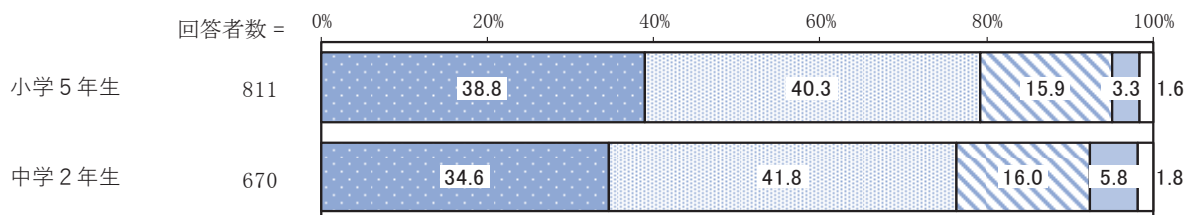
【自分は価値のある人間だと思う】



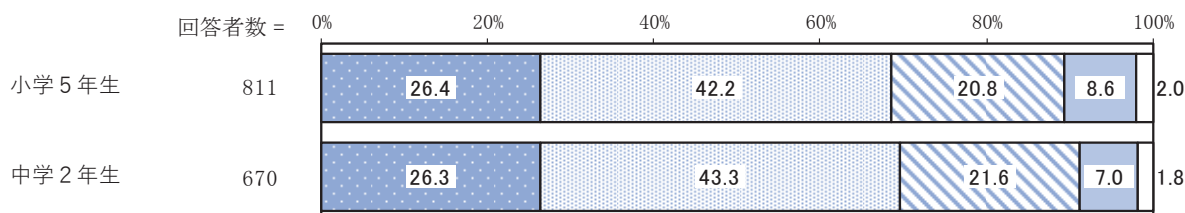
【他人と上手に関われる】



【目標に向かって頑張ることができる】



【自分の気持ちをうまくコントロールできる】



出典：アンケート調査

保育所保育指針解説には、「様々な研究成果の蓄積によって、乳幼児期における自尊心や自己制御、忍耐力といった主に社会情動的側面（※）における育ちが、大人になってからの生活に影響を及ぼすことが明らかとなってきた。これらの知見に基づき、保育所において保育士等や他の子どもたちと関わる経験やそのあり方は、乳幼児期以降も長期にわたって、様々な面で個人ひいては社会全体に大きな影響を与えるものとして、我が国はもとより国際的にもその重要性に対する認識が高まっている。」とあります。

このように乳幼児期に非認知能力を高める働きかけを、家庭はもちろん、保育園、幼稚園を含む教育の場において強化することが、子どものその後の幸せな人生のために重要と考えられます。非認知能力育成は未来の瀬戸市へとつながる投資となり得ます。

※ 社会情動的側面：非認知能力のこと。

[目指す姿]

成長後の自立の基礎となる子どもの自己肯定感・非認知能力が乳幼児期に育まれている。

[成果目標]

成果内容 乳幼児期を通して、自己肯定感を含む非認知能力を育み高める教育により、自分の価値や存在意義を肯定できる子どもが育つ。

指標	単位	基準値	目標値				
		H30年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
「自分のことが好き」の項目で「とてもそう思う」「どちらかといえばそう思う」と答える子の割合 ※	%	71.3 (小学5年生)	—	—	—	75	—
		59.8 (中学2年生)				65	
「自分は価値のある人間だと思う」の項目で「とてもそう思う」「どちらかといえばそう思う」と答える子の割合 ※	%	63.4 (小学5年生)	—	—	—	65	—
		60.6 (中学2年生)				62	
「自分は他人と上手に関われる」の項目で「とてもそう思う」「どちらかといえばそう思う」と答える子の割合 ※	%	72 (小学5年生)	—	—	—	74	—
		72 (中学2年生)				74	
「目標に向かって頑張ることができる」の項目で「とてもそう思う」「どちらかといえばそう思う」と答える子の割合 ※	%	79.1 (小学5年生)	—	—	—	81	—
		76.4 (中学2年生)				78	
「自分の気持ちをうまくコントロールできる」の項目で「とてもそう思う」「どちらかといえばそう思う」と答える子の割合 ※	%	68.6 (小学5年生)	—	—	—	70	—
		69.6 (中学2年生)				71	
すくすくふれあい広場「出張講座」参加者の満足度(有効回答に占める割合)	%	98.9	98	98	98	98	98

※ アンケート調査による。

[事業と取組]

対象	事業名	内容	担当
子ども	子どもの非認知能力を育むためのプログラムの実施	保育園在園中から小学校まで連携し、「命の学習（※1）」「食育」「運動促進」等のプログラムを普及促進します。	公立保育園 学校教育課
	主体的・対話的な深い学び（※2）の実施	遊び、生活の中で子どもが主体的・対話的に深い学びを積み重ねることができるプログラムを促進します。	保育園 幼稚園
	「生命の保持及び情緒の安定」及び「養護と教育の一体性」の実践	保育士が養護的な働きかけや環境をすることにより、園児の「生命の保持及び情緒の安定」を図ります。また、一体性を強く意識した上で養護と教育の実践を行います。	保育園
	幼児教育及び保育と小学校との連携	幼児教育及び保育と小学校教育との連携を図り、切れ目のない支援をします。	保育園 幼稚園 小学校
保護者及び子どもと保護者	子どもと保護者向けの読み聞かせ	保護者に読み聞かせを勧めることで子どもの非認知能力を高めます。	こども未来課 せとっ子ファミリー交流館 図書館
	育児講座	育児講座を通じて、子どもとの関わりを学ぶ機会を作ります。	こども未来課 せとっ子ファミリー交流館・ プレイルーム 図書館
	子どもの非認知能力を育む子育てを習得するための保護者向けプログラムの実施	すくすくふれあい広場「出張講座」や「子育て談笑」等により保護者の学びの場を提供します。	こども未来課 子育て総合支援センター・ 交通児童遊園
援助者 (保育士・幼稚園教諭)	保育士研修の体系化と推進	職務経験別研修や専門研修を通じてより専門性を高めるとともに資質向上につなげます。また、「共育（ともそだ）て」の重要性について共有を図り、実践につなげます。	保育課
	公立保育園の公開保育	保育を公開し、専門性を高めるとともに保育士が互いの資質向上につなげる機会にします。	保育課
	保育士・幼稚園教諭等の合同研修	幅広い分野での経験や知識の交換や研修を通じて交流を深め、より専門性を高めるとともに資質向上につなげます。	保育課

※1 命の学習：公立保育園で行っている自己肯定感を高める生き方教育。

※2 主体的：自分から進んでやろうとすること、同時に自分がやろうとすることに見通しを持って振り返ること。

対話的：自分の考えたことや感じたことを他の人に伝え合うこと。自分の考えに他人の考えを取り入れながら、自分もまた考えていくこと。

深い学び：「なぜ？」という理由や物事の仕組みを考えることによって学びを更に深めていくこと。

2 子育て支援

[現状と課題]

子育ての知恵を学ぶ機会が失われつつあり、子育て家庭の不安感・負担感・孤立化が見られます。保護者が子育てに不安や困難さを感じつつ、解消されないまま抱え込む状況も見られます。

アンケート調査によれば、母親と比較すると父親が子どもに関わる時間が圧倒的に短いことが浮き彫りになりました（6歳児の保護者で平日に子どもと関わる時間が2時間未満の割合…父：52.0% 母：5.5%）。父親が子育てに関わることで、子育てに関わる母親の不安感や負担感解消に重要です。

一方、家族の在り方の多様化もあり、祖父母を含む身近な人たちみんなで、子育てを応援する社会の実現が必須となってきています。また、子育ての悩みを打ち明けられる仲間がいることは、これらの不安感などを軽減する上で重要であると考えられます。地域の子育て支援センターには保護者の学びや仲間づくりなどのための機会の提供が求められます。

また、近年、保護者が大人中心の生活になりがちです。家庭の役割として、子どもが大切にされている実感を味わえるように育むことが求められます。一方、幼稚園・保育園の役割としては、生活・社会面のスキル（人とのコミュニケーション等）を育てることが中心となってきます。今一度、原点に戻り、この両者がそれぞれの役割を果たしていく「^{ともぞだ}共育て（※）」を実践していく必要があります。

※ 共育て：子どもを育てるために、子どもたちを真ん中にし、周りの大人（親、祖父母等の親族、近所の人、保育園・幼稚園の先生等）がそれぞれの役割を果たしながら支え合い、子どもと共に成長し合うこと。

[目指す姿]

子育ての不安感・負担感や孤立感が軽減され、保護者が子育てに喜びを感じることで、子どもが安心して成長できる家庭が増えている。

[成果目標]

保護者自身が子育てについて学ぶ機会や話し合える場があり、父親が積極的に育児にたずさわったり、地域の人とのつながりが持てることで、安心して子育てができる。

指標	単位	基準値	目標値				
		H30年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
子育てを楽しんでいる人の割合 ※1	%	93.7	—	—	—	95.0	—
子育ては孤独と思う人の割合 ※1	%	23.1	—	—	—	20.0	—
初めて交通児童遊園、せとっ子ファミリー交流館、プレイルームに来館する人数	人	1,620 (R元年度予測) ※2	1,630	1,640	1,650	1,660	1,670

指標	単位	基準値	目標値				
		H30年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
育児サークルの参加者数 ※3	人	3,068	3,075	3,080	3,085	3,090	3,095
父親向け講座等の参加者数 ※4	人	53	60	70	80	90	100
父親の来館者数 ※5	人	2,696 (R元年度予測)	2,700	2,710	2,720	2,730	2,740

※1 アンケート調査による。

※2 R元年度の7～9月の来館者の調査より、おおよその年間人数を計算し、基準値とした。

※3 せとっ子ファミリー交流館で実施のサークルに参加する方の延べ人数（子ども、大人）。

※4 せとっ子ファミリー交流館で実施する父親向け育児講座等に参加する方の延べ人数（子ども、大人）。

※5 交通児童遊園、せとっ子ファミリー交流館、プレイルームに来館する方のうち、父親の数（R元年度の7～9月の来館者の調査より、おおよその年間人数を計算し、基準値とした。）。

[事業と取組]

制度・事業名	内容	担当
乳幼児と保護者が地域で集まる場所と仲間づくり	乳幼児と保護者が集まる場（地域子育てサロン・育児サロン（※））を地域に設け、仲間づくりや学びの機会を提供するとともに、地域の子育て支援関係者とつながり、ともに子どもの成長を見守ります。 交通児童遊園、せとっ子ファミリー交流館、プレイルームでは常設の育児サロンを設けるとともに、育児に関する相談に応じます。	地区社協 地域力向上委員会 民生委員児童委員 こども未来課 交通児童遊園・せとっ子ファミリー交流館・プレイルーム
育児サークル支援	乳幼児を子育て中の保護者同士でサークルを作り、一緒に遊んだり育児の悩みを相談できる仲間作りをします。自立に向けて3年間は職員が遊びの支援をします。4年目以降は自立して活動します。	こども未来課 せとっ子ファミリー交流館
地域の子育て支援拠点としての公立保育園	保育園に通っていない家庭向けに、民生委員児童委員と連携し、次のような取組を行います。 ・異年齢交流（園児との交流） ・育児サロン（未就園児と保護者で参加する遊び場。主に保育士が遊びの指導や相談を行います。） ・園庭開放（保育園の園庭で遊べます。）	公立保育園 民生委員児童委員
異年齢交流事業	入園前の乳幼児とその保護者を対象に、保育園児との交流を通じて、遊びの楽しさを知ったり、子どもへの接し方を学ぶ場を提供します。	保育園
父親参加育児講座	父親が積極的に育児に関わるよう、子どもへの関わり方や子どもと遊ぶことの楽しさを学ぶ機会として父親が参加しやすい土・日に講座等を行います。	こども未来課 交通児童遊園・せとっ子ファミリー交流館・プレイルーム

制度・事業名	内容	担当
子育てパパの キャンプ教室	父と子（家族）がともに楽しんで参加する活動の場を提供し、親子のふれあいやコミュニケーションを深めます。	まちづくり協働課 こども未来課 せとっ子ファミリー交流館
共育て	子どもを育てるために、家庭と幼稚園・保育園とがそれぞれの役割を果たす「共育て」を実践します。保護者に対し、「共育て」を進める上で期待される役割について、保育の場や講座等を通じて啓発を行います。	保護者 保育園 幼稚園 こども未来課
孫育て応援講座	祖父母世代が現代の育児方法や子育て事情を知り、多世代で支え合う環境を作るため、講座等を開催します。	こども未来課 子育て総合支援センター

※ 地域子育てサロン・育児サロン：子どもと保護者が触れ合ったり、子育て仲間を見つけたり、育児の悩みや楽しさを話しながら情報交換ができる場。

3 保育サービスの充実

(1) 保育園

[現状と課題]

子どもの人口は減少傾向にある一方、保育を必要とする子どもは、核家族化の進行、共働き世帯の増加、女性の社会進出などから増加傾向にあり、今後も保育園への入園希望者は増加が予想され、受入枠の拡大が必要になっていくと思われます。

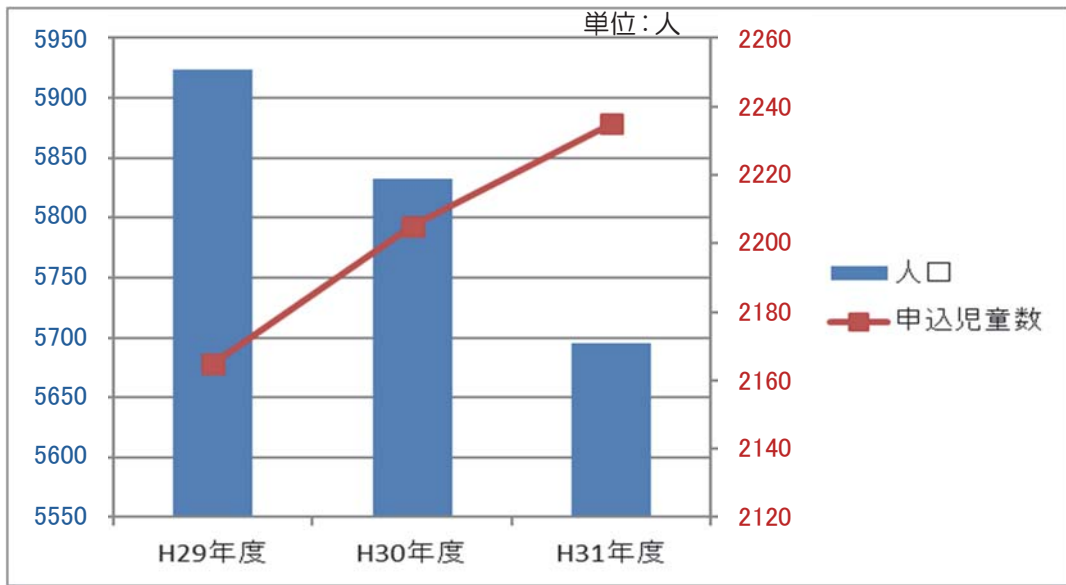
市内には、公立保育園が10園、公設民営保育園が2園、民間保育園が12園、小規模保育施設が2園あります。令和2年4月には、新たに民間保育園1園、小規模保育施設1園が開設されます。保育需要の増加に伴い、保育施設の充実が求められるとともに、保育士の確保・定着化や質の確保・向上が課題となっています。

■各年度の保育希望児童数（4月1日時点）

（単位：人）

		4歳 以上児	3歳児	小計 (3歳 以上児)	2歳児	1歳児	0歳児	小計 (3歳 未満児)	合計	待機 児童数
H29 年度	人口	2,216	981	3,197	1,022	859	846	2,727	5,924	28
	申込児童数	1,012	458	1,470	370	255	70	695	2,165	
H30 年度	人口	2,119	1,063	3,182	898	918	835	2,651	5,833	18
	申込児童数	1,010	494	1,504	342	299	60	701	2,205	
H31 年度	人口	2,106	946	3,052	951	895	797	2,643	5,695	61
	申込児童数	1,010	457	1,467	401	303	64	768	2,235	

人口と申込児童数の増減（0～5歳児）



[目指す姿]

待機児童ゼロを達成したうえで、多様な保育ニーズに対応したサービスが充実しており、子育てと仕事が両立できる。

[成果目標①]

成果内容 待機児童が解消されている。

指標	単位	基準値	目標値				
		H31年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
待機児童数	人	61	0	0	0	0	0
利用定員数 ※	人	2,397	2,476	2,476	2,476	2,476	2,476

※ 企業主導型保育事業を含む。

[事業と取組①]

制度名	内容	担当
認可保育所の新設	0～2歳児対象（定員60人）の保育所を令和2年4月に開設します。	保育課
地域型保育所の整備	小規模保育施設（定員19人）を令和2年4月に開設します。	保育課
利用定員の拡充	保育所等の新設に加え、既設園の定員拡充を検討します。	保育課
保育士確保・就労継続支援のための補助制度	保育士確保支援事業として、人材紹介会社等に支払う手数料を補助します。また、就労継続支援として宿舎借り上げ支援事業を行います。	保育課

近年、核家族化、保護者の就労形態の多様化など、子どもや子育て家庭をめぐる環境が大きく変化するなかで、様々な保育ニーズに対応するサービスの提供が求められます。

[成果目標②]

成果内容 多様な保育ニーズに対応したサービスが提供されている。

指標	単位	基準値	目標値				
		H31年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
障害児保育実施園	園	10	12	14	14	14	14
休日保育実施園	園	2	2	2	2	2	2
延長保育実施園	園	22	24	24	24	24	24

[事業と取組②]

制度名	内容	担当
障害児保育	保育体制を整え、障害児保育を実施	保育課
休日保育	日曜日・祝日に民間保育園2園で実施	保育課
延長保育	19時15分まで延長保育を実施	保育課

[成果目標③]

成果内容 保育園で子どもが安全・安心に過ごすことができる。

指標	単位	基準値	目標値				
		H31年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
第三者評価実施園数	園	12	14	16	18	20	22
保育園での死亡事故件数	件	0	0	0	0	0	0

[事業と取組③]

制度名	内容	担当
事故検証委員会の開催	第三者委員（医師、弁護士、学識経験者等）と保育所安全検討会委員が参加し、年2回定時開催します。	保育課
睡眠時の呼吸チェック	睡眠時マニュアルを整備します。0歳児5分ごと、1歳児10分ごと、2歳児15分ごとに午睡時健康チェック表を用いて管理します。0歳児に午睡センサーを導入し、チェックを実施します。	保育課 (各保育園)

制度名	内容	担当
アレルギー懇談会	食物アレルギー児の保護者、園長、保育士、調理員等で毎月懇談会を実施します。献立表をもとに、除去対応が必要な食品を確認します。	保育課 (各保育園)
アレルギー給食	医師による食物アレルギーの診断、除去の指示がある食品について、可能な範囲で(除去食の)対応します。	保育課 (各保育園)
エピペン研修会	毎年、医師を講師とし、研修会を実施します。ロールプレイングで実際にエピペンを使用し、緊急時のシミュレーションを行います。	保育課

(2) 幼稚園の預かり保育

[現状と課題]

平成 19 年に学校教育法の改正に伴い、幼稚園の役割に「子育て支援」が追加されました。そのため、「子育て支援」の一環として幼稚園の預かり保育が行われ、幼稚園教育開始前、修了後、長期休業期間（夏休み・冬休み・春休み）を対象として提供されるようになりました。

国勢調査によると、本市の女性の就業率は平成 22 年度と比較して、平成 27 年度ではどの年齢においても増加しており、出産・育児期である 20 歳代から 40 歳代の就業率は約 3%上昇しています。出産を機に退職するよりも働く選択をする女性が増えているのが現状です。子どもを幼稚園に通わせる家庭でも保護者の就労のため、預かり保育のニーズが高まっています。

市内には幼稚園が 7 園（すべて私立）あり、全園で預かり保育を実施しています。

[目指す姿]

安心して働きながら子育てができる。

[成果目標]

成果内容 安心して仕事と子育てができる。

指標	単位	基準値	目標値				
		H31 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
幼稚園の預かり保育実施園	園	7	7	7	7	7	7
幼稚園教育開始前の保育実施園	園	5	5	5	5	5	5

[事業と取組]

制度名	内容	担当
幼稚園の預かり保育	幼稚園教育開始前、修了後、長期休業期間（夏休み・冬休み・春休み）に預かり保育を実施します。	保育課 (各幼稚園)

(3) 緊急一時保育・一時預かり保育・ファミリーサポートセンター

〔現状と課題〕

少子化、核家族化、共働きなど子育て世代の家庭環境は大きく変化しています。ご近所とのつながりや関係性の希薄化もあり、地域で子どもを見守ることが非常に難しい時代になっています。

その中で、保護者が病気や求職、あるいは自分の時間をとるなどの理由で一時的に子どもを預けたいというニーズは多く、体制強化は重要であり、育児で追い詰められて虐待に至ってしまう前の予防策にもなると考えられます。

瀬戸市では、地域人材による子育て支援活動を行うボランティア組織として、平成16年にファミリーサポートセンターを立ち上げました。子育てのお手伝いをしてほしい方（依頼会員）と、子育てのお手伝いをしたい方（援助会員）が会員となり、お互いに助け合う会員組織です。援助会員としては、短時間の支援要請には対応がしやすいこともあり、現在の援助内容としては、保育施設・学校・塾などの間の送迎が多くを占めています。就業率の上昇に伴って、特に若い世代においては援助会員のなり手が減っており、今後の事業の在り方について検討していく必要があります。

なお、この仕組みの中で行われていた病児・病後児一時預かりについては、令和2年度から体制を強化することとし、市の病児保育事業として、公立陶生病院敷地内で実施する予定です。

〔目指す姿〕

必要な時に一時的に子どもを預けることができ、安心して子育てができる。

〔成果目標〕

成果内容 困った時や、一時的に子どもを預ける必要がある時に、安心して子どもを預けることができる。

指標	単位	基準値	目標値				
		H31年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
緊急一時保育の実施園	園	1	1	1	1	1	1
一時預かり保育の実施園	園	1	1	1	1	1	1
交通児童遊園・せとっ子ファミリー交流館・プレイルームでのファミリーサポート事業による援助活動件数 ※	件	95	105	105	110	110	115

※ 3所のいずれかでファミリーサポート援助会員が子どもを預かる件数。

〔 事業と取組 〕

事業名	内容	担当
緊急一時保育	保護者又はその家族の病気等突発的な理由で、緊急かつ一時的に家庭での保育が困難となる児童を保育します。	保育課
一時預かり保育	理由を問わず、一時的に児童を保育します。	保育課
ファミリーサポートセンター	子育てのお手伝いをしてほしい方（依頼会員）と、子育てのお手伝いをしたい方（援助会員）が会員となり、お互いに助け合う会員組織です。会員の募集、登録、相互援助活動の調整、会員の講習会開催などを行います。子どもや援助者の安全・安心のため、交通児童遊園・せとっ子ファミリー交流館・プレイルームでの援助活動を推進します。	こども未来課 せとっ子ファミリー交流館
病児保育	病気のため集団保育ができない子どもを預かります。市民が安心して利用できるよう、公立陶生病院の全面的な協力を得て体制を抜本的に強化し、病児保育事業として公立陶生病院敷地内で実施します。	こども未来課
子育て短期支援	保護者の病気等の理由により、家庭で子どもを養育することが一時的に困難となった場合に、夜間や宿泊を伴った一時預かりを行います。	こども未来課 家庭児童相談室
子育て総合支援センターによる情報提供	民間事業者も含めて一時的な保育のできる施設について、利用したい方に情報提供します。	こども未来課 子育て総合支援センター

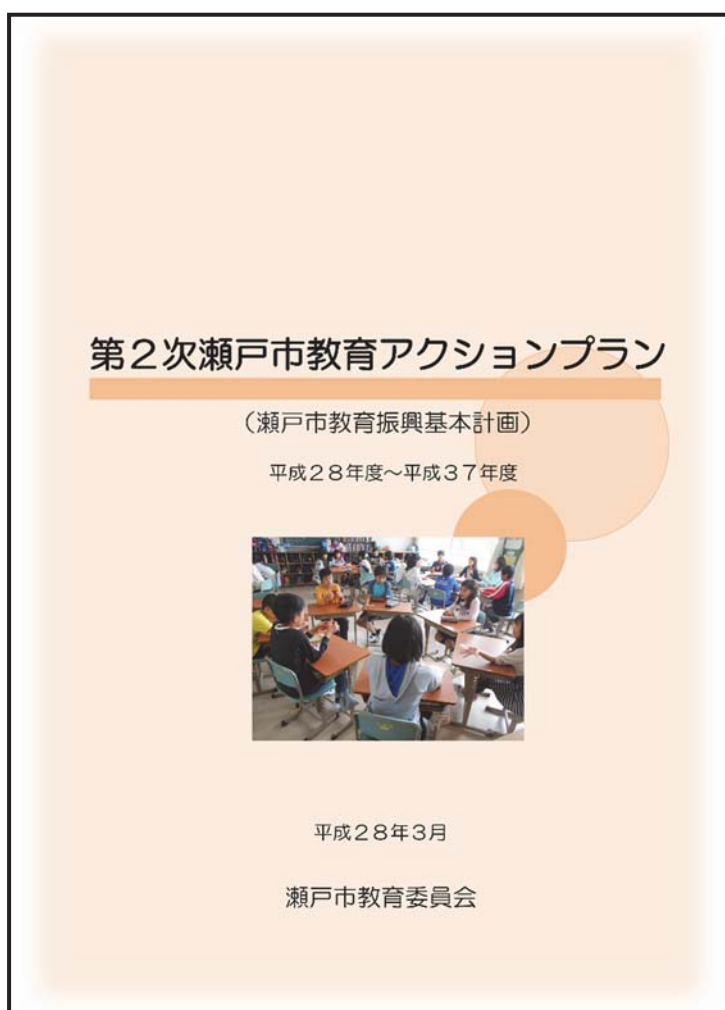
第3節 小・中学生期

1 小・中学校

(1) 瀬戸市教育アクションプラン

(瀬戸市教育アクションプラン参照)

学校教育については、第2次瀬戸市教育アクションプランに定められています。



●3つの基本理念

瀬戸のすべての**子ども**たちが「瀬戸で**学んで**よかった」
 瀬戸のすべての**親たち**が「我が子を瀬戸で**育てて**よかった」
 瀬戸のすべての**市民**が「瀬戸で**生きて**よかった」

●「自ら考え、学び、生き抜く力」を育成するため、5つの基本的な方向を目指します。



●計画を見通す共通の視点

- 一人ひとりの異なる価値観などの個性を認め合う **“多様性”** の尊重
- 学校・家庭・地域とともに、社会全体で子どもを育む **“横”** の連携
- 生涯学習社会に向けて、年齢や成長に応じた切れ目のない **“縦”** の接続
- 適正な学習環境と魅力ある学校づくりによる **“信頼”** の構築

●基本目標と基本施策

7つの基本目標の下に、基本施策を設定し、さらに、その下に主な事業を配置することにより、本市の教育に関する施策を総合的かつ系統的に推進していきます。

基本目標① 確かな学力の定着と向上

- 基本施策① 基礎的、基本的学力の習得
- 基本施策② 学んだことを生かす教育活動の推進
- 基本施策③ 教職員の教育力の向上



基本目標② 豊かな心の育成

- 基本施策④ いのちを大切にする教育の推進
- 基本施策⑤ いじめや問題行動への対応の充実
- 基本施策⑥ 不登校児童生徒への対応の充実
- 基本施策⑦ 文化芸術活動の支援や文化財の保存・活用
- 基本施策⑧ 図書館サービスの充実



基本目標③ 健やかな体の育成

- 基本施策⑨ 規則正しい生活習慣の定着と健康の増進
- 基本施策⑩ 体力の向上とスポーツの振興



基本目標④ 多様な個性やニーズに応じた教育の推進

- 基本施策⑪ 支援が必要な子どもへの対応の充実
- 基本施策⑫ 多文化共生社会に向けた教育の推進



基本目標⑤ 地域や社会とつながる教育の推進

- 基本施策⑬ 瀬戸らしさを生かした特色ある教育の推進
- 基本施策⑭ 地域とともにある学校づくりの推進
- 基本施策⑮ 未来を生き抜く子どもの育成
- 基本施策⑯ 男女共同参画社会の推進

基本目標⑥ ライフステージに応じた切れ目のない教育の推進

- 基本施策⑰ 子育て支援と家庭教育の充実
- 基本施策⑱ 関係機関の連携による教育の推進
- 基本施策⑲ 生涯にわたり、相互に学び合う教育の推進



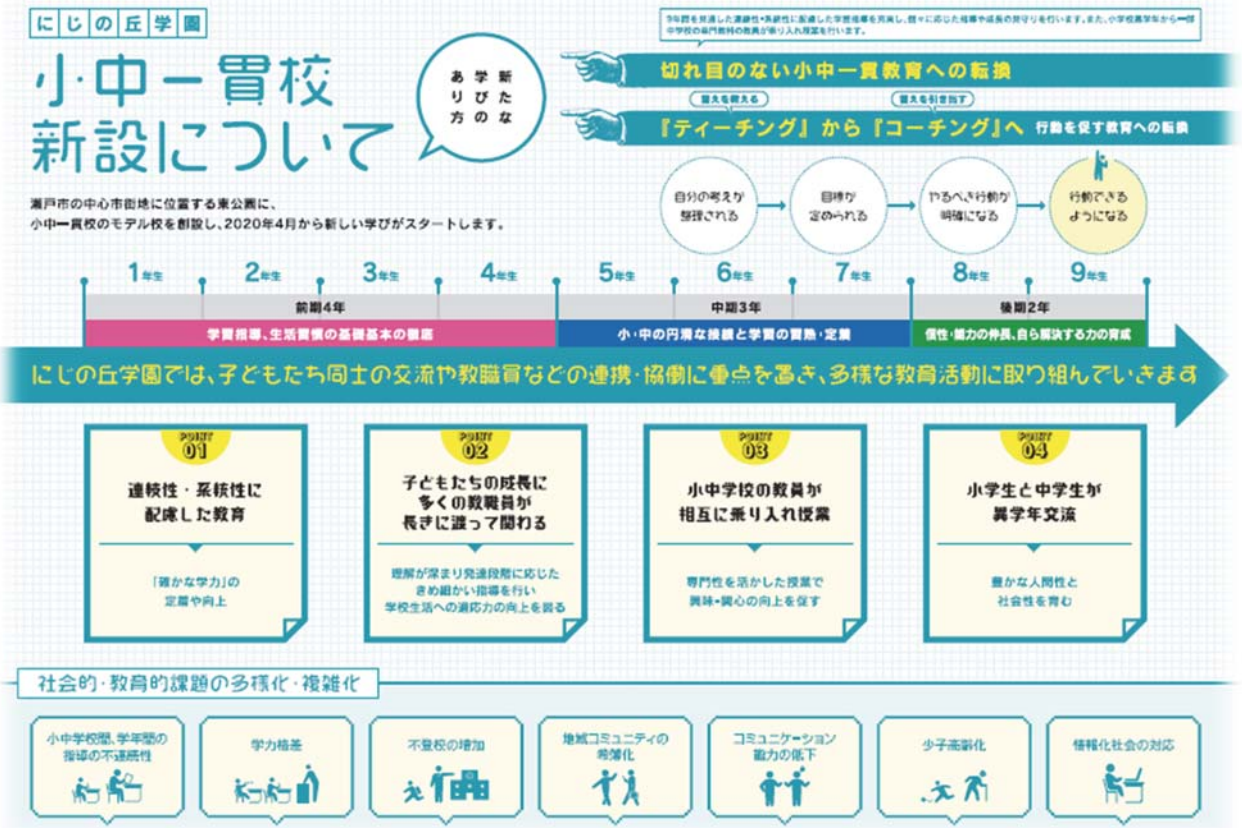
基本目標⑦ 適正で魅力ある教育環境の充実

- 基本施策⑳ 魅力ある学校づくりと適正規模・適正配置の推進
- 基本施策㉑ 安心で安全な学校づくりの充実
- 基本施策㉒ 信頼される学校づくりの推進

(2) 小中一貫校



第1章



(3) 小中一貫教育の取組

小中学校教職員の連携のもとで、共通した目指す子ども像や教育目標を設定し、小学校から中学校への指導が切れ目なく行われることで、義務教育9年間を見通したより良い教育環境を整備します。

○協働型課題解決能力の育成

仲間とともに、「自ら学び、考え、生き抜く力」を養います。(P.44 参照)

○郷土愛の醸成

瀬戸の自然、産業、歴史、市民の暮らしについて学習をし、子どもが、郷土に誇りと愛着をもてるようにします。

ア 瀬戸市の教育の特色

制度・事業名	内容	担当
キャリア育成	地域の人材や地域企業の協力を得ながら、発達段階に応じた連続性・継続性のあるキャリア教育を実施し、集団や社会の一員として、自分らしい生き方の実現を図ろうとする子どもたちを育てます。	学校教育課
国際教育(外国語活動)	多様な文化を理解し、慣れ親しみ、積極的に世界の友だちと豊かに交流できる人材とともに、グローバル社会で活躍できる人材を育成します。	学校教育課
地域教育	地域の自然、産業、歴史、市民の暮らしを様々な視点から学び、地域人材と協働しながら、地域の良さや特色について学ぶことで、地域の未来を担う人材を育成します。	学校教育課

イ 9年間を見通した学習方法の充実

制度・事業名	内容	担当
乗入れ授業	小学校高学年から一部教科担任制を採り入れ、中学校の教員が専門教科の授業を行います。また、小学校の教員が中学校へ出向き、小学生から中学生への緩やかなステップアップを目指します。	学校教育課
異学年交流	異学年による児童生徒間の交流を促進して、中学生と小学生が触れ合うことで、中学生は自覚や自尊心が生まれ、小学生は中学生への憧れを持つことが期待されます。また、小学生から中学生へのステップを緩やかにし幅広い集団での交流活動を通じて、豊かな人間性を醸成します。	学校教育課
情報化社会に対応した人材の育成(ICTを駆使した授業の実施)	ICT機器(電子黒板、プロジェクター等)の導入を進めることにより子どもにとって、効果的に理解できる授業を進めます。また、情報モラルを身につけたり、情報通信ネットワークや情報処理の仕組みなどを理解したりすることで、高度情報化社会に対応できる力を高めます。	学校教育課 教育政策課
学校と地域が共同した取組の推進	コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)とすることで、義務教育の9年間を通じた学校・家庭・地域の連携を通じて、地域とともにある学校づくりを進め、地域・社会全体で子どもを育てる意識を高めます。また、家庭の教育力、地域の教育力の向上を図るとともに、地域の特色ある学校づくり、安全で安心な学校づくりを進めます。	学校教育課 教育政策課

2 放課後児童クラブ、放課後学級の整備・充実

(1) 放課後児童クラブ

[現状と課題]

放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）は、就労等で家を留守にしている保護者に代わり、小学校の放課後に子どもに安全・安心な遊びと生活の場を提供しています。

平成 26 年度末には 23 か所であった児童クラブは、令和元年度には 27 か所（うち公設民営 8 か所、民間クラブ 19 か所）となり、着実に増加しています。共働き家庭の増加等によりニーズは拡大しており、預かりが必要な児童のすべてが児童クラブを利用でき、安全かつ快適に放課後を過ごせるよう、今後も民間の児童クラブ運営事業者と協力し、児童クラブの新設や拡充を計画的に行う必要があります。

令和元年度中には幡山地区の既存児童クラブが現状より広い建物へ移転し、定員を拡充しました。また令和 2 年度から、ニーズの多い西陵地区に新規児童クラブを 1 か所開設するなどの方策により、令和元年度当初と比べ、令和 2 年度当初には定員が 62 名拡充される予定です。

また、近年の働き方の多様化により、休日等の預かりに対する保護者の要望もあることから、休日等の開設にも取り組む必要があります。

【放課後児童クラブ利用状況】 令和元年 5 月 1 日時点

	1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生	合計
小学校児童数（人）	1,111	1,153	1,131	1,110	1,162	1,243	6,910
児童クラブ登録者数（人）	273	227	202	143	106	66	1,017
登録割合（％）	24.6	19.7	17.9	12.9	9.1	5.3	14.7

【放課後児童クラブ利用児童数の予測】

	単位	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
合計 市全域	人	919	936	930	951	952
水無瀬	人	139	140	137	137	132
南山	人	208	200	191	177	166
幡山	人	186	201	213	232	245
品野	人	60	62	61	59	56
光陵	人	50	54	56	58	55
水野	人	169	164	154	149	139
にじの丘	人	107	115	118	139	159

※ 本表の数字は、登録者数ではなく、各児童の 1 週間の利用日数に応じ計算により算出した児童数（「児童の数」）で積算。

児童クラブの拡充にともない、子どもを預かる支援員の増員も必要となります。支援員の定着化を図るためには、安定的に従事できる体制づくりが大切です。そのため、支援員の処遇改善に取り組み、定着化を図るとともに、支援員のスキルアップ（知識・技能の向上）に努め、子どもにとって安全・安心で過ごしやすい質の高い児童クラブの環境整備を進めます。

[目指す姿]

希望するすべての子どもが放課後児童クラブを利用でき、安全・安心で居心地が良く、楽しい放課後を過ごすことができる。

[成果目標]

- 成果内容
- ・ 放課後児童クラブを必要とするすべての子どもが、安全な施設で、放課後に安心して居心地よく生活できている。
 - ・ 保護者の多様化する働き方に対応する放課後児童クラブが充実し、各クラブの特色を活かした取組が促進されている。
 - ・ 放課後児童支援員が働きやすい環境で定着化している。

指標	単位	基準値	目標値				
		H31年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
「放課後児童クラブが楽しい」と思う児童の割合 ※	%	92 (R元年度)	95	95	95	95	95
待機児童数	人	0	0	0	0	0	0

※ 利用児童へのアンケートによる。

[事業と取組]

制度・事業名	内容	担当
【新規】 公共施設の活用 と安全性向上	民間児童クラブの多くは、借家等により事業を行っています。公共施設等の活用を検討し、耐震面や面積基準の遵守など、より安全・安心な場所への移転を促進し、児童の安全面や快適性の向上につなげることを検討します。	こども未来課
【新規】 日曜・祝日の開設	市内の保育園では、休日保育を行っている園が2か所あり、年々利用者数は増えています。小学校入学後においても就労支援の目的から、特定の放課後児童クラブで日曜・祝日にも開所をし、女性の就業率の増加や働き方の多様化に対応します。	こども未来課
定員の拡充	幡山学区やにじの丘学区など、利用児童数の増加が見込まれる地区を中心に、待機児童が出ないよう児童クラブの新設・拡充等を進めていきます。	児童クラブ運営事業者 こども未来課

制度・事業名	内容	担当
小学校内における放課後学級との一体型整備	国の新・放課後子ども総合プランに基づき、小学校内における児童クラブと放課後学級の一体型による整備を推進します。	こども未来課 教育政策課
事業の質の向上	瀬戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例に規定される基準が遵守されていることを監督し、事業の適正な水準の維持かつ事業者の意識向上につなげます。児童が心身ともに健やかに育成されるよう、質の向上についての監査も行います。	こども未来課
支援員の処遇改善 (処遇改善加算)	児童クラブの支援員の確保が重要です。運営事業者が支援員の賃金引上げを行った場合には市から補助金を支給し、支援員の確保・定着や更なるキャリアアップを促進します。	こども未来課
キャリアアップ 研修の推進	放課後児童クラブで子どもに関わる人材の資質向上のため、県が開催するキャリアアップ研修の周知徹底を図るとともに、積極的に受講を促します。	こども未来課

(2) 放課後学級（放課後子供教室）

[現状と課題]

小学校内で子どもの放課後の安全・安心で居心地の良い遊び場を提供する「放課後学級」は、平成18年に陶原小学校に初めて開設されて以来、毎年着実に開設校が増え、令和2年4月には全ての小学校の児童による利用が可能となる予定です（※）。

各放課後学級では、引き続き地域住民等の参画を得て体験プログラムやスポーツ活動を提供するなど、子どもが心豊かで健やかに育つ環境整備を進めます。

また、利用希望者が多いため、利用に事前予約が必要な小学校が数校あります。このような学校については、学校施設の状況を考慮しつつ、2室目の設置など受入人数を増やすことを検討します。

※ 品野台小学校と萩山小学校を除く14小学校の校内に設置。品野台・萩山の2小学校は、送迎により、それぞれ下品野小学校内、原山小学校内の放課後学級を利用する。

【放課後学級利用状況】 令和元年5月1日現在

	陶原	祖母懐	道泉	效範
小学校児童数（人）	621	135	209	588
放課後学級登録者数（人）	92	56	43	130
登録割合（%）	14.8	41.5	20.6	22.1
平均利用人数（人/日）	17.8	15.9	16.2	37.3

	古瀬戸・東明	水野	水南	幡山東
小学校児童数（人）	229	475	519	506
放課後学級登録者数（人）	101	83	125	128
登録割合（%）	44.1	17.5	24.1	25.3
平均利用人数（人/日）	31.6	36.6	29.3	23.4

	幡山西	下品野・品野台	掛川	長根
小学校児童数（人）	549	530	26	538
放課後学級登録者数（人）	105	90	26	80
登録割合（％）	19.1	17.0	100	14.9
平均利用人数（人／日）	33.2	26.6	14.8	30.0

	原山	東山	八幡	設置校全体
小学校児童数（人）	206	640	211	5,982
放課後学級登録者数（人）	38	115	44	1,256
登録割合（％）	18.4	18.0	20.9	21.0
平均利用人数（人／日）	11.5	30.2	20.4	25.0

[目指す姿]

すべての子どもが、安全・安心で居心地が良く、楽しい放課後を過ごすことができる。

[成果目標]

- 成果内容
- ・放課後学級を利用するすべての子どもが、放課後に安心して居心地よく利用できる。
 - ・地域住民等の参画を得て、多彩な体験プログラムが各放課後学級で実施されている。

指標	単位	基準値	目標値				
		R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
「放課後学級が楽しい」と思う児童の割合 ※	％	93	95	95	95	95	95

※ 利用児童へのアンケートによる。

[事業と取組]

制度・事業名	内容	担当
放課後学級の運営	市内全小学校で利用可能（予定）となったため、今後も運営を継続するとともに、利用者が多い学校について受入人数の増加策を検討します。 ・校内に開設する学校：14校 ・近隣校に送迎することで利用可能な学校：2校	こども未来課
地域住民等の参画による体験プログラムの充実	地域住民等の協力を得て、子どもに様々な体験プログラムやスポーツ体験などが提供できるよう地域と事業者をつなぎます。	こども未来課
移動児童館とのコラボレーション	児童館（交通児童遊園、せとっ子ファミリー交流館）が各小学校を回り開催する「移動児童館」と放課後学級との協力を進め、児童館が行う遊びのプログラムの習得などを目的とします。	こども未来課

第4節 すべての子ども・若者の健やかな成長の応援

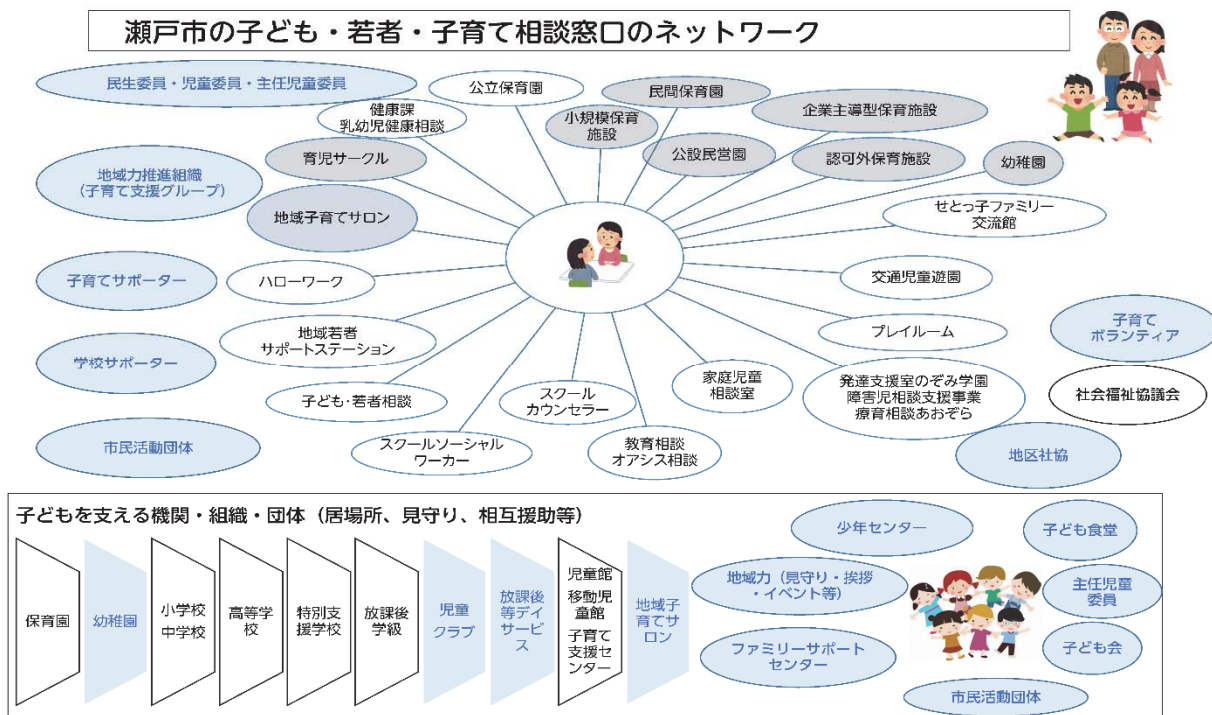
1 子ども・若者に関する相談体制の充実

[現状と課題]

本市では、平成30年度に子ども・若者に関するワンストップ相談窓口として子育て総合支援センターを設置しました。最近では不登校、ひきこもりなどの若者の相談も増加しており、このような相談の傾向を分析し、新たに子ども・若者支援を始めるなどの対応を行っています（第2章第1節6参照）。これまで未就学児中心に行われてきた「せとっ子すくすく相談」の対象が、0歳から概ね20歳代までの子ども・若者とその家庭であることを明確にするため、相談の名称を「子ども・若者相談」に変更します。また、市内では下図のように身近な場所に各種相談窓口等があり、これら相談窓口を含む子ども・若者に関する関係機関や民間団体などとのネットワーク形成や連携が重要となっています。

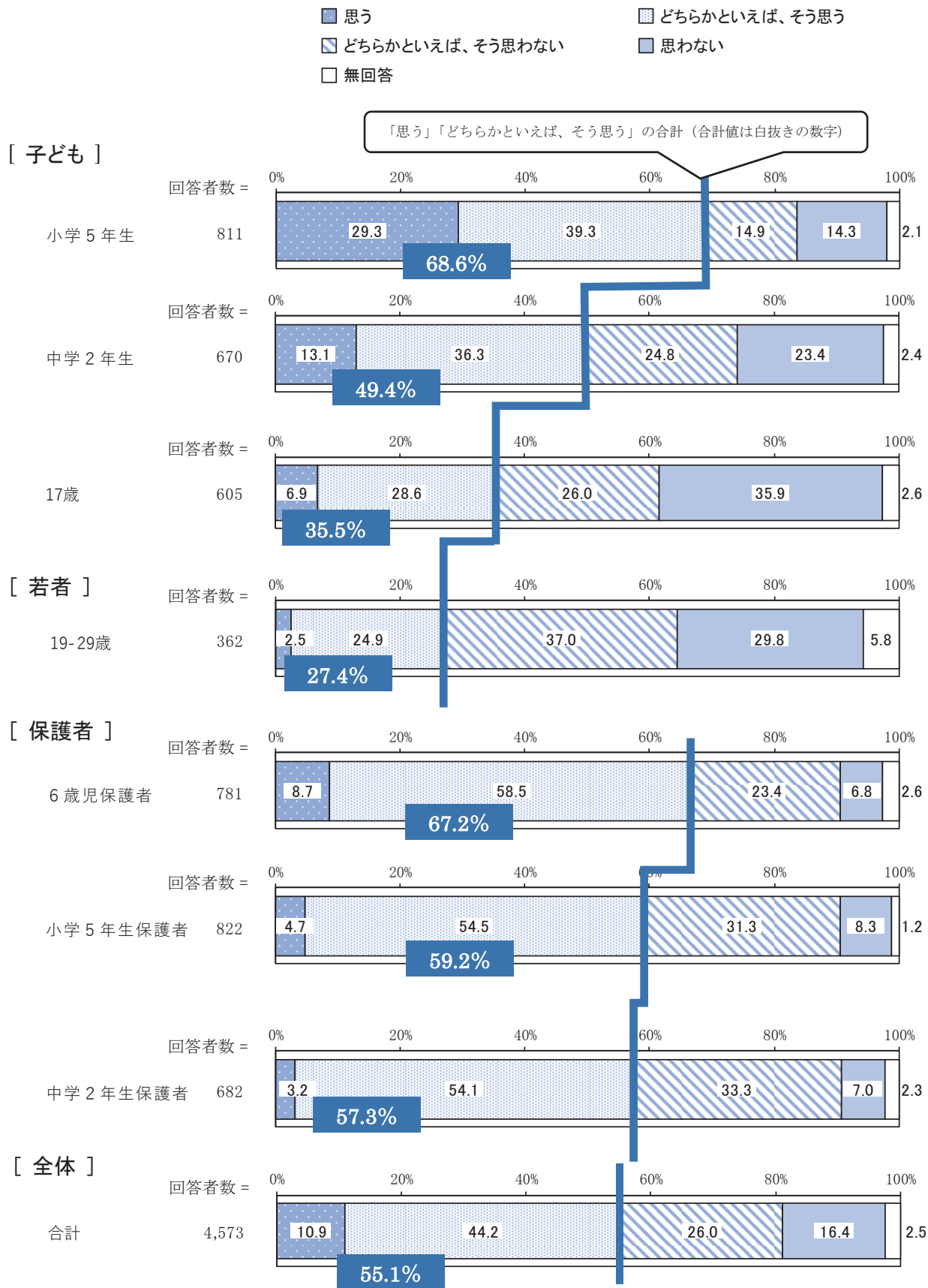
相談することにより、安心して子ども・若者に関われる家庭が増えて育児不安や孤立化を防ぐほか、相談者が困難な状況に陥る前に必要な支援につなぐことで、第2章で扱う「困難を有する子ども・若者」になることを予防するなど、相談体制の充実は、子ども・若者の健やかな成長にとって重要な役割を担っています。

瀬戸市の子ども・若者・子育て相談窓口のネットワーク



今回のアンケート調査で「困った時に気軽に相談ができる窓口が整っていると思うか」という質問に対し、「思う」「どちらかといえば、そう思う」と回答した人の割合は、保護者では約6割ですが、17歳では35.5%、19-29歳では27.4%と低くなりました。これら若い人の年代では、逆に「思わない」「どちらかといえば、思わない」が6～7割を占めています。特に、思春期以降の子ども・若者が困った時に気軽に相談できる「子ども・若者総合相談センター」の設置による体制の強化とその周知の必要性が浮き彫りになりました。

【瀬戸市では子ども・若者、子育て中の人困った時に気軽に相談できる窓口が整っていると思うか】



出典：アンケート調査

なお、AI相談（「LINE」やALBERTのチャットボットでの相談サービス等）については、国も実用化を目指して実証実験を行っています。実用段階になった際には本市でもその導入を検討する必要があります。

[目指す姿]

子ども・若者、子育て中の人、困った時に一人で悩まず、相談できる場や人を知っており、助けを求め、支援につながるができる。

[成果目標]

成果内容 子ども・若者、子育て中の人、困った時に気軽に相談できる窓口が整っている。

指標	単位	基準値	目標値				
		H30年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
「困った時に気軽に相談できる窓口が整っている」と思う子ども・若者・保護者の割合 ※	%	55.1	—	—	—	60	—
子ども・若者相談の相談者数	人	1,041	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

※ アンケート調査による。

[事業と取組]

国、県、市などの公共機関やNPOなどによる様々な相談窓口があります。

ア 市の総合相談窓口

制度・事業名	内容	担当
【新規】 子ども・若者総合相談センターの設置	子ども・若者育成支援推進法に基づき、子ども・若者育成支援（30歳代まで）に関する相談に応じ、関係機関の紹介、その他の必要な情報の提供及び助言を行う「子ども・若者総合相談センター」を令和3年度までに設置します。このセンターについては、予防・相談から児童虐待などのハイリスク対応まで、また、地域連携から専門的対応まで、子ども・若者に対する切れ目ない支援を届けるため、他の機能とも一体化し、「子ども・若者総合支援拠点」として設置します。（第2章第2節P. 114参照）	こども未来課
子ども・若者相談	子ども・若者や子育てしている方が気軽に相談できる総合相談窓口です。様々な悩みについて、相談員が当事者に寄り添い、情報の提供や適切なサービスにつながります。必要な方には、より専門的な支援機関等を紹介します。 AI相談（「LINE」やALBERTのチャットボットでの相談サービス等）が実用段階になった際には、導入を検討します。	こども未来課

イ 子ども・若者

制度・事業名	内容	担当
子ども・家庭 110 番	障害相談・養護相談・非行相談・育成相談についてお受けします。	愛知県中央児童障害者相談センター
児童相談所全国共通ダイヤル「189」	虐待かと思った時などに、すぐに児童相談所に通告・相談ができる全国共通の 24 時間対応、通話料無料の電話番号です。	厚生労働省
24 時間電話相談「子ども SOS ほっとライン 24」	子どもや保護者等が、いじめの問題や子どもの SOS についての相談ができるよう、夜間、休日を含めて 24 時間体制で電話相談を実施しています。	愛知県教育委員会事務局
子どもの人権 110 番	子どもの悩み事やいじめ、虐待の相談についてお受けします（通話料無料）。メール相談（法務省のホームページから）もあります。	法務局
チャイルドラインあいち	悩みを持つ子どもの声を受けとめ、自立を助けるために設立された 18 歳までの子どものための相談先です。	特定非営利活動法人チャイルドラインあいち
被害少年相談電話	犯罪の被害、いじめや児童虐待の被害などに関する相談をお受けします。	愛知県警察
ヤングテレホン	非行・学校・交友関係など少年に関する様々な悩みごと・困りごとについて相談をお受けします。	愛知県警察

ウ 教育

制度・事業名	内容	担当
各種教育相談（サンテレフォン、オアシス 21）	学習や進学、不登校、友人関係等、学校生活に関わる相談を行います。	学校教育課 適応指導教室（オアシス 21）
スクールカウンセラーによる支援	児童生徒が悩みや不安について相談することができ、悩みなどが軽減解消に向かうように市内小中学校にスクールカウンセラーを配置し、相談しやすい環境を整備します。	学校教育課
スクールソーシャルワーカーによる支援	児童生徒、保護者及び関係機関とのネットワーク構築、次年度就学児家庭の不安解消などの支援を行うため、教育委員会にスクールソーシャルワーカーを配置します。	学校教育課
愛知県教育委員会相談窓口	子どもや保護者のための教育に関する相談窓口を設置します。	愛知県教育委員会
愛知県総合教育センター相談部	一般教育相談・特別支援教育相談をお受けします。	愛知県総合教育センター
教育相談こころの電話	いじめや不登校、学校生活や友人関係、家族関係などで悩んでいる青少年や、子どもの教育について悩みをもつ保護者に対しての相談をお受けします。	（公財）愛知県教育・スポーツ振興財団
NPO 法人こころとまなびどっとこむ	進路相談、教育機関の紹介、フリースクールの運営等を行います。	NPO 法人こころとまなびどっとこむ

エ 子育て

制度・事業名	内容	担当
育児相談	交通児童遊園、せとっ子ファミリー交流館、プレイルーム、保育園、幼稚園など身近な場所で、保育士などが子育てに関する相談をお受けします。	こども未来課 交通児童遊園・ せとっ子ファミ リリー交流館・ プレイルーム 保育園 幼稚園
乳幼児健康相談	保健師による育児相談を随時実施しています。	健康課
家庭児童相談	親子関係、児童虐待、養育不安等に関する相談を受け、必要な助言や支援を行います。	こども未来課 家庭児童相談 室
子ども医療電話相談事業（#8000）	かかりつけの医師が診療していない夜間の医療相談をお受けします。	愛知県医務課

オ 外国人

制度・事業名	内容	担当
瀬戸市国際センター	本市における国際交流の窓口として、様々な情報収集や在住外国人への多言語情報提供、外国語相談をお受けします。	瀬戸市国際セ ンター
愛知県国際交流協会	外国人向け相談・情報提供・弁護士相談や生活情報の提供、日本語教育について相談をお受けします。	公益財団法人 愛知県国際交 流協会

カ 発達

制度・事業名	内容	担当
療育相談「あおぞら」	子どもの発達や子育てで心配なことを電話相談・面談を行い、安心して子育てができる援助をします。	児童発達支援 センターのぞ み学園
障害児支援相談	障害児とその家族を対象に、心身の状況や生活上の困りごとなどを聞き取り、どのようなサービスを利用したらよいか等の相談に応じます。また、本人や家族に必要と思われる支援について記載した「障害児支援利用計画」を作成し、専門の相談員と一緒に考え、支援します。	児童発達支援 センターのぞ み学園
発達支援室による相談	子どもの発達に心配がある、支援の方法がわからないなど、発達障害に関わる相談をお受けします。	児童発達支援 センター発達 支援室

キ 自殺

制度・事業名	内容	担当
24時間電話相談「子どもSOS ほっとライン24」（再掲）	子どもや保護者等が、いじめの問題や子どものSOSについての相談ができるよう、夜間、休日を含めて24時間体制で電話相談を実施しています。	愛知県教育委 員会事務局

制度・事業名	内容	担当
あいちこころほっとライン365（こころの健康に関する相談）	広く心の健康に関して、匿名で電話相談を行います。	愛知県精神保健福祉センター
いのちの電話	様々な問題をかかえて生きる力を失いかけている人々に「電話」を通じて対話することにより、生きる意欲を自ら見い出せるように心の支えになることを願うボランティア活動です。	社会福祉法人愛知いのちの電話協会
あいち自殺防止センターによる電話相談	自殺したいほどのつらさや苦しみを、安心して訴えられる無料の電話相談をお受けします。	認定NPO法人ビフレンダーズあいち自殺防止センター

ク 仕事

制度・事業名	内容	担当
若者自立就労相談	15歳から39歳までの進路や就業に悩む若者とその家族を対象とした相談を行います。月1回の定期相談は市役所内（こども未来課）で行われます（予約制）。随時相談、コミュニケーション力向上などの各種セミナー、作業、就労体験などのプログラムも実施します。	地域若者サポートステーションこども未来課
あいちマザーズハローワーク	子育てしながら就職を希望する方への支援を行います。	あいちマザーズハローワーク
ハローワーク	求職・雇用保険についての相談を行います。	瀬戸公共職業安定所
ママ・ジョブ・あいち	結婚・出産・育児等で離職した女性の再就職支援を行います。	あいち子育て女性再就職サポートセンター
内職相談	内職の相談、あつ旋を行います。	あいち労働総合支援フロア就労支援コーナー
おしごとアドバイザー	電話・メールでの仕事探しを支援します。	厚生労働省
労働条件相談ほっとライン	労働基準関係法令に関する問題について、法令・裁判例などの説明や各関係機関の紹介など、電話相談をお受けします。	厚生労働省

ケ LGBT

制度・事業名	内容	担当
レインボー・ホットライン	セクシュアル・マイノリティに関する相談をお受けします。	特定非営利活動法人PROUD LINE
こころの相談	同性愛者の悩みや心の問題について相談をお受けします。	AGP
LGBTI電話相談	LGBTIに関する相談についてお受けします。	QWRC

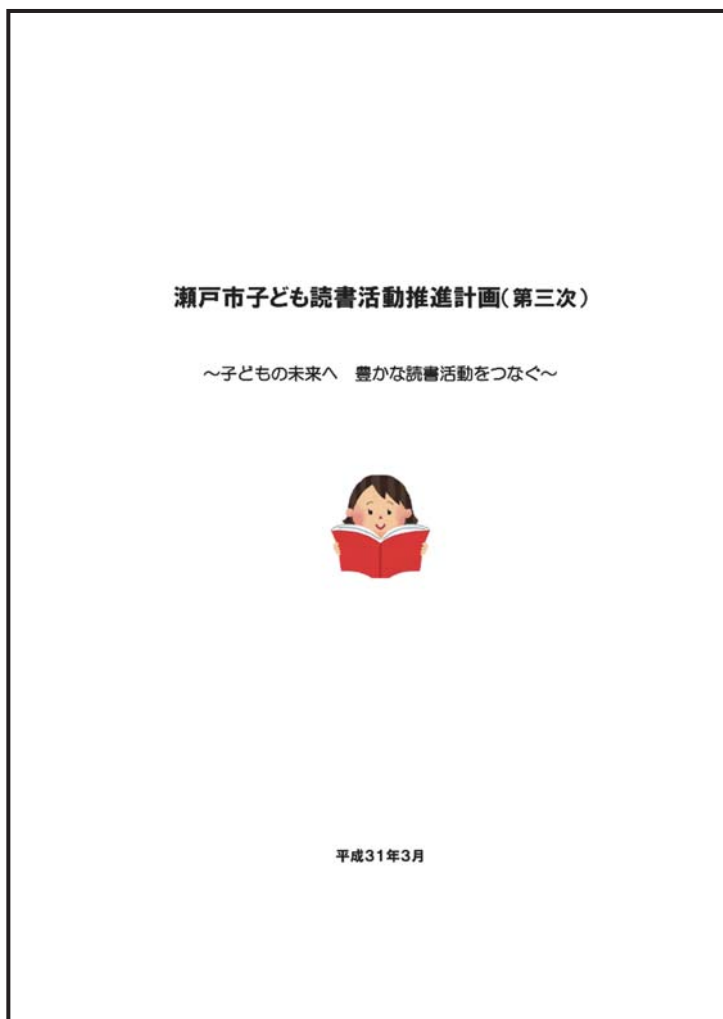
コ その他

制度・事業名	内容	担当
こころの健康相談	メンタルヘルス、精神保健福祉、ひきこもりに関する相談をお受けします。	瀬戸保健所
性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター	性犯罪や性暴力被害について相談をお受けします。	ハートフルステーション・あいち
女性の悩みごと相談	家庭内のいざこざ、セクハラ、地域での問題など、女性の抱える様々な悩みごとの相談をお受けします。	まちづくり協働課
母子父子自立支援員による相談	ひとり親家庭等の相談を行います。	こども未来課
ICTリテラシー啓発向上事業(デジサポ)	ネットトラブル相談やICTの利用、活用について取り扱っています。	NPO法人デジサポ
法律相談	弁護士による相談を行います。	社会福祉協議会
心配ごと相談	民生委員による相談を行います。	社会福祉協議会

2 子ども読書活動推進

(子ども読書活動推進計画参照)

子どもの読書活動の推進については、「瀬戸市子ども読書活動推進計画（第三次）」に定められています。



第三次計画の基本的な方針

1 基本理念

本計画では、子どもが本に親しみ、読書の楽しさを知り、読書を通じて豊かな感性と知識を身に付け、未来に向け生き抜く力を得られるよう、家庭、学校、図書館、地域等がそれぞれの役割を果たしながら連携・協働して子どもの発達段階に応じた読書活動を推進することを目指し、次の基本理念を掲げます。

子どもの未来へ 豊かな読書活動をつなぐ

2 基本目標

基本目標 1 子どもが読書に親しむ機会の提供・充実

- 家庭、学校、図書館、地域等、各主体がそれぞれの場で、子どもが本に親しみ、自主的に読書する機会を提供・充実します。
- 子どもが本に親しむことの喜びや楽しさを感じ、読書を通じ生きる上で必要な知識を得ることができるよう、子どもの発達段階に応じた働きかけを行っていきます。

基本目標 2 子どもの読書活動を推進するための環境の整備

- 子どもが本に興味を持ち、良い本に出会うことができるように、身近に本があり、子どもと本をつなぐことができる環境を整えます。
- 学校、図書館、関係機関等が連携・協働して、読書活動を推進する雰囲気や育まれるよう施設の環境を充実します。

基本目標 3 子どもの読書活動への理解と関心の普及・啓発

- 子ども自身が読書への関心を高めるとともに、子どもに関わるあらゆる人が子どもの読書活動の意義と重要性について理解を深めるための普及・啓発を行います。

基本目標 1

子どもが読書に親しむ機
会の提供・充実

(1) 家庭での読書活動への支援

- 【111】ブックスタート事業の実施
- 【112】「家読（うちどく）」推進の啓発
- 【113】大人向け読み聞かせ・講座の実施

(2) 保育園・幼稚園等での読書機会の提供・充実

- 【121】読み聞かせの実施
- 【122】本の貸出の充実

(3) 学校での読書機会の提供・充実

- 【131】読み聞かせ・ブックトークの実施
- 【132】読書指導・朝読の充実
- 【133】読書週間・月間催事の充実
- 【134】高等学校との連携事業の実施

(4) 図書館での読書機会の提供・充実

- 【141】図書館見学・訪問の実施
- 【142】読み聞かせ・おはなし会等の開催
- 【143】図書館利用のバリアフリー化
- 【144】来館できない子どもへのサービスの提供

(5) 地域での読書機会の提供・充実

- 【151】地域図書館の利用促進
- 【152】地域施設での読み聞かせ等の実施
- 【153】放課後児童クラブ等での読書活動の推進

(6) 発達段階に応じた切れ目のない読書活動の推進

※上記(1)～(5)の取組の連続的な展開

基本目標 2

子どもの読書活動を推進
するための環境の整備

(1) 身近に本がある環境の整備

- 【211】地域図書館の増設・充実
- 【212】公民館図書室等の整備
- 【213】自動車文庫の実施

(2) 図書の充実

- 【221】図書館の図書の充実
- 【222】図書館等における中高生向けコーナーの開設
- 【223】保育園・幼稚園、子ども・子育て支援施設等の
図書コーナーの整備
- 【224】学校図書館の整備
- 【225】公民館等地域施設の図書の充実
- 【226】団体貸出制度の整備・活用の促進

(3) 連携・協働による推進体制の整備

- 【231】学校の調べ学習への図書館からの支援
- 【232】団体貸出の対象・貸出図書の充実
- 【233】子どもの読書活動に関わる人材・団体間の情報の共有化
- 【234】ボランティア登録制度の整備
- 【235】ボランティア団体との連携
- 【236】地域図書館開設校へ図書館からの司書の派遣

基本目標 3

子どもの読書活動への理
解と関心の普及・啓発

(1) 子どもの関心を高める取組

- 【311】読書通帳機の導入
- 【312】各施設での読み聞かせの実施
- 【313】高校生参加ビブリオバトルの開催等

(2) 普及啓発活動

- 【321】広報紙・HP等を通じたPR
- 【322】「子ども読書の日」催事・啓発活動の実施
- 【323】「読書週間」催事・啓発活動の実施

※ 【 】内の番号は進行管理のための施策番号。

3 子どもの居場所

[現状と課題]

子どもには自らの考えを発信する、子どもを受け入れてくれる、子どもが認められる場や機会が必要です。子どもが自由に発案して遊べる場所、小さな子どもから小・中学生、高校生、若者まで、安心できる居場所が求められています。

児童館は、子どもにとって学校・家以外の心地の良い居場所（サードプレイス）であり、本来子どもが自从来館できるところにあることが望ましいとされています。市内には児童館が2館（交通児童遊園、せとっ子ファミリー交流館）あります。

また、児童館から遠い地域でも利用できる遊びの場が地域に用意されています。小さな子ども向けには公立保育園での園庭開放やプレイルーム（やすらぎ会館内）、小学生向けには小学校内で行う移動児童館事業、放課後学級などがあります。また、地域交流センターや公民館でも子どものための取組が行われています。

今後も地域の中で歩いて行けるところに子どもの居場所が増えることが望めます。また、小さな子どもから小・中学生、高校生、若者までの居場所を整えていく必要があります。

[目指す姿]

子どもの成長段階に応じて子どもが自ら考え、チャレンジできるような学びや体験の機会があり、心地の良い居場所がある。

[成果目標]

小・中学生期、高校生期の子どもの学びの場、体験活動の場が増え、子どもにとって学校・家以外の心地の良い居場所（サードプレイス）がある。

指標	単位	基準値	目標値				
		H30年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
小・中学生期、高校生期の子どもの学びの場・体験活動の場の数 ※1	回	107	120	130	140	150	160
小・中学生期、高校生期の子どもの学びの場・体験活動の場を利用した人数 ※2	人	1,484	1,550	1,600	1,650	1,700	1,750

※1 交通児童遊園、せとっ子ファミリー交流館、プレイルームで開催する教室の実施回数。

※2 ※1の教室に参加した子どもの延べ人数。

[事業と取組]

制度・事業名	内容	担当
児童館事業 (児童育成事業)	卓球あそび、工作、木工、料理、科学、俳句、折り紙、編み物教室など、小・中学生対象の講座を開催し、子どもの成長段階に応じて、チャレンジできるような学びや体験の機会を充実させます。 また、困難を有する子ども・若者やその家庭への支援を行うとともに、自習室設置、学習支援など中学生・高校生期の居場所としての役割を強化します。 高校生を講師に迎え、様々な学びの機会を拡充します。 高校生・大学生が主体となって考えた企画をサポートします。 高校生・大学生ボランティアにイベントの手伝いをしてもらい、乳幼児・小学生と触れ合うことで小さい子どもとの関わり方を学びます。	こども未来課 交通児童遊園・せとっ子ファミリー交流館・プレイルーム
移動児童館	小学校の体育館を巡回し、放課後に子どもが異年齢で遊べる場所を提供します。	こども未来課 交通児童遊園・せとっ子ファミリー交流館 民生委員児童委員
地域交流事業	商店街などと一緒にイベントを行い、地域の方と交流することによって地域が活性化し、また、多世代と関わることで子どもが多くのことを学ぶ機会とします。	こども未来課 せとっ子ファミリー交流館
地域における子どもの居場所づくり支援	地域交流センターや公民館等を活用した子ども向けの講座の開催や、フリースペースを利用した居場所づくりを支援します。 また、社会福祉協議会では、地域の居場所づくりを支援するため「わがまち よりどころプロジェクト」を行います。	まちづくり協働課 地域交流センター 公民館 社会福祉協議会
子どもの居場所としての図書館	本や雑誌の閲覧、グループで勉強するだけでなく、何も用事がなくても立ち寄れるサードプレイスとして、子どもに居場所を提供します。	図書館

4 次世代を育む親となるための取組

[現状と課題]

核家族世帯の割合が増加する中、生活を通じて赤ちゃんを抱いたり、乳児と接したりといった、若者が小さな子どもの「世話をする」機会が減少しています。小さな子どもとの接し方を学び、子どもへの思いやりの気持ちを育むため、若者が子どもと触れ合う機会を創出することが大変重要であり、そのことが、将来「親」となるための自覚と親の役割を学ぶ機会となります。小さな子どもと触れ合う経験を通じ、その姿を幼いころの自分と重ね合わせることで、親への感謝の気持ちも生まれます。

また、若者にとって、ボランティア活動などの体験活動は、豊かな人間性や社会性を育むために必要です。地域や公共施設などでの事業を活用し、高校生、大学生世代が乳幼児や小学生などと触れ合い、交流する、更には見本となり教える立場となることで、地域や子どもの役に立つ実感を得ることができ、自分自身の成長につながります。

若者が、社会・家族の一員として充実した生活を送り、自分の将来を主体的に選択し自立していくために、職場体験やボランティア活動などの受入れを積極的に行い、子どもや家庭の大切さを知る機会を今後一層充実させることが重要です。

[目指す姿]

- ・若者が小さな子どもと触れ合った多くの経験を持ち、子どもへの思いやりの気持ちを育んでいる。
- ・若者自身が親から離れ、自立に向けて、将来を主体的に選択できるための多くの経験を積んでいる。
- ・若者が次世代の親になることの意味や価値を見だし、子どもや家庭の大切さを知っている。

[成果目標]

成果内容 地域や公共施設において、若者などが小さい子どもと触れ合う機会が増えている。

指標	単位	基準値	目標値				
		H30 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
小さい子ども向けの各種教室やまつり、職場体験等に参加する中学生・高校生・大学生世代の若者の数 ※	人	369	390	410	430	450	470

※ 交通児童遊園、せとっ子ファミリー交流館での異世代交流事業、ボランティア、職場体験、インターンシップ等に参加する中学生・高校生・大学生世代の若者の人数。

[事業と取組]

制度・事業名	内容	担当
児童育成事業	職場体験、インターンシップ、ボランティアを積極的に受け入れます。また、高校生が小さな子ども向けに自転車教室や凧作り教室の講師を務めたり、水てっぽう大会やお抹茶会など、高校生主体の事業を実施します。また、児童遊園まつり等では、中学生・高校生や若者が、小さな子どもと実際に触れ合うことで、自らの成長につながる機会を創出します。	こども未来課 交通児童遊園・ せとっ子ファミ リリー交流館 保育園 社会福祉協議会
保育体験の実施	小・中学校で保育体験を行うことで、育児の素晴らしさ、大切さ等を学び、育児参画の意識を高めます。	保育園 小中学校
保育実習（家庭科）	中学3年生が事前に準備したおもちゃ等を各地域の保育園の園児に披露し、一緒に遊び、小さな子どもと触れ合う体験を通じて、育児の素晴らしさを学び、これからの生活に結び付けて考えられるようにします。	学校教育課 保育園

第 **2** 章 **社会的自立に困難を有する
子ども・若者支援**

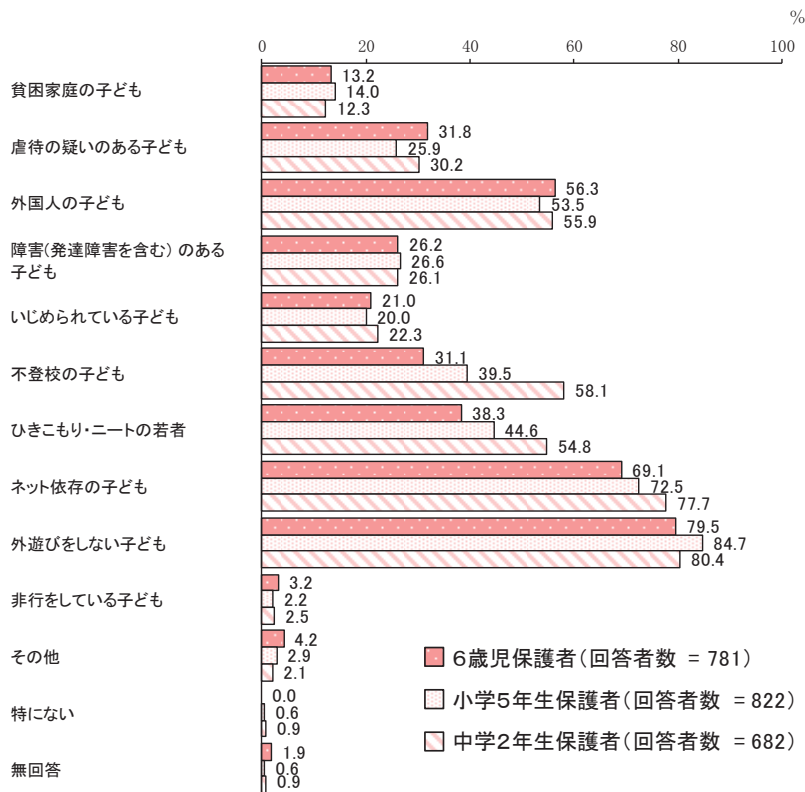


第2章について

この章では、貧困、虐待、障害や不登校、ひきこもりなどの困難を有する子ども・若者への支援について、独立した章を設けて扱います。このような状況にある子ども・若者は、アンケート調査からも、また行政機関の対応件数からも、増加傾向にあります。

アンケート調査からは、自分が子どもの頃と比べて「非行」の子どもが増加したと感じる保護者は非常に少ないものの、「外遊びをしない」「ネット依存」の子どもが増えていると感じる保護者は7～8割と非常に多くなっています。また外国人、不登校、ひきこもり、ニートについても増えているという認識が多くなっています。

【保護者が子どもの頃よりも増えていると感じる子ども】



出典：アンケート調査

子ども・若者を取り巻く環境はそれぞれ異なり、抱える困難な状況もそれぞれ異なります。また、いくつかの困難が複合的にあらわれ、困難を更に複雑にしている場合もあり、解決には多くの機関の連携が必要です。

生まれ育った環境などによって、子ども・若者の未来が左右されることのないよう、さらに、子ども・若者が困難を抱えた時、安心して相談や支援を受け、社会に羽ばたいていけるよう関係機関が力を合わせ、年齢階層で途切れることのない支援を行う体制を構築することが求められています。

第1節 困難な状況に応じた取組

1 子どもの貧困問題への対応

[現状と課題]

近年、子ども・若者の貧困が社会的な問題となっています。過去に調査が行われた国の子どもの貧困率(※1)は13.9%、愛知県の子どもの貧困率は9%となっています。アンケート調査から、本市の子どもの貧困率は7.1%、貧困線(※2)は141.5万円となっています。

※1 子どもの貧困率：子ども全体に占める、等価可処分所得が貧困線に満たない子どもの割合。

※2 貧困線：等価可処分所得(世帯の可処分所得を世帯員数の平方根で割って調整した所得)の中央値の半分の額。

貧困線と子どもの貧困率

区分	国 ※3	愛知県 ※4	瀬戸市 ※5
貧困線	122万円	137.5万円	141.5万円
子どもの貧困率	13.9%	9.0%	7.1%

子どもの貧困率調査結果の詳細

	区域	国 ※3	愛知県 ※4	尾張東部圏域 (※6) ※4	瀬戸市 ※5
	基準				
子どもの貧困率(%)	国の貧困線(122万円)を基準とした場合	13.9	5.9	4.1	4.7
	県の貧困線(137.5万円)を基準とした場合	—	9.0	6.6	6.1
	市の貧困線(141.5万円)を基準とした場合	—	—	—	7.1

※3 国民生活基礎調査によるH27年の状況。

※4 H28年度愛知子ども調査による。

※5 アンケート調査による。

※6 尾張東部圏域：瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、東郷町

本市の子どもの貧困率は、国と比べ低くなっていますが、それでも7.1%が相対的貧困であり、なかでもひとり親世帯の子どもの貧困率は約50%と高い数値となり、

世帯状況による所得格差が生じていることが分かります。貧困により、必要な教育の機会が減少したり、生活習慣の形成に支障をきたすなど、様々な影響が生じる場合があります。また、地域社会における交流の機会が減少することで、家庭が社会的に孤立する恐れもあります。子どもの将来が、生まれ育った環境によって左右されたり、親の経済状況が世代を超えて連鎖したりすることで、子どもの将来が閉ざされることのないよう、必要な環境整備や教育の機会の均等を図ることが求められます。

[目指す姿①]

子どもの現在及び将来が、生まれ育った環境に左右されず、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、その教育の機会均等が保障され、子ども一人ひとりが夢や希望を持つことができる。

[成果目標①]

成果内容 貧困のために、学習や進学機会を得られない子どもの割合が減少する。

指標	単位	基準値	目標値				
		H30年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
瀬戸市の子どもの貧困率 ※1	%	7.1	—	—	—	6.9	—
瀬戸市のひとり親世帯の子どもの貧困率 ※1	%	50.2	—	—	—	45.0	—
瀬戸市の生活保護世帯の高校進学率 ※2	%	85.7	86.0	86.0	86.5	86.5	87.0
瀬戸市の生活保護世帯の大学進学率 ※3	%	40.0	40.5	40.5	41.0	41.0	41.0
「高校までの教育を受けさせたいが経済的に難しい」と回答する中学2年生保護者の割合 ※1	%	2.3	—	—	—	2.0	—
「大学までの教育を受けさせたいが経済的に難しい」と回答する中学2年生保護者の割合 ※1	%	23.5	—	—	—	20.0	—

※1 アンケート調査による。

※2 参考：平成30年度の愛知県中学卒業者の高等学校進学率98.4%（学校基本統計速報）

※3 参考：平成30年度の愛知県高等学校卒業者の大学進学率58.1%（学校基本統計速報）

〔 事業と取組① 〕

ア 子ども支援の充実

制度・事業名	内容	担当
【新規】 子どもの今・未来応援基金	「子どもの今・未来応援基金」を創設し、市民・企業等からの寄附により、子どもの貧困対策を含め、すべての子ども・若者が輝く今と未来の実現に向けた支援を、更に充実・強化します。	こども未来課
幼児教育の無償化	0歳から2歳の非課税世帯の保育料を無償化します。また、3歳以上の保育料を無償化します。	保育課
学習支援事業	生活困窮家庭などの子どもに対する学習支援や生活習慣の確立、学習意欲の向上のための活動を実施します。	社会福祉課
地域未来塾 (光陵・にじの丘)	光陵・にじの丘中学校区において、元教員等が放課後や長期休業中に学習支援を行います。	学校教育課
子ども食堂	身近な地域で、子どもが地域の方たちと一緒に食事をする「子ども食堂」を実施します。 子どもの孤立を防ぎ、健やかな成長を願い、安心して過ごすことのできる場所や食事（無料又は低額）を提供します。	社会福祉協議会 市民団体

イ 経済的支援の充実

制度・事業名	内容	担当
高等学校等就学支援金支給制度	国公立問わず、高等学校等に通う所得等要件を満たす世帯の生徒に対して、授業料に充てるため、国において、高等学校等就学支援金を支給します。	国(文部科学省)
日本学生支援機構奨学金	経済的理由で修学が困難な優れた学生に学資の貸与を行い、また、経済・社会情勢等を踏まえ、学生等が安心して学べるよう「貸与」又は「給付」を行います。	日本学生支援機構
民間育英団体奨学金（企業、交通遺児、新聞等）	経済的理由で修学が困難な学生に学資の貸与を行い、学生等が安心して学べるよう「貸与」又は「給付」する制度で、返納条件等は各団体で異なります。	各団体

〔 目指す姿② 〕

子どもの健全な成長が確保されるよう、親の就労や自立を支援し、その世帯の生活が安定している。

[成果目標②]

成果内容 貧困家庭やひとり親家庭の親が生活基盤を整え、自立した豊かな生活を送ることができる。

指標	単位	基準値	目標値				
		H30 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金を受け、資格を取得することにより就業(ステップアップ)につながったひとり親の数	人	5	5	5	5	5	5

[事業と取組②]

ア 経済的支援の充実

制度・事業名	内容	担当
児童扶養手当 ひとり親支援	父又は母がいない、父又は母に重度の障害がある等の要件に当てはまる 18 歳以下の児童を養育している方に支給します。(所得制限有り)	こども未来課
愛知県遺児手当 ひとり親支援	児童扶養手当と同様の要件に当たる方に支給します。(所得制限有り・5年間)	こども未来課 (愛知県)
瀬戸市遺児修学手当 ひとり親支援	市内に1年以上在住し、父又は母がいない等の要件に当てはまる義務教育就学中の児童を養育する方に支給します。(所得制限なし)	こども未来課
児童手当	次代の社会を担う子どもの健やかな成長に資することを目的とし、中学校修了前の児童を養育している方に支給します。(所得制限により特例給付となります)	こども未来課
母子父子寡婦福祉資金の貸付け ひとり親支援	母子父子家庭と寡婦の方が自ら進んで自立を図り、家庭生活や職業生活の安定と向上に努めるため、また、児童福祉の増進のために必要な資金を無利子又は低利でお貸しします。	こども未来課
母子・父子家庭等医療費助成 ひとり親支援	18 歳以下の児童を養育しているひとり親家庭等の母又は父及びその児童が医療機関等で受診した時の保険診療分の自己負担額を助成します。(所得制限有り)	国保年金課
子ども医療費助成	中学校修了までの子どもが医療機関等で受診した時の保険診療分の自己負担額を助成します。	国保年金課
出産育児一時金 (国民健康保険加入者)	国民健康保険の加入者が出産したとき、出産育児一時金を支給します。	国保年金課
養育医療の給付	身体の発達が未熟なまま生まれ、入院を必要とする未熟児に対して、その治療に必要な医療費を負担します。	国保年金課
就学援助	小中学校へ通学させる上で必要な給食費や学用品費等学校での学習に必要な費用の一部を援助します。(所得制限有り、瀬戸市立の学校)	学校教育課

制度・事業名	内容	担当
福祉奨学金 入学準備費支給	新小学1年生、新中学1年生の入学援助のため、入学準備費として20,000円を支給します。(瀬戸市から就学援助費新入学児童生徒学用品費を受給する方が対象)	社会福祉協議会
生活福祉資金貸付制度	低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯を対象に、その世帯の経済的自立等を図り、安定した生活が送れるようにすることを目的に、教育支援資金等の貸付を行います。	社会福祉協議会

イ 就業支援の充実

制度・事業名	内容	担当
自立支援教育訓練給付金 ひとり親支援	働く親の主体的な能力開発の取組や中長期的なキャリア形成を支援し、雇用の安定と再就職等の促進を図るため、受講料などの費用の一部を支給します。(厚生労働大臣が指定する対象講座を修了した場合)	こども未来課
高等職業訓練促進給付金 ひとり親支援	看護師、介護福祉士等の就職にあたり、経済的自立に効果的な資格取得を目的に1年以上養成機関等で修学する場合に、生活費の負担を軽減するための給付金を一定期間支給します。 また、養成機関の全課程を修了した方に「高等職業訓練修了支援給付金」を支給します。	こども未来課
就業支援・権利擁護に関する相談 ひとり親支援	母子・父子福祉センターの事業と連携し、キャリアコンサルティング事業や養育費相談、弁護士相談等の情報提供を行い、支援します。	こども未来課
通勤定期の運賃割引のための証明書交付 ひとり親支援	旅客鉄道会社(JRの鉄道)の通勤定期旅客運賃が3割引となる証明書の発行を行います。(児童扶養手当受給世帯)	こども未来課
愛知労働局と本市との雇用対策協定	愛知労働局と雇用対策協定を結び、地域の雇用対策における課題を共有し、双方が役割分担することで、雇用対策に関する施策を効率的に展開し、生活困窮者等の雇用の促進を図ります。 主に以下の方への就業促進に向けた事業展開を行います。 ①若年者等②女性等③生活困窮者等④ひとり親世帯⑤社会的自立に困難を有する若者	瀬戸市雇用対策協定運営協議会 産業政策課

ウ 生活支援(情報提供や相談を含む)の充実

制度・事業名	内容	担当
ファミリーサポートセンター (再掲)	安心して子育てができる環境を整えるため、依頼会員と援助会員の市民による子育ての相互援助活動を行います。	こども未来課 せとっ子ファミリー交流館
子育て短期支援 (再掲)	児童を養育している保護者が病気その他の理由により、家庭における養育が一時的に困難になった場合に、一定期間の養育、保護を行います。	こども未来課 家庭児童相談室
母子父子自立支援員による自立相談 ひとり親支援	ひとり親家庭や寡婦の方の生活上の悩みや自立に向けた就労相談、貸付金等様々な相談に応じます。	こども未来課

制度・事業名	内容	担当
生活困窮者自立支援	仕事が見つからない、求職活動の仕方がわからない、借金がある等の理由で「生活が苦しい」「家賃が払えない」等、経済的に悩まれている方の相談に応じます。	社会福祉課
総合支援資金貸付制度	失業などによる日常生活上の困難や生活の立て直しのための一時的な資金を貸付します。	社会福祉協議会
ひとり親家庭情報交換 ひとり親支援	ひとり親家庭を対象にした勉強会や情報交換等を行う場を提供します。	こども未来課
ひとり親家庭の総合的支援 ひとり親支援	母子・父子福祉センターでは、ひとり親家庭、寡婦の方々の自立と生活安定のための各種相談や生活指導、就業等の相談に応じます。また、母子生活支援施設（児童福祉法に基づく児童福祉施設）の運営も行っています。	社会福祉法人愛知県母子寡婦福祉連合会
仲間づくり、交流事業 ひとり親支援	死別又は離別により母子、父子、寡婦となった方を会員とし、愛知県母子寡婦福祉連合会の主催する研修会、勉強会への参加をはじめ、日帰りバス旅行やクリスマス会などの交流事業を積極的に行い、新たな仲間づくりや家族間、世代間の交流を図ります。	瀬戸市母子福祉会

その他の相談については、第1章第4節1（P.50～P.56）参照。

2 児童虐待防止対策の強化

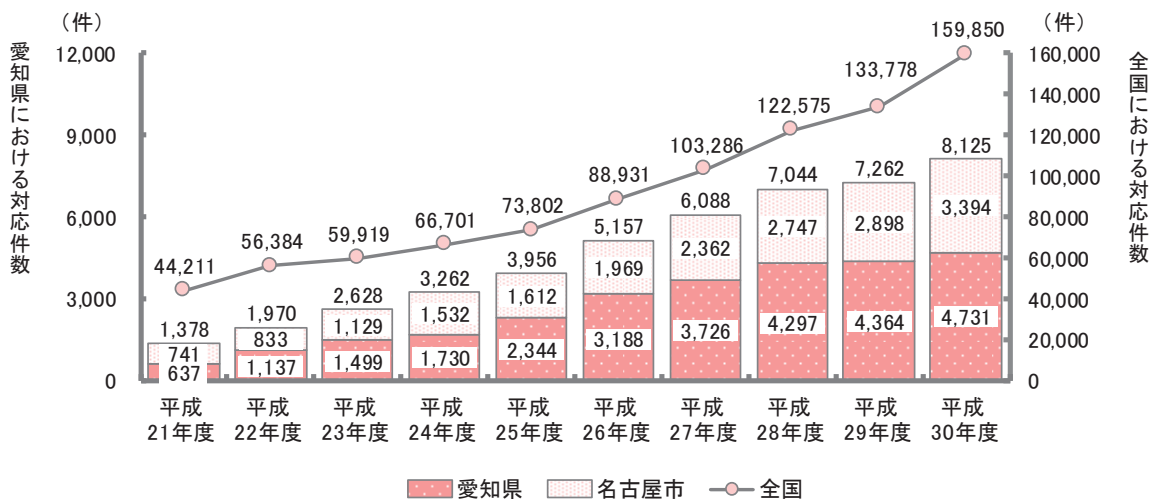
[現状と課題]

児童虐待対応件数は年々増加し、国、県、市ともに最高値を更新しています。ただし、児童虐待そのものは、家庭内で起こるために発見しにくい性質があり、その全数測定は困難です。対応件数増加の背景として、児童虐待に対する社会的な注目度が高まったことから、虐待される子ども本人はもちろん、家族や近隣住民、学校等による意識が高まり、虐待を軽視しなくなることで、これまで隠れていた事案が「見える化」した結果が表れていると考えられます。特に、重篤な事案は見える化しやすいため、関係機関の対応方針の厳格化も相まって、件数・割合ともに増加していると考えられます。

さらに、被虐待児からの発信増加や、学校等が早目に児童相談所等に相談することにより、重篤な案件のみでなく、軽微な案件についても児童虐待の早期発見・早期介入がより容易になりました。早期発見・介入は、家庭内にこもることでエスカレートしやすい児童虐待の重篤化防止のために、極めて重要であり、児童の心身及び発達への悪影響を軽減し、保護者の立ち直りをより容易にすることにつながります。短期的には、件数の大幅な増加により、警察、児童相談所、市ともに対応に追われる状況となっていますが、国・県・市を含む体制整備が進むことにより、中長期的には子どもの健やかな成長が確保され、児童相談所・家庭児童相談室等の負担軽減にもつながると考えることができます。

瀬戸市を管轄する児童相談所は、愛知県中央児童・障害者相談センター(以下、「県中央児相」という。)です。市の機関としては、家庭児童相談室が中心となって児童虐待防止に取り組んでいます。

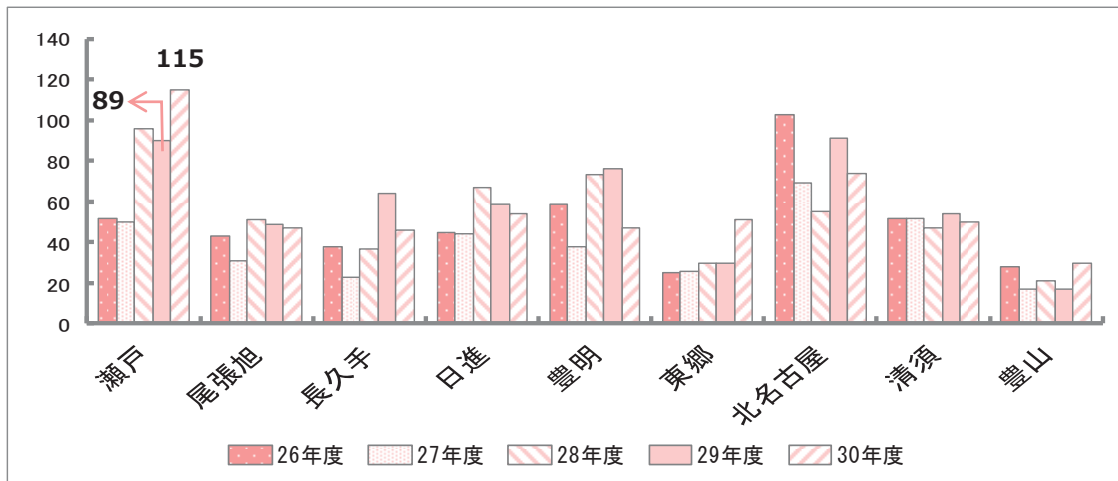
【児童虐待相談対応件数（愛知県全体）】



出典：「2018年度児童相談センター相談実績の概要及び児童虐待防止に関する取組の状況について」

2019. 5. 31 愛知県発表

県中央児相管内 市町ごとの児童虐待相談対応件数



出典：県中央児相統計

虐待の深刻さについて、平成 29 年度と 30 年度を比較すると、下表のとおり、児童の一時保護が 14 件から 24 件に増加しました。刑事事件となるケースもあり、より深刻な虐待事案が件数、割合ともに増えています。

県中央児相による瀬戸市児童虐待ケースの対応状況

単位：件、()内は構成比(%)

年度	重い対応			軽い対応		合計	児童の一時保護 ※
	児童の施設入所	児童の里親委託	継続指導	助言指導	市町村へケース送致		
H29	2 (2.2)	1 (1.1)	14 (15.7)	57 (64.0)	15 (16.9)	89 (100)	14 (15.7)
H30	6 (5.1)	0	20 (16.9)	74 (62.7)	18 (15.3)	118 (100)	24 (20.3)

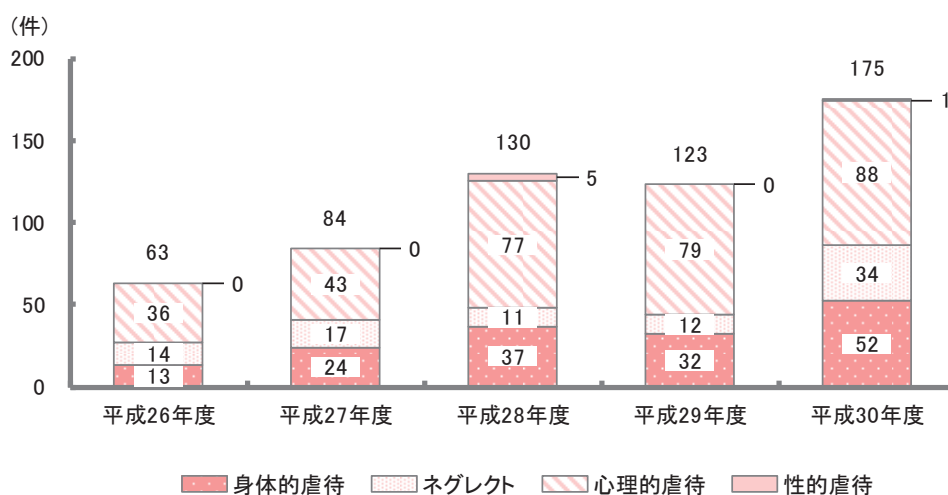
県中央児相の資料に基づき瀬戸市作成。

※ 一時保護：児童福祉法第 33 条に基づき児童相談所長又は都道府県知事が必要と認める場合には子どもを一時保護所に一時保護し、又は警察署、福祉事務所、児童福祉施設、里親、その他児童福祉に深い理解と経験を有する適当な者(機関、法人、私人)に一時保護を委託することができる。虐待、放任等の理由によりその子どもを家庭から一時的に離す必要がある場合等が当てはまり、一時保護は子どもの行動を制限するので、その期間は一時保護の目的を達成するために要する必要最小限の期間とし、2 か月を超えてはならない(ただし、児童相談所長又は都道府県知事は必要があると認めるときには引き続き一時保護を行うことができる。)

家庭児童相談室の平成30年度児童虐待相談対応件数（新規受付件数）は175件です。これは平成29年度の123件と比べると約1.4倍で、平成26年度の63件と比べると約3倍になっています。

平成30年度の虐待件数は心理的虐待が最も多く、88件です。身体的虐待52件は平成29年度の32件と比較して約1.6倍(対前年度比162.5%)に増加しました。ネグレクト（育児放棄）34件は平成29年度の12件と比較して約2.8倍（対前年度比283.3%）に大きく増加しました。構成比では心理的虐待の割合が50.3%と低下し、身体的虐待が29.7%、ネグレクトが19.4%と増加しています。

家庭児童相談室 児童虐待相談対応件数（新規受付件数） 年次推移



虐待の発信元に関しては、平成29年度と30年度を比較すると、下表のとおり、児童本人からの発信が6件から13件と2.2倍に増えています。

家庭児童相談室 児童虐待発信元別統計

単位：件

年度	児童本人	家族	近隣知人	児童委員	病院	保健センター	保育所等	学校等	他市町	警察	その他	合計
H29	6 (5)	58 (53)	20 (3)	1 (0)	1 (0)	6 (0)	3 (0)	13 (0)	3 (0)	1 (1)	11 (8)	123 (70)
H30	13 (12)	76 (64)	36 (6)	2 (0)	5 (0)	3 (0)	4 (0)	20 (0)	11 (0)	0 (0)	5 (1)	175 (83)

() 内は再掲で警察経由件数。

平成 29 年度の児童福祉法第 26 条第 1 項第 3 号の改正により、県中央児相が受理した児童虐待ケースのうち、軽微なケースについては市への送致が開始されました(下表)。

このように市の相談員が対象家庭に面接等により調査、助言指導及び支援を行い、これまでの県の役割であった再発防止の一端を担うことになりました。

県中央児相から本市への事案送致数

単位：人

年 度	身体的虐待	ネグレクト (育児放棄)	心理的虐待 (うち面前心理※)	性的虐待	養護・その他	計
H29	1	0	14 (14)	0	0	15
H30	6	0	12 (12)	0	5	23

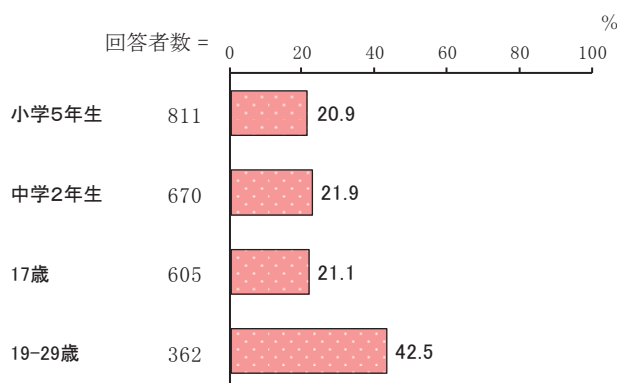
※ 面前心理：心理的虐待のうち、保護者が子どもの前で他のきょうだいを虐待する場面、又は夫婦間やその他の家族への暴力・喧嘩等の場面を見せる行為をいう。

国は児童虐待対応体制を強化するため、令和 4 年度までに全ての市町村に子ども家庭総合支援拠点を設置し、通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務を行うことを求めており、今後、専門的人材の配置が必要とされています。

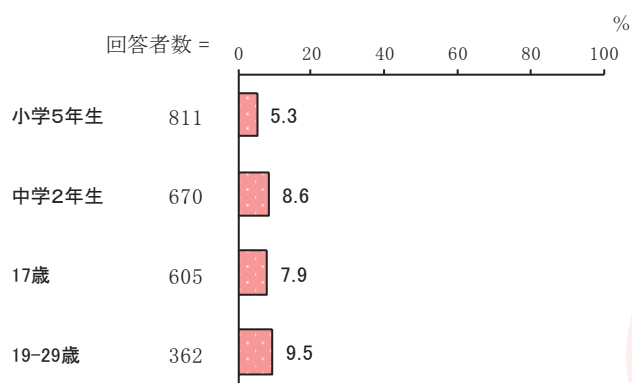
今回のアンケート調査では、保護者から児童虐待を実際に受けた経験のある子どもが、身体的、ネグレクト(育児放棄)、心理的、性的と児童虐待の全種別に存在していることがわかりました。

【保護者から虐待を受けた経験がある子ども・若者の割合 ※】

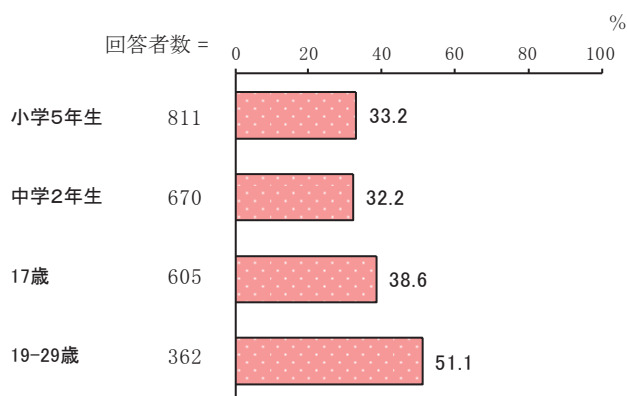
①たたかれたり、なぐられたりする
(身体的虐待)



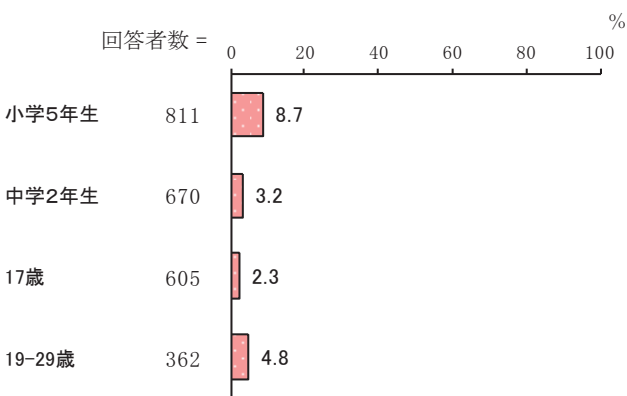
②食事などの身の回りの世話をしても
られないことがある
(ネグレクト)



③心を傷つけられる言葉を言われたり、家で親がけんかする場面をよくみる
(心理的虐待)



④性的にいやなことをされたり、させられたりする
(性的虐待)

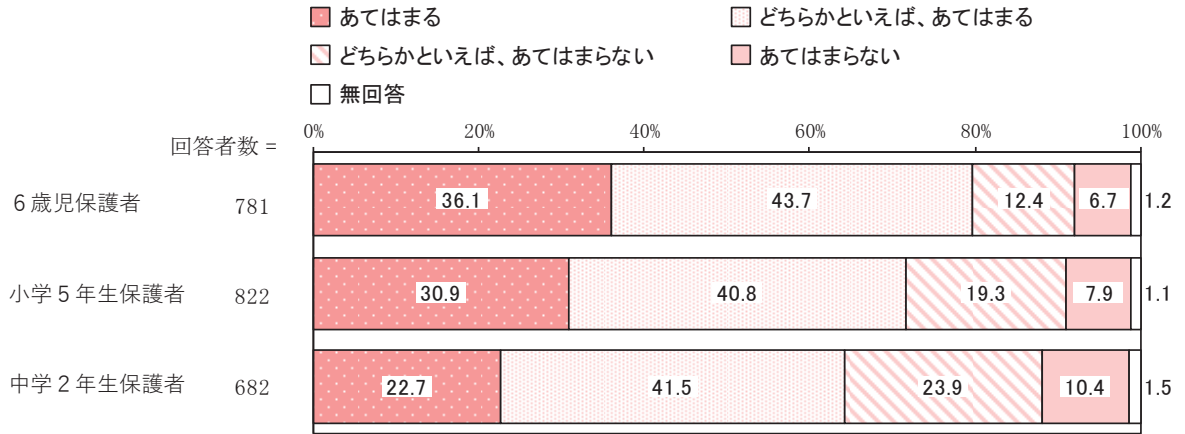


※ 実態について答えにくい内容であり「あてはまる」「ややあてはまる」のほか「あまり、あてはまらない」についても『経験がある』と考え、それらを合計した回答の割合。

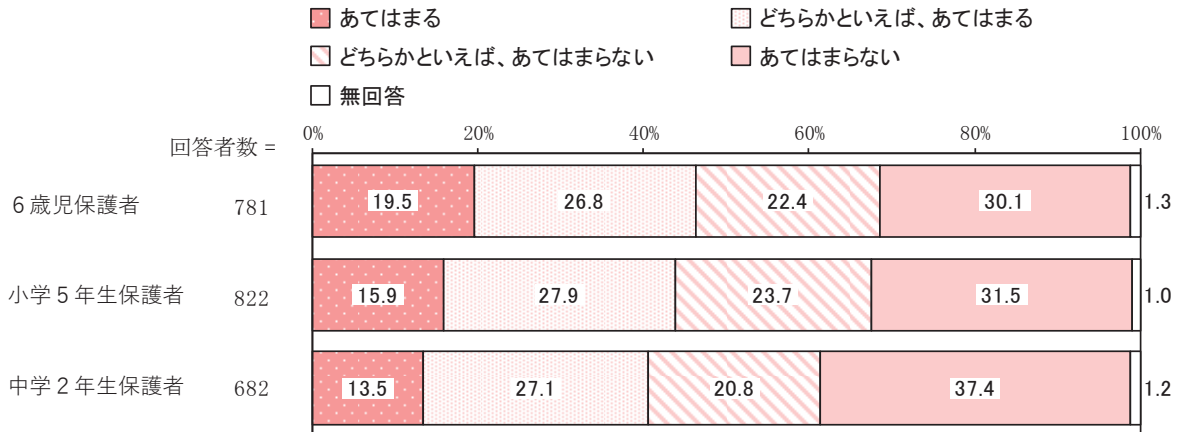
出典：アンケート調査

一方、保護者への質問では、「イライラしてつい子どもに怒鳴ってしまう」が「あてはまる」「どちらかといえば、あてはまる」と回答した者が約60～80%あり、同じく「感情的に子どもを叩いたことがある」が40%以上あることがわかりました。

【イライラしてつい子どもに怒鳴ってしまうことの有無】



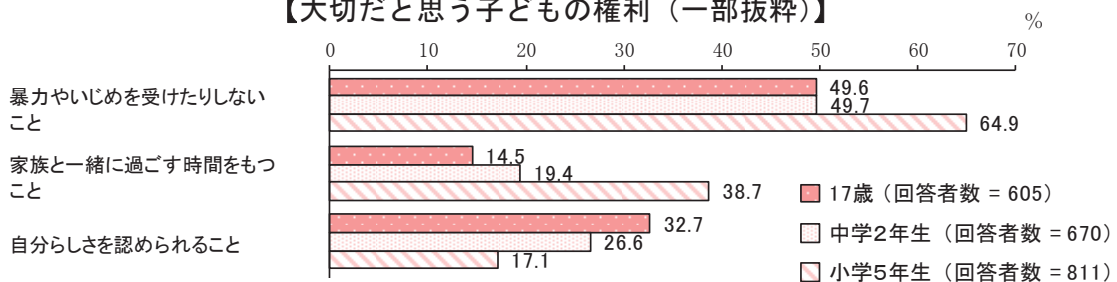
【感情的に子どもを叩いたことの有無】



出典：アンケート調査

また、アンケート調査で「大切だと思う子どもの権利が何か」を小学5年生から17歳までの子どもに尋ねたところ、「暴力やいじめを受けたりしないこと」が全年齢で高い率となりました。この願いを叶えるため、社会全体で虐待をなくす取組が求められています。

【大切だと思う子どもの権利（一部抜粋）】



さらに、要保護児童対策地域協議会（※1）においては、要保護児童（※2）若しくは要支援児童（※3）及びその保護者又は特定妊婦（※4）（以下「支援対象児童等」という。）の見守りや支援について、各関係機関（※5）が連携協力して対応しています。虐待の早期発見、早期介入のため、本協議会の機能が今後一層強化されることが望まれます。

※1 要保護児童対策地域協議会（子どもを守るネットワーク）

保護を必要とする子どもや支援を必要とする子ども・妊婦・家族への適切な支援を図るため関係機関（下の※5参照）により構成された、支援対象児童等に関する情報の交換や支援内容の協議を行う協議会。関係機関のうちから「要保護児童対策調整機関」を指定し（瀬戸市では、こども未来課家庭児童相談室が指定されている。）、支援対象児童等に関する状況把握や関係機関等との連絡調整を行っている。

※2 要保護児童

保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童。保護者に遺棄された児童、保護者が長期拘禁中の児童、被虐待児童、非行児童等。

※3 要支援児童

保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童であって要保護児童に当たらない児童であり養育上の支援により要保護児童に移行することを未然に予防することが求められる支援対象児童。育児不安（育児に関する自信のなさ、過度な負担感等）を有する親の下で監護されている子どもや、教育に関する知識が不十分なため不適切な養育関係に置かれている児童等。

※4 特定妊婦

出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（妊娠中に家庭環境にリスクを抱えている妊婦で、複雑な家庭内事情を持っている場合など育児が困難と予想される妊婦）。

※5 関係機関（構成員）

市町村の児童福祉関係・母子保健等の担当部局、児童相談所、福祉事務所（家庭児童相談室）、医療機関、警察署、学校、保育所、民生委員児童委員の団体等。

[目指す姿①]

妊娠期から切れ目のない児童虐待予防対策の推進により児童虐待が予防されている。

[成果目標①]

成果内容 特定妊婦や居所不明、健診未受診等虐待リスクの高い子どもとその家庭を把握し、支援することで、虐待の発生が未然に防がれている。

指標	単位	基準値	目標値				
		H30年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
3か月児健康診査 未受診児のうちの状況未 確認児数 ※	人	0 (未受診児 16)	0	0	0	0	0
1歳6か月児健康診査 未受診児のうちの状況未 確認児数 ※	人	1 (未受診児 33)	0	0	0	0	0
3歳児健康診査 未受診児のうちの状況未 確認児数 ※	人	0 (未受診児 55)	0	0	0	0	0

※ 各年度末統計

成果内容 児童虐待を経験した子ども・若者が減少している。

指標	単位	基準値	目標値					
		H30年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
「保護者 から、た たかれた り、なぐ られたり する」と 回答する 子ども・ 若者の割 合 ※	小5	%	20.9	—	—	—	5.0	—
	中2	%	21.9	—	—	—	10.0	—
	17歳	%	21.1	—	—	—	10.0	—
	19-29 歳	%	42.5	—	—	—	20.0	—

※ アンケート調査による。

[事業と取組①]

ア 児童虐待予防としての母子保健事業の実施

制度・事業名	内容	担当
母子健康手帳交付・妊婦相談	医療機関などで妊娠がわかった方へ母子健康手帳の交付をします。母子健康手帳は妊娠中からの体の変化と出産の様子、子どもの健診結果や予防接種の記録を記入する大切な成長記録です。また、交付の際には、保健師が制度の紹介や妊娠中の生活などの話をし、妊婦の不安や心配にこたえます。妊娠届出書の質問票による特定妊婦等のスクリーニングを実施の上、支援しています。	健康課
ミニママ教室	妊娠中の過ごし方、制度の紹介、母子健康手帳の使い方などを伝える教室を開催します。	健康課
マタニティ教室	安心してマタニティライフを過ごせるための教室を行います。	健康課
妊産婦健康診査	母子健康手帳交付時に、かかりつけの医療機関で定期的な健診を受けていただくために14回分の妊婦健診と1回分の産後健診の受診票を発行します。	健康課
産前産後支援	産後2か月まで、状況に応じてママサポーターの派遣（有料）や専門スタッフが支援を行います。	健康課
こんにちは赤ちゃん訪問	子どもが健やかに成長し、健康で安心して子育てができるように乳児家庭全戸訪問を行います。	健康課 民生委員児童委員、主任児童委員
養育支援訪問	子育ての不安や孤独感を抱える家庭や支援が必要な家庭に対して保健師等が訪問をし、相談・支援等を行います。特に、特定妊婦等に対し妊娠期から産後にかけて切れ目のない支援を行います。	健康課
乳幼児健康診査	3か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、2歳児歯科健康診査での発育・発達確認と相談、健診フォロー者への支援、未受診児対応として訪問等を行います。	健康課
6か月児健康相談 乳幼児健康相談	発育・発達確認や育児に対する相談支援や健康情報の提供を行います。	健康課

イ 相談体制の整備

制度・事業名	内容	担当
家庭児童相談（再掲）	親子関係、児童虐待、養育不安等に関する相談を受け、必要な助言や支援を行います。	こども未来課 家庭児童相談室
子ども・若者相談（再掲）	子ども・若者や子育てしている方が気軽に相談できる総合相談窓口です。様々な悩みについて、相談員が当事者に寄り添い、情報の提供や適切なサービスにつなぎます。必要な方には、より専門的な支援機関等を紹介します。	こども未来課

その他の相談については、第1章第4節1（P.50～P.56）参照。

ウ 児童虐待の予防教室・啓発の実施

制度・事業名	内容	担当
広報・啓発	広報せと、ポスター、チラシ等により児童虐待防止についての啓発を行います。	こども未来課 家庭児童相談室
子どもに対する取組	幼児期の「命の学習」や小・中学校での性教育などを通じ、子ども自身が自らを守る力を育てます。	こども未来課 公立保育園 学校教育課
虐待予防講座	「アンガーマネジメント(イライラ・怒りの感情とうまく付き合うための方法)」「親の学び講座」「体罰によらない子育て」等の虐待予防のための講座を開催します。	こども未来課 子育て総合支援センター

エ その他の事業

制度・事業名	内容	担当
虐待予防連絡会	虐待予防のため効果的な育児支援活動を行うに当たり、対象児を取り巻く支援者の連携と情報共有のために月1回実施します。	健康課 こども未来課 家庭児童相談室
子育て短期支援(再掲)	児童を養育している保護者が病気その他の理由により、家庭における養育が一時的に困難になった場合に一定期間の養育、保護を行います。	こども未来課 家庭児童相談室
養育支援訪問	養育支援が必要と判断した家庭へ、訪問員による養育に関する指導、助言等の専門的支援を行い、家庭の健全化を図ります。	こども未来課 家庭児童相談室

[目指す姿②]

児童虐待の早期発見・早期介入により、児童の心身及び発達への悪影響が防がれ、子どもの権利が守られている。

[成果目標②]

成果内容 虐待の早期発見・早期介入により、児童虐待による死亡事例がない。

指標	単位	基準値	目標値				
		H30年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
児童虐待死亡数 ※	人	0	0	0	0	0	0
家庭児童相談室による児童虐待相談対応件数(新規受付件数)	件	175	200	250	250	200	200

※ 各年度末統計。虐待の軽重を問わず、早期に発見し、迅速的確な介入・支援を積み重ねることで、虐待による死亡児童数ゼロにつながることから、指標として採用。

[事業と取組②]

ア 児童虐待の早期発見

制度・事業名	内容	担当
虐待相談・通告体制整備	子どもの人権SOSミニレターによる人権擁護委員への相談、児童相談所全国共通ダイヤル189(いちはやく)の利用等により、子ども自身がSOSを発信できる体制づくりをします。	人権擁護委員 学校教育課 こども未来課 家庭児童相談室
	学校、保育園、幼稚園等の関係機関や民生委員児童委員等の関係団体に対し、「児童虐待対応マニュアル」配布等により、虐待発生時の通告方法等を周知徹底します。 市民に対し、児童相談所全国共通ダイヤル189(いちはやく)を周知します。	こども未来課 家庭児童相談室
児童虐待防止のための調査	児童虐待防止対策の抜本的な強化を図るため、国の方針に基づき、乳幼児健診未受診や、未就園、不就学等で福祉サービスを利用していないなど、関係機関が状況確認できていない子どもを把握し、目視等により子どもの安全確認・安全確保を進める取組について、毎年度定期的に行い、必要な支援につなげます。	瀬戸市児童虐待防止のための調査本部 要保護児童対策地域協議会

イ 児童虐待への早期介入と子ども・家庭支援

制度・事業名	内容	担当
虐待への早期介入	虐待を受けた子どもを守るため、虐待通告に基づくアセスメントと児童相談所との連携による48時間以内の安全確認、一時保護、助言指導等の迅速で的確な介入を行います。	県中央児相 こども未来課家 庭児童相談室
要保護児童対策地域協議会(要対協)	支援対象児童等の支援に関わる機関相互の連携を推進し、支援対象児童等の早期発見及び適切な支援を図ることを目的として設置された要対協を強化します。 代表者会議を年1回、実務者会議を月1回、個別ケース会議を必要時に随時開催します。 <会議内容> ・支援システムの全体の検討 ・ケースの情報交換、情報把握 ・支援方針と役割分担の決定 ・児童等の安全の確保と見守り及び保護者への助言指導、支援内容に関することの協議 ・要対協の調整機関である家庭児童相談室を中心として、見守り・支援の進行状況等を管理・評価 <主たる支援機関による児童見守りの強化> 組織的な見守り観察、必要に応じた多職種連携による支援(支援チームの設定)をします。	県中央児相 瀬戸保健所 瀬戸警察署 民生委員児童委員協議会 人権擁護委員会 公立陶生病院 瀬戸旭医師会 小中学校PTA 連絡協議会 教育委員会 小・中学校 放課後児童クラブ 放課後学級 運営事業者 保育園 幼稚園 社会福祉課 保育課 国保年金課

制度・事業名	内容	担当
(つづき) 要保護児童対策地域協議会 (要対協)	<p><個別ケース検討会議の強化> 転入ケース、児童相談所からの見守り依頼があったケース、所属先で問題を抱えているケース等の支援対象児童等に関して、必要時にケースの把握、情報の共有・交換、適切な支援策の協議を行います。</p> <p><調整機関による支援機関（者）支援の強化> 支援機関（者）が安心して子ども・家庭を支援できるように、調整機関（家庭児童相談室）が助言等の支援を行います。</p>	<p>児童発達支援センター こども未来課健康課 家庭児童相談室等</p>
養育支援訪問 (再掲)	<p>養育支援が必要と判断した家庭へ、訪問員による養育に関する指導、助言等の専門的支援を行い、家庭の健全化を図ります。</p>	<p>こども未来課 家庭児童相談室 健康課</p>
社会的養護 (母子生活支援施設)	<p>配偶者のいない女性等とその子どもを一時的に施設に保護し、退所後に自立した生活を送ることができるように就労支援や子どもの教育に関する助言などを行い、母子の生活を総合的に支援します。</p>	<p>こども未来課 家庭児童相談室</p>

[目指す姿③]

関係機関、地域と連携し、児童虐待の再発と連鎖が防止され、子どもとその家庭が自立への道筋を進んでいる。

[成果目標③]

成果内容 子どもとその家庭における生活の自立が図られ、虐待再発と連鎖が防止されている。

指標	単位	基準値	目標値				
		H30年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
再通告者数 ※	人	10 (指導終了者123)	9	9	8	8	7

※ 過去3年間に市による指導を終了した者のうち、再通告された者。

[事業と取組③]

制度・事業名	内容	担当
児童虐待再発防止対応	<p>児童相談所と市が連携し、再発防止のための対応を行います。軽微なケースについて児童相談所から市への事案送致が行われます。</p> <p>被虐待児との面接を通じ、虐待による子どもの心身及び発達への悪影響を軽減し、自立に向けた支援を行います。また、保護者との面接を通じ、虐待に当たらない子育てができるよう助言・指導を行います。</p>	<p>県中央児相 こども未来課 家庭児童相談室</p>

制度・事業名	内容	担当
家庭児童相談 (再掲)	親子関係、児童虐待、養育不安等に関する相談を受け、必要な助言や支援を行います。	こども未来課 家庭児童相談室
養育支援訪問 (再掲)	養育支援が必要と判断した家庭へ、訪問員による養育に関する指導、助言等の専門的支援を行い、家庭の健全化を図ります。	こども未来課 家庭児童相談室 健康課
社会的養護 (母子生活支援施設) (再掲)	配偶者のいない女性等とその子どもを一時的に施設に保護し、退所後に自立した生活を送ることができるように就労支援や子どもの教育に関する助言などを行い、母子の生活を総合的に支援します。	こども未来課 家庭児童相談室
民生委員児童委員による見守り	要保護児童対策地域協議会の管理ケースであった支援対象児童等を必要時に地域で見守ります。	こども未来課 家庭児童相談室

[目指す姿④]

児童虐待のみでなく多種多様で複合的な困難を有する子どもとその家族が、専門家と多様な社会資源による包括的支援を受け社会的自立に向かっている。

[成果目標④]

成果内容 子どもや若者が気軽に相談でき、専門家と多様な社会資源による包括的支援が受けられる。

指標	単位	基準値	目標値					
		H30年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
「困った時に気軽に相談できる窓口が整っている」と回答する子ども・若者の割合 ※	小5	%	68.6	—	—	—	80.0	—
	中2	%	49.4	—	—	—	60.0	—
	17歳	%	35.5	—	—	—	50.0	—
	19-29歳	%	27.4	—	—	—	40.0	—
家庭児童相談室の相談件数	件	1,212	1,250	1,400	1,400	1,400	1,400	

※ アンケート調査による。

[事業と取組④]

制度・事業名	内容	担当
<p>【新規】 子ども家庭総合支援 拠点設置 (ソーシャルワーク 機能の強化)</p>	<p>家庭児童相談室の体制強化として、令和3年度までに「子ども家庭総合支援拠点」を設置します。</p> <p>児童虐待されている子どもや困難を有する若者、保護者の育児の不安に対する相談から、子どもの命に関わる緊急で重篤な相談まで多種多様な相談を誰もが気軽にできるようにします。</p> <p>国の計画に基づき、子どもとその家族及び妊婦等が専門的な相談と支援を受けられる拠点を整備し、様々な社会的資源を活用するなどしてアウトリーチや在宅支援などを展開しつつ、包括的かつ継続的な支援を受けられるようにします。</p> <p>家庭支援員、虐待対応専門員、子ども・若者対策も念頭においた心理担当支援員などの専門職を配置します。</p> <p>また、この拠点については、単独設置ではなく、予防・相談から児童虐待などのハイリスク対応まで、また、地域連携から専門的対応まで、子ども・若者に対する切れ目ない支援を届けるため、他の機能とも一体化し、「子ども・若者総合支援拠点」として設置します。(第2章第2節P. 114 参照)</p>	<p>こども未来課 家庭児童相談室</p>
<p>相談員の資質の向上</p>	<p>的確なアセスメントと柔軟な対応を行うため、専門職の更なるレベルアップと組織的な支援体制を構築します。家庭児童相談室の職員の資質向上を図り、多種多様な相談に対応できる職員の育成を行います。</p>	<p>こども未来課 家庭児童相談室</p>
<p>職員向け研修会</p>	<p>普段から子ども・保護者に関わる事業に従事する市職員の知識の向上と啓発のために、児童虐待についての研修を行います。</p>	<p>こども未来課 家庭児童相談室</p>

3 外国人の子どもやその家族への支援

[現状と課題]

日本で暮らす定住外国人については、言語や文化の違いなどから、日本語の理解による学びの問題だけでなく不就学や労働などの面で依然として様々な課題があり、子どもを産み育てる外国人の増加といった新たな課題も出てきています。保護者の就労に伴い来日する子どもが多いと考えられますが、将来にわたり日本で暮らしたいとする定住外国人も多く、こうした子どもの日本語習得や学習機会の確保、進学やキャリア形成に向けての支援の充実が必要です。

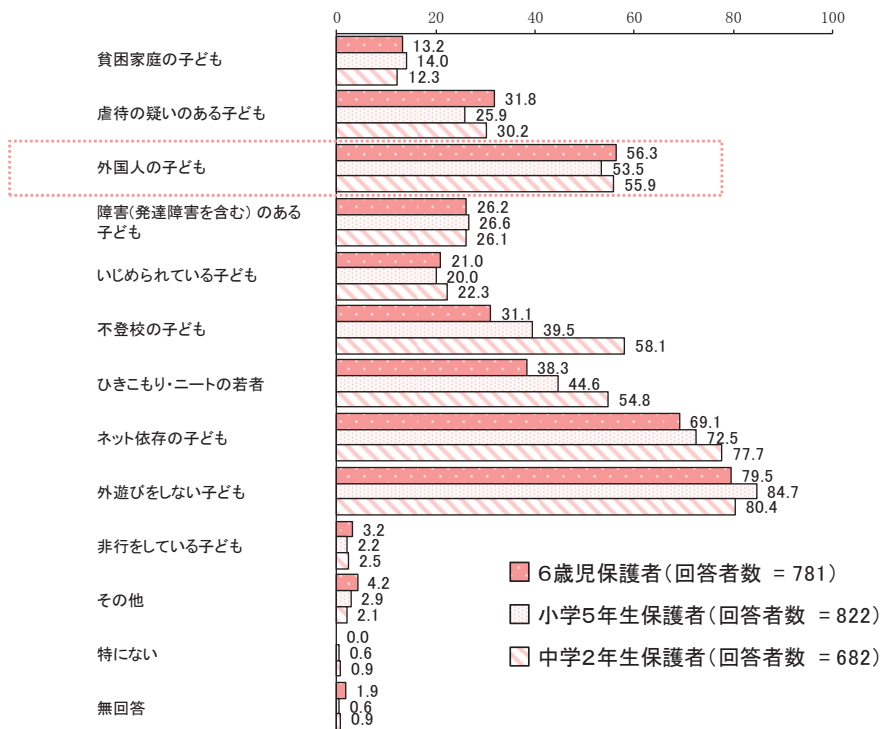
また、平成 30 年度「瀬戸市の教育」では日本語教育が必要な児童生徒は、外国籍で 171 人、日本国籍で 3 人であり、日本国籍でも日本語教育が必要な児童がいるため、国籍に関わらず幅広く支援する必要があります。

定住外国人の子ども・若者の就学、就労等を支援することで、これらの子どもが社会に羽ばたき、将来の瀬戸市の地域社会の担い手となっていくことが期待されます。

年	国籍	総 数		朝鮮・韓国	中国	ブラジル	ペルー	フィリピン	その他
		世帯数	人口						
平成 26年		1,956	3,452	1,018	500	472	527	582	353
27		1,960	3,441	971	473	458	541	590	408
28		2,028	3,462	943	453	482	522	586	476
29		2,038	3,496	878	435	579	525	603	476
30		2,239	3,760	833	467	653	528	627	652

出典：瀬戸市統計書(令和元年刊)

【保護者が子どもの頃よりも増えていると感じる子ども】%



出典：アンケート調査

[目指す姿]

定住外国人が自立して生活し就業するとともに、様々な文化が尊重され、国籍を問わず誰もが快適に暮らすための学びの機会が提供されている。

[成果目標]

成果内容 定住外国人の子ども・若者が、日本の社会で自立し職に就くことができるよう高校進学率(定時制を含む)が増加する。

指標	単位	基準値	目標値				
		H30年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
外国人生徒の高校進学率(定時制を含む) ※1	%	95.2%	95.4%	95.6%	95.8%	96.0%	96.0%
日本語初期指導が必要な児童生徒に対する初期指導の割合 ※2	%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

※1 参考：瀬戸市の外国人生徒の高校進学率98.4%（H30）

※2 瀬戸市教育アクションプランによる。

[事業と取組]

制度・事業名	内容	担当
【新規】窓口等への翻訳機導入	IOT通訳機を市役所窓口等に設置することで、制度説明等の理解を助けます。	こども未来課健康課
医療通訳システム(電話)	母子健康手帳交付、乳幼児健診、相談等で保健センターを利用する外国人親子へ電話による医療通訳を行い、妊娠中からの子育て支援につなげます。	健康課
外国語母子健康手帳、外国語問診票(健診、予防接種)	外国人妊婦等で、母子健康手帳を発行の際、日本語だけでなく、英語、スペイン語、ポルトガル語、ハンガリー語、インドネシア語、タガログ語等の母子健康手帳が選択できます。	健康課
外国語有償ボランティア	保育園で通訳者として実際に活動できる外国語有償ボランティアを養成し、日本語を話すことができない園児やその保護者を支援します。	保育課
日本語初期指導教室	原山小学校、下品野小学校に日本語初期指導教室を開設し、来日して間もない児童生徒に対して日本語、学校生活のルール、生活習慣などを指導します。	学校教育課
外国人児童サポーター	日本語の理解が十分でない外国人児童生徒が、授業などで学びを深めていくために、ボランティアにより学習支援を行います。	学校教育課
日本語指導	日本語指導員又はサポーターを日本語教育が必要な児童生徒が在籍する学校に派遣します。	学校教育課
日本語スピーチコンテスト	外国人児童生徒が日頃の思いや考え、異文化体験等について日本語で思いを語るコンテストです。	国際センター
日本語教室	「日本語のひろば」「日本語オアシス」「日本語教室はらやま」等のボランティア団体として外国の方に日本語を教えています。	国際センター

4 障害（又はその疑い）のある子ども・若者への支援

[現状と課題]

平成23年に改正された障害者基本法には、全ての国民が障害の有無によって、分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現が、法の目的として掲げられています。近年、障害若しくは発達に支援が必要な子どもが増加傾向にあり、本市においても障害児通所支援制度の利用者が増えています。（下表）

また、中には言葉の遅れや落ち着きがない等の育児困難感や他児に手が出てしまう、走り回る等で、子育て支援センターや公園などに出掛けにくくなり、孤立感を抱く保護者もいます。安心して子どもを遊ばせ、相談ができる居場所づくりも必要です。

子ども・若者相談（こども未来課）、発達相談（児童発達支援センター発達支援室）、療育相談（児童発達支援センターのぞみ学園）等では、保護者及び本人からの相談に対し、個々の現状に合わせた支援を進めています。しかし、障害や発達特性の基礎知識、瀬戸市の支援体制や福祉サービスについて保護者が学ぶ機会が少なく、保護者同士のつながりに対応するサポートも十分とは言えません。このような困難を抱える子どもやその家族に、その後の子どもの発達を左右するとも考えられることから、より適切な療育、保育、教育を提供するために、早期から関係機関とのつながりと専門性のある支援が必要となってきます。

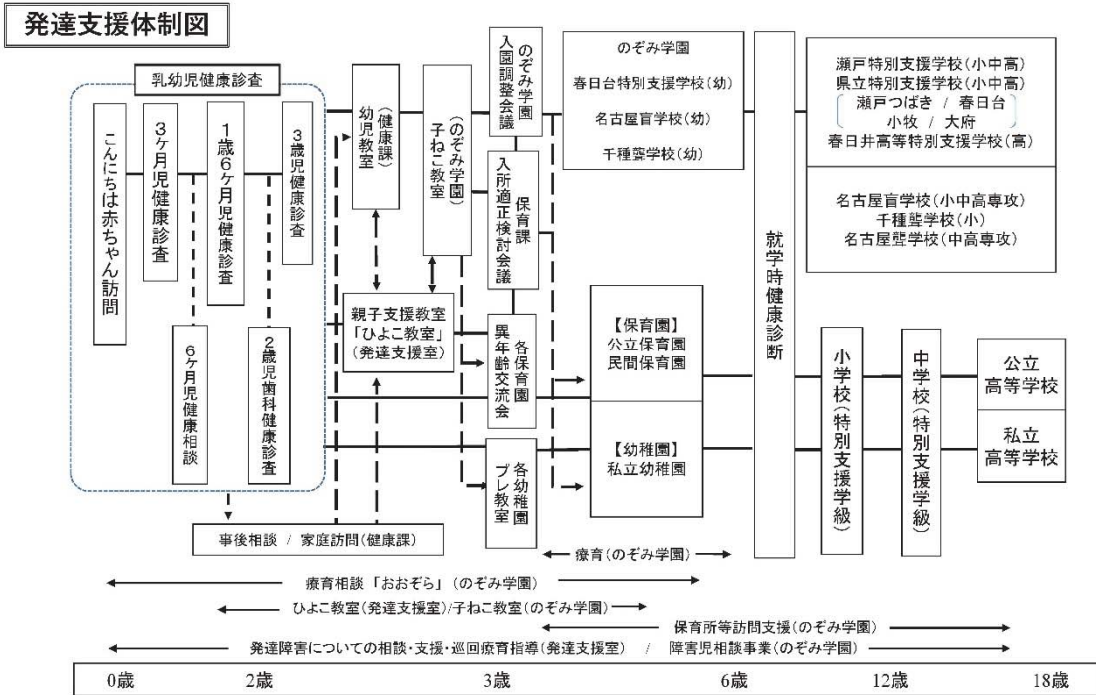
発達に特性のある子どもは、その特性とともに成長します。保育士や教員が多様なニーズに応じた支援をするために専門的な知識と技術を向上させていくとともに、子どもがライフステージの節目においても支援が途切れることなく成長・発達に合わせた相談援助、教育、社会生活上の支援が受けられるよう各関係機関が横断的な連携を図っていくことが求められます。

障害児通所支援制度の利用状況

年度末現在支給決定者数、単位：人

サービス種類	H26	H27	H28	H29	H30
児童発達支援	43	51	63	59	68
医療型児童発達支援	1	1	1	0	0
放課後等デイサービス	131	162	183	212	230
保育所等訪問支援	0	0	0	4	5
合 計	175	214	247	275	303

瀬戸市支援体制図



[目指す姿①②]

① 本人支援

発達に特性のある子どもが、認知特性に配慮され、安心できる環境の中で、周囲への信頼感が育つ。

② 家族支援

家族が子育てで不安に陥ったり、地域社会から孤立することがないように、障害・発達の特性の理解を深めるとともに、保護者同士のつながりが持てるようになる。

[成果目標①②]

① 本人支援

成果内容 障害や発達に支援が必要な子どもが安心して生活ができ、発達が促される。

指標	単位	基準値	目標値				
		H30年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
子どもの基本的な生活習慣の自立が進んだと思う保護者の割合 ※	%	—	80	80	80	80	80

※ のぞみ学園保護者アンケートによる。

② 家族支援

成果内容 障害や発達特性の理解を深めるとともに、保護者同士のつながりが持て、自信を持って子育てができる。

指標	単位	基準値	目標値				
		H30年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
親子支援プログラム終了時点で、以前より子育てに自信が持てるようになった参加者の割合 ※	%	—	80	80	80	80	80

※ 親子支援プログラム参加者の終了時におけるアンケートによる。

[事業と取組①②]

①本人支援 ②家族支援

制度・事業名	内容	担当
幼児教室	保護者（養育者）と子どもが教室で一緒に遊びを体験する中で、保護者（養育者）が子どもの求めに応じて関わることの大切さを知り、子どもの動きに沿った適切な対応ができるよう子どもへの関わり方を学びます。また、保護者（養育者）同士が悩みや情報を共有し、交流できる場とします。さらに、子どもの健全な発達を促し、必要に応じて他機関へ支援をつなげます。	健康課
【新規】 親子支援プログラム	発達の理解を深め、子どもとの関わり方を学ぶ場の提供、瀬戸市の支援体制や福祉サービスの情報提供、保護者同士の関わり場の場としての連続講座を開催します。	児童発達支援センターのぞみ学園・発達支援室
子ねこ教室	発達に弱さを持つ乳幼児が親子で参加し、遊びを通じて親子の関わりを深め、発達を促すことを目的とした療育の場です。保護者同士の情報交換や、専門スタッフから子育ての助言を得るなどし、育児不安の軽減を図ります。また、年10回の育児講座も開催します。	児童発達支援センターのぞみ学園
ひよこ教室	発達に遅れや心配のある子ども、その保護者への個別支援を行います。	児童発達支援センター発達支援室
発達検査	心理職による発達検査で、得意・不得意を知り、より良い関わりや支援方法を保護者や支援者とともに考えます。	児童発達支援センター発達支援室
保育所等訪問支援	保護者の申請の下、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が訪問支援員となって、障害児が集団生活を営む施設を訪問します。障害児以外の児童との集団生活への適応のため、本人及び訪問先の職員に対する専門的な支援を行います。	児童発達支援センターのぞみ学園
障害児相談支援	障害児とその家族を支えるため、基本的な相談にのり、サービス利用が必要とされた時に「障害児支援利用計画」を作成し、課題の解決や適切なサービス利用ができるよう支援を提供します。	児童発達支援センターのぞみ学園 瀬戸市障がい者相談支援センター
児童発達支援	障害や発達に支援の必要な就学前の子どもが、日常における基本的な生活習慣の自立や集団生活に適応できるよう社会性の育成を図ります。	児童発達支援センターのぞみ学園 各事業者

制度・事業名	内容	担当
ことばの専門相談	言語聴覚士による個別相談で、言葉の発達に対する助言を行います。	児童発達支援センター発達支援室
親子支援パスポート	未就園から就園、就学、就労まで、継続した支援や自立に役立てられるため成長を記録するものです。保護者の希望に応じて配布しています。	児童発達支援センター発達支援室
療育相談 「あおぞら」	子どもの発達や子育てで心配なことを電話相談・面談を行い、安心して子育てができる援助をします。	児童発達支援センターのぞみ学園
発達相談	発達の心配や子どもへの関わり方など、発達に関する電話相談及び面談を行います。	児童発達支援センター発達支援室
さくらんぼ相談	発達の遅れが気になる児童生徒の生活や学習支援、就学相談を行います。	瀬戸特別支援学校
発達相談「すてっぷ」	障害のある子どもや行動面・学習面で気がかりな子どもが、よりよく生活を送るための相談を行います。	瀬戸つばき特別支援学校
放課後等デイサービス	就学している障害児に対して放課後や夏休み等の長期休業中において、生活能力の向上の訓練や社会との交流の促進等の支援を行います。	各事業者等
医療型児童発達支援	肢体不自由のある児童を医療型児童発達支援センター又は指定医療機関等に通わせ、児童発達支援及び治療を行います。	各事業者等
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害により外出が著しく困難なため、児童発達支援等を利用できない児童の自宅を訪問して発達支援を行います。	各事業者等

[目指す姿③]

発達に支援を要する子どもの保育・教育・支援に携わる職員の専門知識と技術が向上し、顔のつながった連携が図れることで、子どもが安心して生活できる。

[成果目標③]

成果内容 子どもの保育・教育・支援の現場で活躍できる人材の養成がされ、適切な支援が受けられることにより、子どもが安心して生活できる。

指標	単位	基準値	目標値				
		H30年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
特別支援教育リーダー養成講座参加者数（累計人数）	人	54	72	72	90	90	108

[事業と取組③]

制度・事業名	内容	担当
訪問相談	巡回指導とは別に幼稚園・保育園からの依頼に応じて、園に出向き早急な対応を行います。	児童発達支援センター発達支援室
特別支援教育リーダー養成講座	発達障害や支援の学びを得て、各現場でリーダーとして活躍できる人材育成を目的とした研修を行います。	児童発達支援センター発達支援室 学校教育課
巡回療育指導	市内の幼稚園・保育園・小中学校へ出向き、個別支援を中心に支援者への支援を行うと同時に様々な関係機関と連携し支援をつなげます。	児童発達支援センター発達支援室
研修会	幼稚園・保育園・のぞみ学園・小中学校・特別支援学校との合同研修会や放課後等デイサービス（福祉事業所）支援員対象の研修等を開催し、顔のつながった連携強化及び資質向上を図ります。	児童発達支援センター発達支援室
貸出し図書	市立図書館の分館として発達障害に関する図書の貸出しを行います。	児童発達支援センター発達支援室

[目指す姿④]

発達に支援を要する子ども・家族に関わる関係機関の横断的な連携が強化されることにより、子どもがライフステージに応じた最適な支援が受けられる。

[成果目標④]

成果内容 障害や発達に支援が必要な子どもが、ライフステージが変わっても安心して生活ができる。

[事業と取組④]

制度・事業名	内容	担当
発達障害支援協議会 ※1	発達障害児に対する包括的な支援体制の構築を図るために関係機関相互の連携を推進し、早期発見及び早期支援を図ることを目的として協議を行います。	児童発達支援センター発達支援室
障害者地域自立支援協議会 ※2	障害者への支援体制について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行います。	社会福祉課
もーやっこジュニアの広場	医療的ケアを必要とする子どもとその家族を対象に、映画鑑賞やカフェ形式で交流する場を設けます。また、研修会（講演・実習）を行い、この地域で小児在宅ケアに携わる医療職を増やします。	瀬戸旭医師会

※1 発達障害支援協議会

構成機関：一般社団法人瀬戸旭医師会、公立陶生病院、独立行政法人労働者健康安全機構旭ろうさい病院、公益社団法人愛知県私立幼稚園連盟旭瀬戸支部、瀬戸市立保育園連絡会、NPO 法人スマイル、NPO 法人サポート&ケア瀬戸市障がい者相談支援センター、愛知県中央児童・障害者相談センター、あいち障害者支援センター、愛知県瀬戸保健所、瀬戸市小中学校長会、瀬戸市小中学校養護教諭部会、瀬戸市教育委員会、瀬戸市福祉事務所、社会福祉課、健康課、こども未来課、保育課、瀬戸市立保育園園長会

※2 障害者地域自立支援協議会

瀬戸市障害者地域自立支援協議会組織図

瀬戸市

諮問

答申

福祉計画の評価
福祉施策の提案など

瀬戸市障害者地域自立支援協議会

瀬戸市障害者地域自立支援委員会（附属機関）

- ・瀬戸市障害者福祉基本計画の評価、進行管理及び見直しについての協議
- ・瀬戸市障害者福祉基本計画中間評価の指示、結果の協議
- ・活動報告を受け、地域課題等を協議し、福祉施策の提案等
（専門部会の部会長は、オブザーバーとして委員会に参加）

協議事項等の指示 ↓ 報告・協議事項等の提案 ↑

運営会議（かじ取り役）
(市・センター(※)・事業所)

- 毎月開催
- ・協議会の方向性を検討
 - ・各部会の協議事項提案
 - ・研修会の開催

専門部会(プロジェクト 必要に応じて設置)
(福祉計画の中間評価、見直し等も担う)

- 1 就労支援部会（しごと）
- 2 こども未来部会（こども）
- 3 相談支援部会（福祉サービス）
- 4 居住サービス部会（グループホーム等）
- 5 精神部会（こころ）
- 6 事業所部会（経営者）

ニーズ・課題の提供 ↑

部会等で協議した
解決策や新施策提示 ↓

個別支援

現場
〔困難事例（支援者の入院等）
新たな支援策の検討〕

課題 →
← 解決策提示

ケース会議
〔市、センター、事業所、関連
団体、当事者で協議〕

※ センター：瀬戸市障がい者相談支援センター

(瀬戸市自殺対策計画参照)

[現状と課題]

我が国の自殺者数は平成 10 年以降、14 年連続で毎年 3 万人を超え高い水準で推移しており、平成 18 年に「自殺対策基本法」が施行、平成 19 年に「自殺総合対策大綱」が閣議決定されました。その中で自殺は「個人の問題」ではなく、「社会の問題」として広く認識されるようになり、国を挙げて対策が総合的に推進された結果、平成 22 年以降は自殺者が減少傾向にあります。国際的にみれば多い状態が続いているといえます。平成 24 年に自殺総合対策大綱の全体的な見直しが行われ、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指すことが明示されました。また、平成 28 年に「自殺対策基本法」を一部改正し、自殺対策を「生きることの包括的な支援」と定義し、全ての自治体に自殺対策計画の策定が義務付けられ、地域レベルでの自殺対策を推進することとなり、平成 31 年 3 月に本市でも「瀬戸市自殺対策計画」を策定しました。

我が国の自殺死亡率は、近年、全体としては低下傾向にあるものの、20 歳未満は平成 10 年以降おおむね横ばいであり、20 歳代や 30 歳代は他の年代に比べてピーク時からの減少率が低くなっています。また、20 歳代や 30 歳代における死因の第一位が自殺であり、若年層の自殺対策が課題となっています(出典：平成 29 年自殺総合対策大綱)。これを受け、自殺総合対策大綱は、重点施策として子ども・若者の自殺対策推進を掲げています。

本市でも自殺者数は平成 25 年以降減少していますが、性別・年代別の自殺率(※)(平成 24 年～28 年の合計)をみると男性は 20 歳未満が 4.9(愛知県：3.1)、女性では 20 歳代が 16.5(愛知県：10.2)、30 歳代が 15.3(愛知県：11.5)と若い年代において愛知県と比べて高い傾向となっています(瀬戸市自殺対策計画(第 1 次)より)。

特に子ども・若者の自殺を防ぐ対策が求められています。

※ 自殺率：人口 10 万人当たりの自殺死亡者数。

[目指す姿]

誰もが自殺に追い込まれることのない瀬戸市の実現を目指す。

[成果目標]

- ・一人ひとりが健康に心がけ、健やかに支え合う地域づくりの推進
- ・気づく心、適切な相談と支援につなげる環境の構築
- ・地域で自分らしく生きるための支援体制の整備

指標	単位	基準値	目標値				
		※	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
瀬戸市の自殺率		16.62	平成 30 年から令和 4 年までの 5 年間平均を 11.6 以下にする。		—	—	

※ 平成 24 年から平成 28 年の 5 年間平均。

[事業と取組]

ア 相談体制の整備

制度・事業名	内容	担当
24時間電話相談「子どもSOS ほっとライン24」 (再掲)	子どもや保護者等が、いじめの問題や子どものSOSについての相談ができるよう、夜間、休日を含めて24時間体制で電話相談を実施しています。	愛知県教育委員会事務局
チャイルドラインあいち (再掲)	悩みをもつ子どもたちの声を受けとめ、自立を助けるために設立された18歳までの子どものための相談先です。	特定非営利活動法人チャイルドラインあいち
あいちこころほっとライン365 (こころの健康に関する相談) (再掲)	広く心の健康に関して、匿名で電話相談を行います。	愛知県精神保健福祉センター
いのちの電話 (再掲)	様々な問題をかかえて生きる力を失いかけている人々に、「電話」を通じて対話することにより、生きる意欲を自ら見出し出すように心の支えになることを願うボランティア活動です。	社会福祉法人愛知いのちの電話協会
あいち自殺防止センターによる電話相談 (再掲)	自殺したいほどのつらさや苦しみを、安心して訴えられる無料の電話相談を行います。	認定NPO法人ビフレンダーズあいち自殺防止センター
スクールカウンセラーによる支援 (再掲)	児童生徒が悩みや不安について相談することができ、悩み等が軽減解消に向かうように市内小中学校にスクールカウンセラーを配置し、相談しやすい環境を整備します。	学校教育課
スクールソーシャルワーカーによる支援 (再掲)	児童生徒、保護者及び関係機関とのネットワーク構築、次年度就学児家庭の不安解消などの支援を行うため、教育委員会にスクールソーシャルワーカーを配置します。	学校教育課
子育てに関する相談と支援	子どもの成長を確認し、健全な生活習慣や子育てに関する情報を得ることで、安心して子育てができるよう、相談支援を行います。 また、出産直後や子育て期の不安感・孤立感を軽減し、子どもの成長を共に楽しみながら子育ての楽しさを味わえるよう、子育て総合支援センター及び健康課を中心とした子育てを取り巻く機関全体で支援します。	こども未来課 健康課

イ 自殺対策の取組

制度・事業名	内容	担当
いのちの大切さに関する取組	幼児・児童・生徒・学生への自殺予防に資する教育を実施します。 保育園や小学校等において、命の大切さを伝える取組を開催し、自分の命の大切さや家庭の大切さを知り、自分を認め自己肯定感を高めるための支援を行います。	公立保育園 学校教育課

制度・事業名	内容	担当
子どものSOSの出し方に関する情報提供の推進	様々なストレス、生活上の困難等に直面した時の対処方法（SOSの出し方等）を学べる機会の場の提供に心がけるとともに、自殺予防啓発物品の配布により、「生きることの促進」「相談窓口の周知」等に取り組みます。	社会福祉課
教職員と保護者に向けたSOSの気づきの啓発	教職員と保護者に対しPTAや学校からの情報提供等を通じて子どもの様子について情報共有を図るとともに、子どもが発するSOSの気づきに関する意識啓発に努めます。	学校教育課
ゲートキーパー（※）養成講座	早期発見、早期対応の中心的役割を果たすゲートキーパーに関する研修を開催し、知識の習得の場が提供できる体制を整えます。	社会福祉課
生活困窮者への支援	各機関からの連絡や相談窓口に来られた相談者については、面談等を通じて当事者やその家族の問題状況を把握し、関係機関と連携して適切な支援を行い、自殺リスクの軽減を図ります。 また、生活困窮者へ必要に応じて自立相談支援、住居確保給付金、子どもの学習支援等の包括的な支援を行います。	社会福祉課
妊産婦の相談と支援	母子健康手帳を発行する際、保健師による面接を全数行い、妊婦の状況を把握します。 妊婦とその配偶者（パートナー）が、妊娠中や産後の生活についてイメージし、親になる準備をすることで、前向きに育児に取り組むことができるよう、産前産後サポート事業等を行います。 また、妊娠期の不安感や孤立感を軽減し、安心して出産や子育て期を迎えられるよう、健康課を中心とした子育てを取り巻く機関全体で支援します。	健康課
家庭内の問題に関する相談と支援	すべての子どもが持つ心身ともに健やかに生まれ育つ権利を守るため、虐待が未然に防止され、または早期に発見され、適切な対応がとられるよう、警察、福祉・教育・保健部門などの関係機関で構成する「要保護児童対策地域協議会」を設置し、支援の必要な子どもやその家庭に関する情報を共有し、相互連携を図りながら支援を行います。	こども未来課 家庭児童相談室

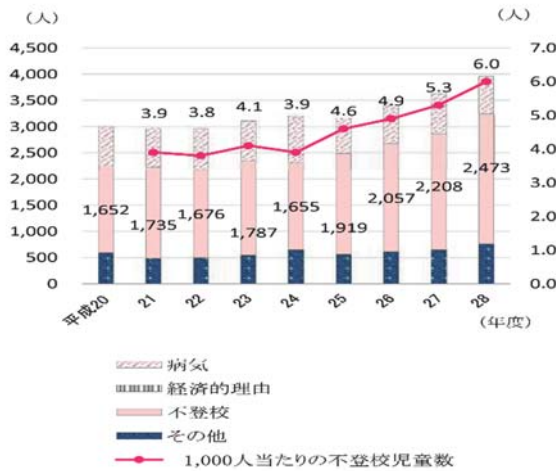
※ ゲートキーパー：自殺しようとしている人のサインにいち早く気づいて、適切な対応ができる人のこと。

6 不登校、ひきこもりの子ども・若者への支援

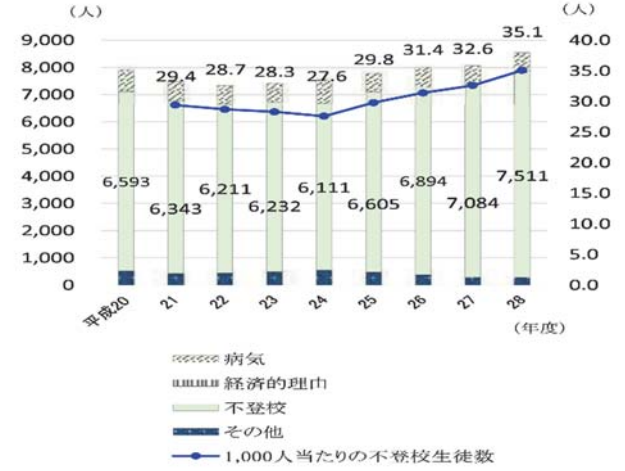
[現状と課題]

文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、愛知県の小学校における1,000人当たりの不登校児数は、増加傾向にあります。中学校における1,000人当たりの不登校生徒数は、平成24年度にかけてやや減少しましたが、その後は緩やかに増加しています。

小学校における長期欠席者の推移(愛知県)



中学校における長期欠席者の推移(愛知県)



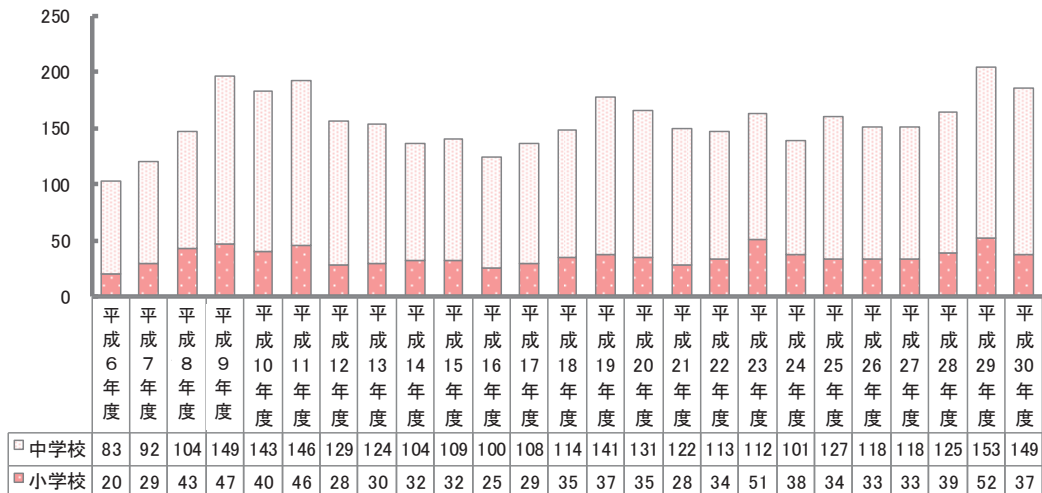
※ 調査対象: 愛知県の国公立小・中学校(中学校には中等教育学校前期課程を含む。)

資料: 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」

出典: あいち子ども・若者育成計画 2022

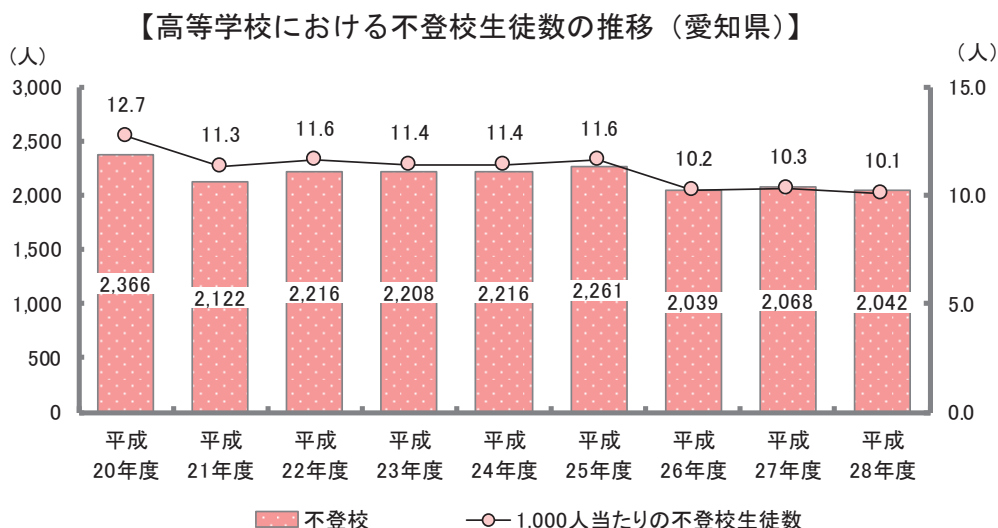
瀬戸市における「月5日以上欠席者(病気・その他の理由を除く。)(以下、「長欠者」という。)の毎年2月調べでは、平成30年度には小・中学校を合わせ186名であり、平成29年度の205名より減少したものの、依然高止まり状態が続いています。児童生徒数が減少していることを考えると長欠者の率は高くなっていると言えます。また、欠席状況では、長欠者の中学生のうち授業日数の80%以上を欠席する重度のものが半数を超えている現状があります。

【瀬戸市の小・中学生 25年間の長欠者推移(平成6年度～)】



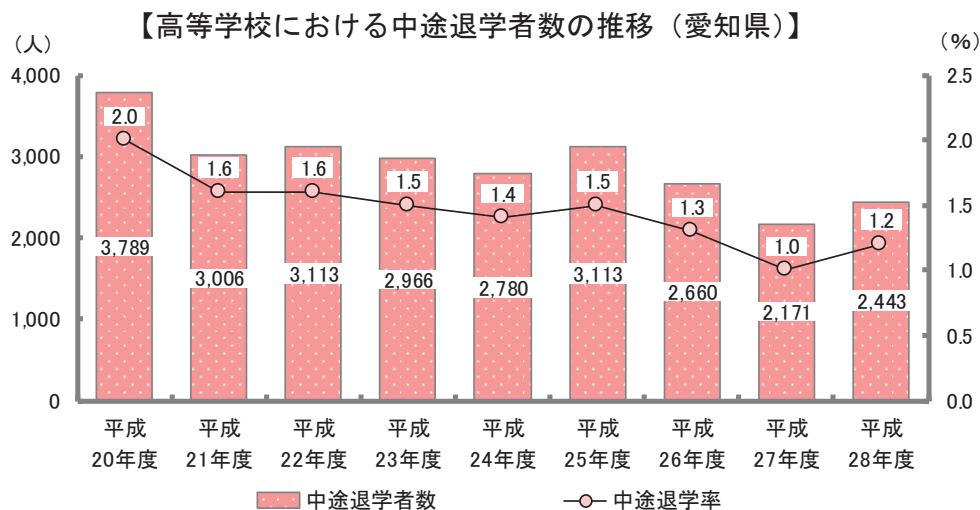
出典: 平成30年度瀬戸市適応指導教室の活動

一方で、愛知県の高등학교（中等教育学校後期課程を含む）における1,000人あたりの不登校生徒数は、平成25年度まではほぼ横ばいでしたが、その後はやや減少しています。また、在籍者数に占める中途退学者数の割合を示す中途退学率は、通信課程も調査対象となった平成25年度にやや上昇したのち下降していましたが、平成28年度は上昇しました。



※調査対象：愛知県の国公立高等学校。

（資料）文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」



※調査対象：愛知県の国公立高等学校。平成25年度からは高等学校通信制課程も調査。

（資料）文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

出典：あいち子ども・若者育成計画 2022

国では、不登校児童生徒の学校以外の場での学習に対する支援の充実について検討されており、平成29年2月には、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（教育機会確保法）が施行されました。不登校となっている児童生徒、高等学校中途退学者や進路未決定卒業者の社会的自立や社会参加を図るため、関

係機関や民間団体等の連携による相談・支援体制を充実し、学習の機会を確保することが必要です。

内閣府が平成27年度に実施した「若者の生活に関する調査」から推計されるひきこもりの若者（15～39歳）は、全国で全体の1.57%となり推計54.1万人です。同様に行った今回の本市のアンケート調査から、17歳で0.33%、19～29歳で1.93%となり、本市のひきこもりの若者（15～39歳）の推計数は528人（15～39歳人口に占める割合は1.68%）となりました。ひきこもりの長期化により、様々な問題が生じています。支援が必要な人に、必要とする支援を早期に届けることが求められています。

【ひきこもり状態にある者の推計数】

		国 ※1		県 ※2	瀬戸市 ※3	
		有効回収率 に占める 割合 (%)	全国の 推計数	愛知県の 推計数	瀬戸市の アンケート 調査による ひきこもり 状態にある 者の割合 (%)	瀬戸市の 推計数
狭義の ひきこも り (A)	自室からは出るが、 家からは出ない又は 自室からほとんど出 ない	0.16	17.6万人	約 10,800人	/	/
	ふだんは家にいる が、近所のコンビニ などには出かける	0.35				
準ひきこ もり (B)	ふだんは家にいる が、自分の趣味に関 する用事の時だけ 外出する	1.06	36.5万人	約 22,500人	/	/
広義のひきこもり(A+B)		1.57	15～39歳 54.1万人	15～39歳 約 33,300人	17歳アン ケート結 果 0.33%	15～18歳 16人
					19～29歳 アンケー ト結果 1.93%	19～39歳 512人
						15～39歳 528人 1.68% ※4

※1 内閣府「若者の生活に関する調査」(平成27年)による。

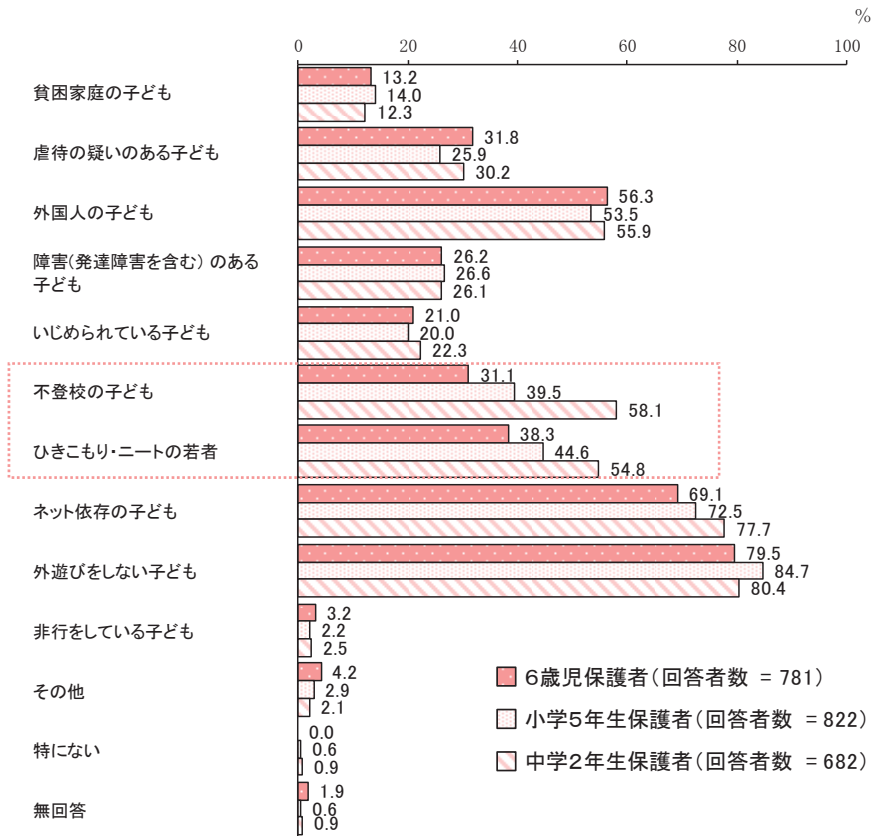
※2 あいち子ども・若者育成計画2022による。

※3 アンケート調査による。

※4 528人は瀬戸市のH31.4.1における15～18歳人口(4,934人)に17歳アンケート結果の0.33%、19～39歳人口(26,535人)に19～29歳アンケート結果の1.93%を乗じ、算出したもの。1.68%は、528人が15～39歳人口に占める割合。

アンケート調査では、保護者が自分の子どもの頃と比較し、増加したと感じる子どもとして、「不登校の子ども」「引きこもり・ニートの若者」が挙げられています。特に中学2年生の保護者では、5～6割の人が「このような状態にある子ども・若者が『増えていると感じる』」と回答しています。

【保護者が子どもの頃よりも増えていると感じる子ども】

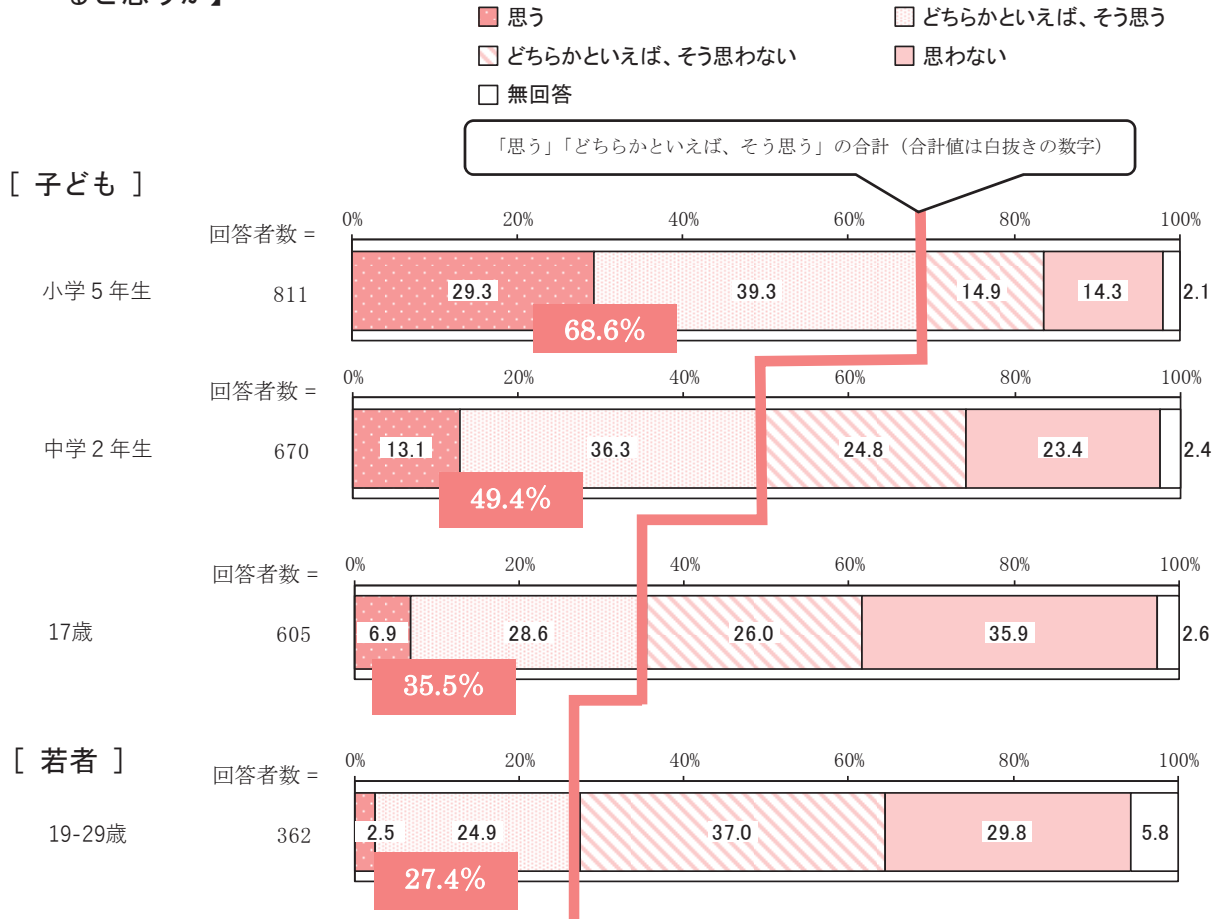


出典：アンケート調査

また、アンケート調査では、中学2年生以降、17歳、19～29歳と若者の年齢が上がるにつれ、相談窓口が整っていないとする回答が6～7割を占めるに至っています。

思春期以降の子ども・若者が困った時に気軽に相談できる「子ども・若者総合相談センター」の設置による体制の強化とその周知の必要性が浮き彫りになりました。

【瀬戸市では子ども・若者、子育て中の人困った時に気軽に相談できる窓口が整っていると思うか】

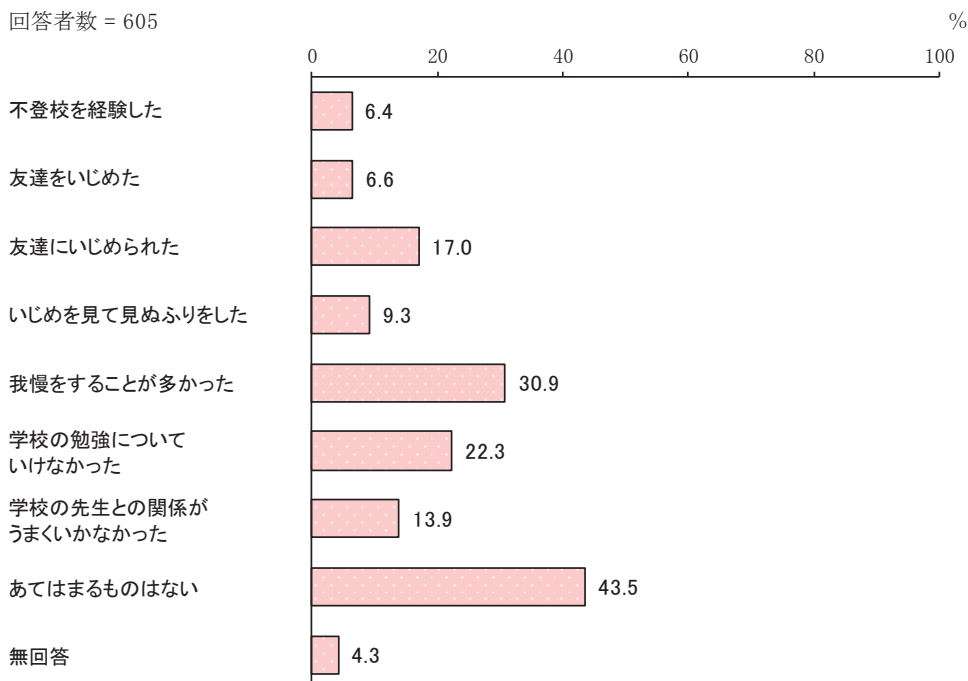


出典：アンケート調査

アンケート調査では、「小学校や中学校、高校の頃に学校で経験をしたこと」として、17歳の子どものうち6.4%が「不登校」を経験したとし、17%が「いじめられた」経験があると回答しています。

17歳【小学校や中学校、高校の頃に学校で経験をしたこと】

回答者数 = 605



出典：アンケート調査

[目指す姿]

全ての子ども・若者が自尊感情や自己肯定感を育み、自己を確立し、社会との関わりを自覚し、社会的に自立した個人として健やかに成長するとともに、多様な他者と協働しながら、明るい未来を切り拓く。

[成果目標]

成果内容 ひきこもりの若者の割合が減少する。

指標	単位	基準値	目標値				
		H30年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
ひきこもりの若者の割合 (アンケート調査に基づく推計)	%	1.68	—	—	—	1.5	—
困った時に気軽に相談できる窓口が整っていると回答する若者の割合 ※1	17歳	35.5	—	—	—	50.0	—
	19-29歳	27.4	—	—	—	40.0	—

指標	単位	基準値	目標値				
		H30年度 (12月～3月)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
相談・支援につながった若者とその家族の数（延べ人数）※2	人	28	90	90	90	90	90
子ども・若者総合相談センターの設置	箇所	0	0	1	1	1	1

※1 アンケート調査による。

※2 地域若者サポートステーションによる若者自立就労相談、若者自立就労支援セミナー、不登校・ひきこもりの家族のおしゃべり会、ひきこもりアウトリーチ等への参加・利用者数。

[事業と取組]

制度・事業名	内容	担当
【新規】 子ども・若者総合相談センターの設置 (再掲)	子ども・若者育成支援推進法に基づき、子ども・若者育成支援（30歳代まで）に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う「子ども・若者総合相談センター」を令和3年度までに設置します。このセンターについては、予防・相談から児童虐待などのハイリスク対応まで、また、地域連携から専門的対応まで、子ども・若者に対する切れ目ない支援を届けるため、他の機能とも一体化し、「子ども・若者総合支援拠点」として設置します。（第2章第2節P. 114参照）	こども未来課
【新規】出張相談 (アウトリーチ)	不登校・ひきこもりに悩んでいるが、相談に来所することが難しい子どもや若者の自宅等へ出張相談を行います。	こども未来課
子ども・若者相談 (再掲)	子ども・若者や子育てしている方が気軽に相談できる総合相談窓口です。様々な悩みについて、相談員が当事者に寄り添い、情報の提供や適切なサービスにつなぎます。必要な方には、より専門的な支援機関等を紹介します。 また、相談内容の分析から若者のひきこもりに対する対策の企画立案を行い、関係機関との連携を推進するとともに、支援の切れ目をなくす方策や居場所づくりなどを検討します。	こども未来課
若者自立就労相談 (再掲)	15歳から39歳までの進路や就業に悩む若者とその家族を対象とした相談を行います。月1回の定期相談は市役所内（こども未来課）で行います（予約制）。随時相談、コミュニケーション力向上などの各種セミナー、作業、就労体験などのプログラムも実施します。	地域若者サポートステーション こども未来課
子ども・若者支援地域協議会	社会的自立に困難を有し、複合的な問題を抱える子ども・若者に対する支援を総合的かつ効果的に実施するために関係機関のネットワーク整備を行います。	こども未来課
若者自立就労支援セミナー	15歳から39歳までの進路や就業に悩む若者やその家族を対象とした自立と就労に関する支援セミナーを行います。	こども未来課 地域若者サポートステーション

制度・事業名	内容	担当
子ども・若者支援研修会	15歳から39歳までの進路や就業に悩む若者とその家族、関わる支援者、関係機関や地域を対象に、困難を有する子ども・若者についての最新の情報を届ける研修会を実施します。	こども未来課
不登校・ひきこもり家族のおしゃべり会	不登校、ひきこもりの子どもを持つ親が集う場所を提供します。	こども未来課
仕事・生活自立相談窓口	仕事が見つからない、求職活動の仕方がわからない、借金があるなどの理由で、「生活が苦しい」「家賃が払えない」など、経済的に悩まれている方のご相談に応じ、ハローワーク等と連携し、就労支援を行います。	社会福祉課
愛知労働局と本市との雇用対策協定(再掲)	愛知労働局と雇用対策協定を結び、地域の雇用対策における課題を共有し双方が役割分担することで、雇用対策に関する施策を効率的に展開し、生活困窮者などの雇用の促進を図ります。 主に以下の方への就業促進に向けた事業展開を行います。 ①若年者等②女性等③生活困窮者等④ひとり親世帯⑤社会的自立に困難を有する若者	瀬戸市雇用対策協定運営協議会 産業政策課
精神障害者保健福祉手帳	精神に障害のある方に対し、各種の援護や制度上の便宜を受けるために精神障害者保健福祉手帳を交付します。手帳等級は1級から3級までです。	社会福祉課
精神障害者医療費助成制度	精神に障害のある方の健康の保持のために医療費を助成します。	社会福祉課 国保年金課
障がい者相談支援センター	障害のある方やその家族が地域で生活していく中で生じる心配事や福祉サービスの利用について相談に応じます。障害のある方が地域で安心して、自分らしく生活がしていけるようサポートします。	社会福祉課
障害者向けの就労相談・訓練	就職に向けての相談、指導などの支援を行っている地域障害者職業センターやジョブコーチ(職場適応援助者)による支援事業などを行います。	(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 産業政策課
各種教育相談(サンテレフォン、オアシス21)(再掲)	小・中学生の学習や進学、不登校、友人関係等、学校生活に関わる相談を行います。	学校教育課 適応指導教室(オアシス21)
適応指導教室(オアシス21)	学校へ行きたいけれど行くことができない小・中学生が通う適応指導教室(やすらぎ会館2階)です。	学校教育課 適応指導教室(オアシス21)
精神保健福祉・メンタルヘルス相談、ひきこもり相談	電話や面接による精神保健福祉・メンタルヘルスに関する相談、アルコール・薬物依存に関する相談、ひきこもりに関する相談等を本人や家族などを対象に行っています	瀬戸保健所 こころの健康推進グループ
あいちひきこもり支援センター	主に精神保健・精神障害者福祉、こころの健康相談を行います。	愛知県精神保健福祉センター

7 地域に根ざした非行防止等健全育成

[現状と課題]

愛知県における刑法犯少年の検挙・補導人員は9年連続で減少し、平成30年は1,907人となっています。少子高齢化により少年の数自体が減少しているのも要因ですが、地域ボランティア等によるパトロール活動の活性化や、駅や公園など、少年が集まる場所への自治体による街頭防犯カメラの設置、警察による非行を犯した少年への継続した立ち直り支援活動など、関係する機関、団体等が連携して取り組んだことが要因と言えます。一方で児童買春や児童ポルノの製造等、少年の心身に有害な影響を及ぼす性被害については、近年高止まり傾向を示し、少年問題はまた予断を許さない状況にあります。こうした背景には、少年の規範意識や家庭・地域社会の非行抑止機能の低下に加え、スマートフォンの急速な普及による生活環境の変化など様々な要因が考えられます。官民連携によるサイバーパトロールや学校、地域における非行防止に向けた啓発活動等が必要となっています。

区分(人)		年 別	平成21年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
非 行 少 年	刑 法 犯 少 年	計	6,099	3,673	2,844	2,349	2,187	1,907
		うち女子	1,209	523	356	294	307	275
	犯 罪 少 年	計	5,119	3,155	2,454	2,029	1,823	1,585
		うち女子	1,001	446	311	256	258	236
	触 法 少 年	計	980	518	390	320	364	322
		うち女子	208	77	45	38	49	39
	特 別 法 犯 少 年	計	363	379	430	389	401	322
		うち女子	127	33	31	51	53	38
	ぐ 犯 少 年	計	14	22	13	9	13	8
		うち女子	4	5	5	4	1	1
	合 計	計	6,476	4,074	3,287	2,747	2,601	2,237
		うち女子	1,340	561	392	349	361	314
不 良 行 為 少 年		75,678	72,744	54,585	25,696	27,774	27,366	
うち女子		22,480	14,972	10,417	5,332	5,984	6,539	
検 挙 ・ 補 導 総 数		82,075	76,818	57,872	28,443	30,375	29,603	
うち女子		23,820	15,533	10,809	5,681	6,345	6,853	

注 非 行 少 年 犯罪少年、触法少年及びぐ犯少年をいう。

犯 罪 少 年 14歳以上で罪を犯した少年をいう。

触 法 少 年 14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年をいう。

刑法犯少年 刑法に規定する罪(交通関係事犯を除く。)を犯した犯罪少年及び同法に触れる行為をした触法少年をいう。

特別法犯少年 特別法(刑法以外の覚せい剤取締法、銃砲刀剣類所持取締法、軽犯罪法等(交通関係事犯を除く。))に違反する行為をした犯罪少年及び同法に触れる行為をした触法少年をいう。

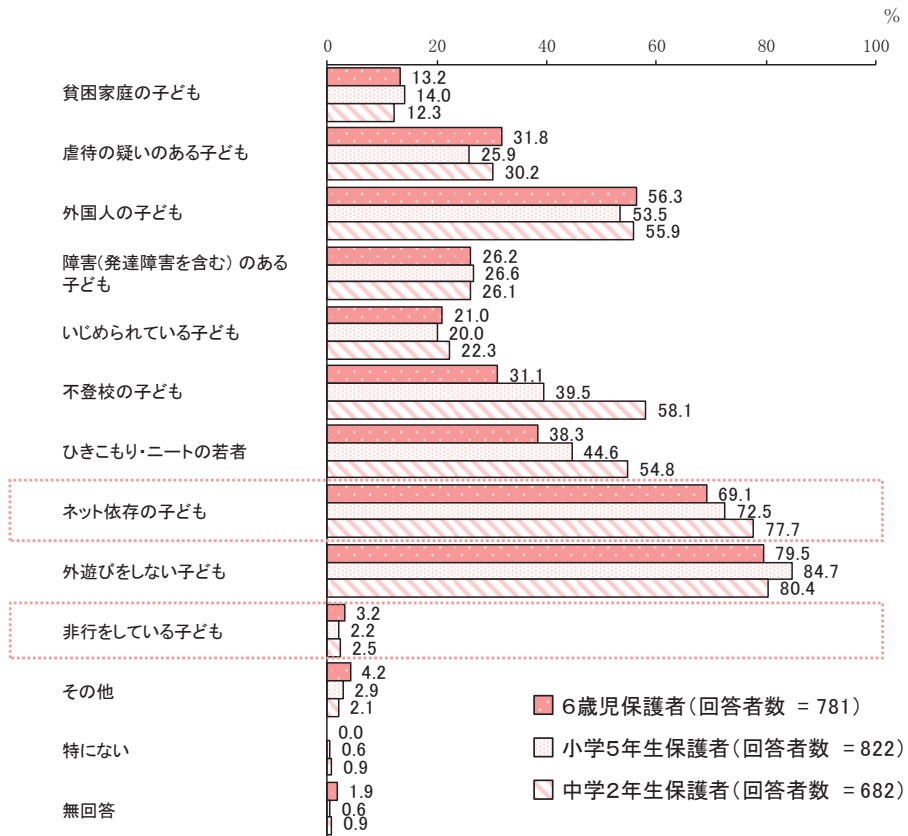
ぐ 犯 少 年 保護者の正当な監督に服さない性質があるなど一定の理由があって、その性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年をいう。

不良行為少年 犯罪少年、触法少年及びぐ犯少年には該当しないが、飲酒、喫煙、けんか、その他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年をいう。

※ 平成30年を基準に、10年前との増減を比較するため平成21年の数値を示した。

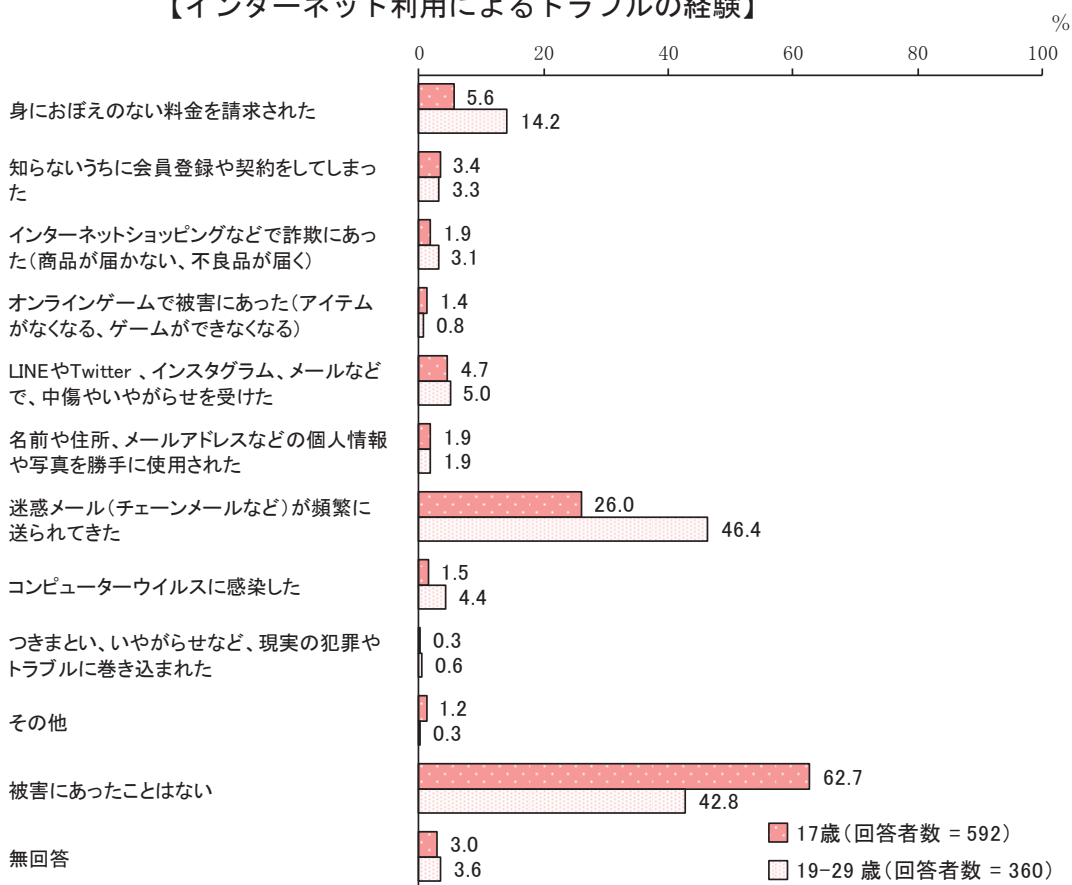
出典：「あいちの少年非行」(愛知県少年補導委員会連合会発行)の資料に基づき瀬戸市作成

【保護者が子どもの頃よりも増えていると感じる子ども】



出典：アンケート調査

【インターネット利用によるトラブルの経験】



出典：アンケート調査

[目指す姿]

家庭及び地域とともに見守り支援する体制が構築され、子ども・若者が、事故や犯罪の加害者及び被害者とならず、安全・安心に過ごすことができる。

[成果目標]

警察による防犯、補導、交通安全に協力し、地域としてあいさつ運動、交通安全の見守り、安全教育の協力により、子ども・若者を事故や非行、犯罪の被害から守る風土を作る。

指標	単位	基準値	目標値				
		H30年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
地域見守り活動を行う少年センター支部数	箇所	8	8	8	8	8	8
少年補導人数 ※	人	220 (H30年)	220 (R2年)	220 (R3年)	210 (R4年)	210 (R5年)	200 (R6年)

※ 瀬戸警察署統計(不良行為少年数)による。

[事業と取組]

制度・事業名	内容	担当
少年センター	少年の非行防止のため、市・学校・PTA・地域等関係機関で連携し、中学校区ごとに支部を設け、約460名の補導委員が、夏休み等の長期休業を中心に地域のパトロールや地域の特性に合わせ、進学就職のための面接の協力や交通安全運動等を行います。	こども未来課
保護区保護司会	国から委嘱を受けた保護司が、罪を犯した者の更生保護及び犯罪予防活動の啓発を行います。	社会福祉課
更生保護女性会	保護司と連絡協調し、更生保護並びに犯罪予防に協力します。	社会福祉課
人権擁護委員 瀬戸地区委員会	国民の基本的人権が侵害されないよう監視し、人権侵害があった場合には、その相談相手になり、適切な処置を講じます。	社会福祉課
社会を明るくする運動 瀬戸市推進委員会	すべての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人の更生について理解を深め、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動である「社会を明るくする運動」の瀬戸市内における実施と推進にあたっています。	社会福祉課
薬物乱用防止教室	小・中学校、高校において、薬物乱用防止教室を開催し、薬物の種類や危険性の講話を行います。また、教室や祭礼行事等において、薬物乱用防止広報車を活用して薬物乱用防止キャンペーン等の広報活動を行います。	瀬戸警察署
サイバー補導	サイバーパトロールによって、少年による援助交際などの不適切な書き込みを発見し、書き込みを行った要保護性の高い少年と接触して、注意・指導を行い、インターネットに起因する福祉犯被害から少年を保護するとともに、少年の健全育成を図ることを目的とする補導活動を行います。	瀬戸警察署
少年補導	瀬戸警察署長により委嘱を受けた瀬戸少年補導委員会は、少年の健全育成を目的に街頭補導活動、キャンペーン等の広報啓発活動、少年相談活動、立ち直り支援活動など警察と協力しながら行います。	瀬戸警察署 少年補導委員会

8 インターネット普及への対応

[現状と課題]

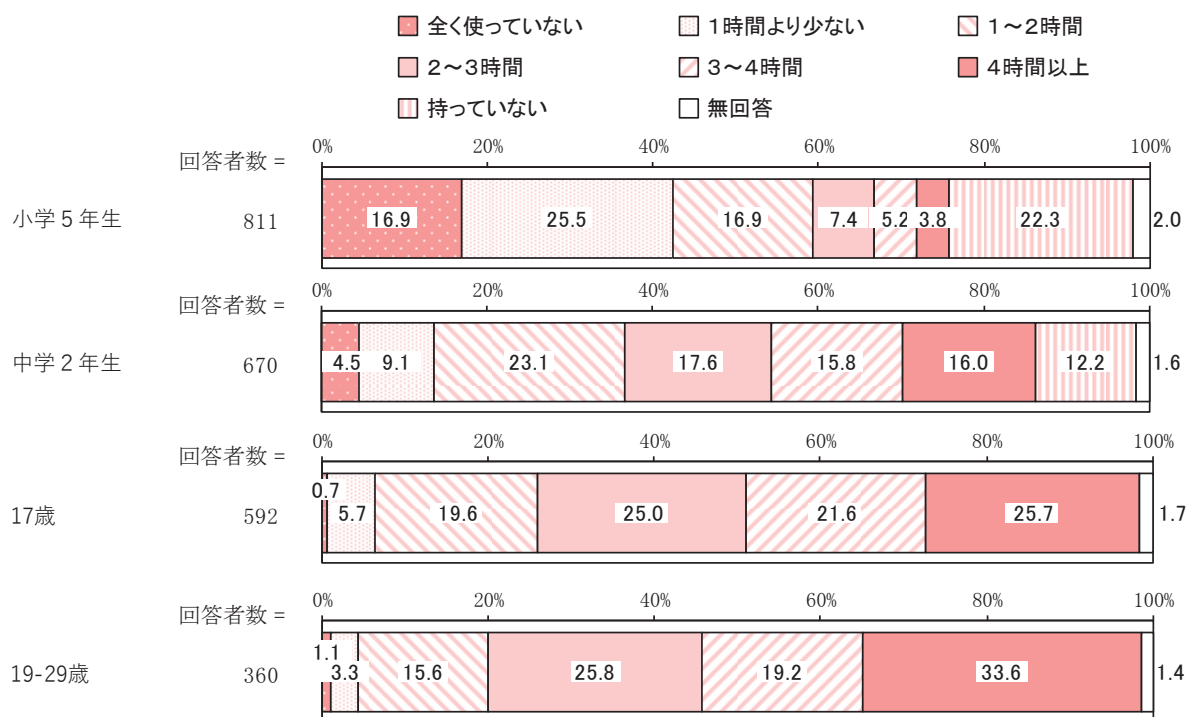
内閣府「青少年のインターネット利用環境実態調査」によると、平成30年度における全国の青少年(小・中学生、高校生)のスマートフォンの所有・利用率は62.8%、インターネット利用者は93.2%となっています。

スマートフォンの普及とともに、世代を超えて日常的にインターネットが利用されるようになる中、子ども・若者が、情報や情報通信機器、関連技術を正しく使いこなし、活用する能力を身につけ、情報化社会の中で更に活躍の場を広げることが期待されています。

その一方、WHO(世界保健機関)において、2018年6月にオンラインゲーム等への過度な依存により日常生活に支障をきたす疾病として『ゲーム障害』(Gaming disorder)が加わりました。特に疾病の進行が早いと言われる幼少期に依存に陥らないよう、親への周知を含め今後の対応が必要になってきます。

本市の今回のアンケートで平日(月曜日から金曜日)にスマートフォン・携帯電話をどれくらいの時間使用しているかの問いに、年齢を経るごとに使用時間が増加している現状があります。

【平日にスマートフォン・携帯電話をどれくらいの時間使用していますか。】



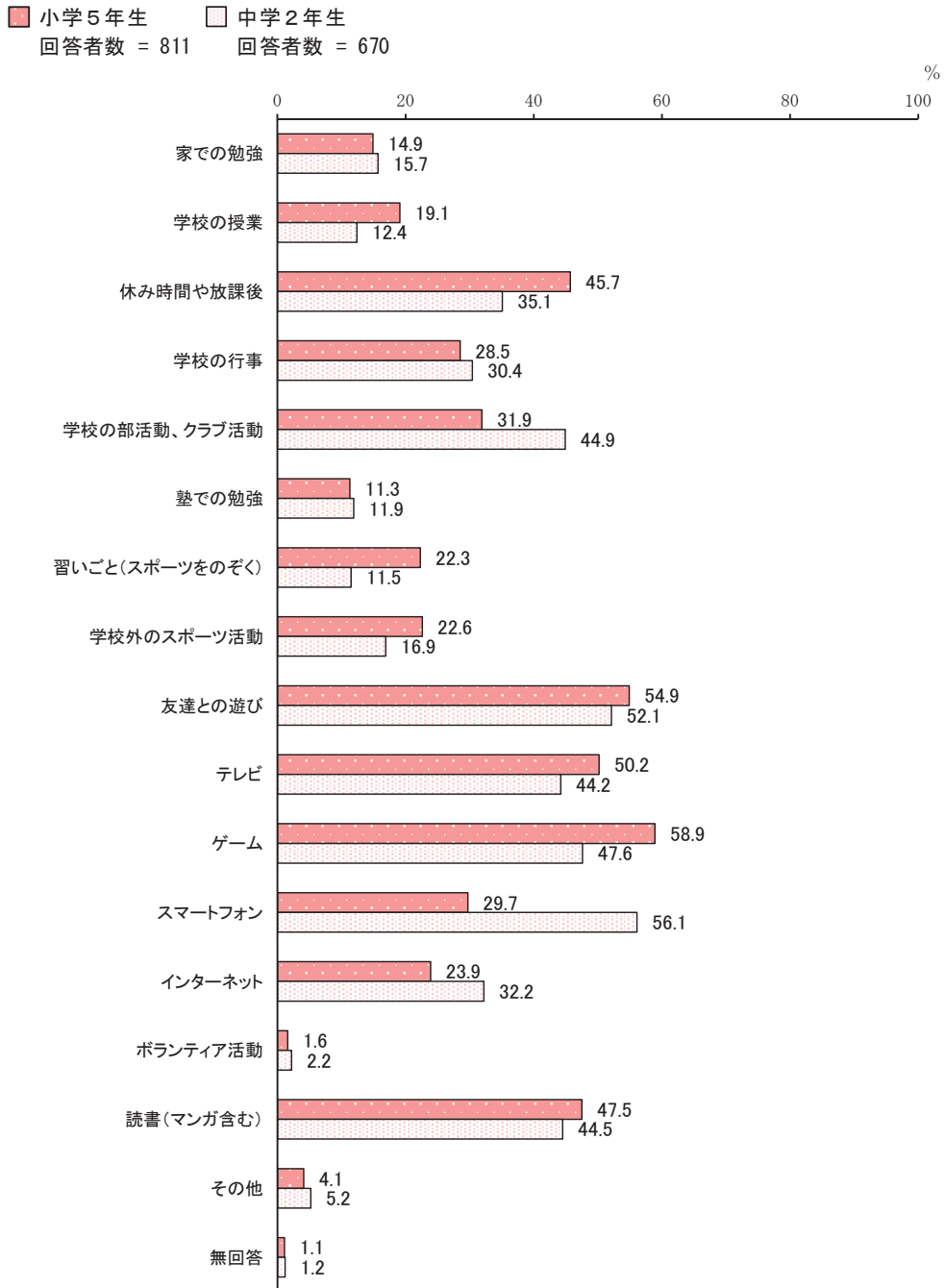
出典：アンケート調査

アンケート調査では、保護者の子どもの頃に比べ、ネット依存の子どもが増えたと感じる保護者は、約7割~8割と高くなっています。(P.107 参照)

さらに、「あなたが熱中したり夢中になれるとき」を聞いた結果、小学5年生では、「ゲーム」の割合が58.9%と最も高く、中学2年生では、「スマートフォン」の割合が56.1%となりました。

インターネットやゲームが身近で夢中になれる存在となっている中で、子どもにとって身近で温かみのある居場所や人とのつながりを実感できる場所、自然体験など、実体験や直接的なコミュニケーションの機会を大切にしていく必要があります。

【あなたが熱中したり夢中になれるとき】



出典：アンケート調査

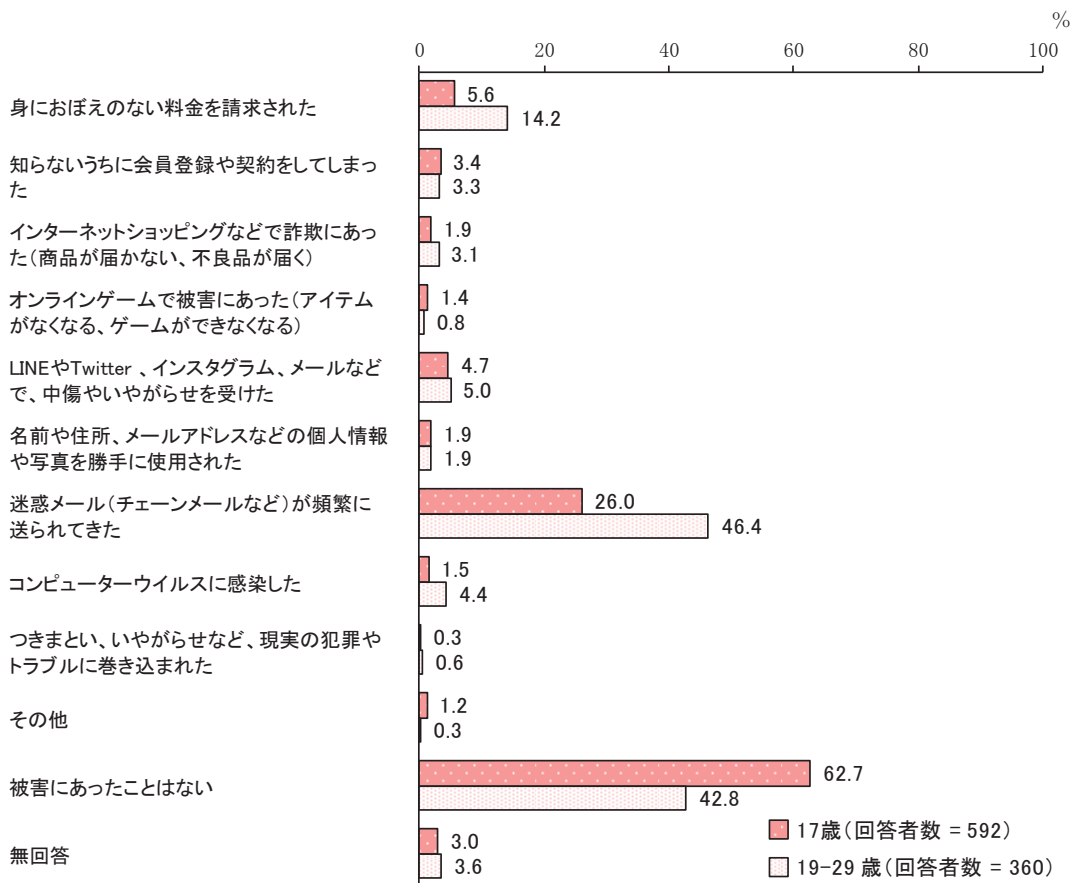
インターネットの普及により、素早く容易に様々な情報や人とつながることができるようになりましたが、中には、子ども・若者にとって有害なもの、犯罪被害に遭うきっかけとなるものもあります。こうした危険性から子ども・若者を守る手段の一つとしてフィルタリングの設定が有効ですが、内閣府「青少年のインターネット利用環境実態調査」によると、スマートフォンのフィルタリング設定率は5割に満たず、低い水準で推移しており、保護者への周知の必要性があります。

スマートフォンのフィルタリング設定率（保護者対象調査・全国）

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
小学生	26.1%	23.8%	27.8%	27.2%	22.5%
中学生	47.8%	45.9%	47.4%	47.4%	40.4%
高校生	43.5%	42.2%	46.1%	45.8%	40.2%
計	43.4%	41.4%	44.6%	44.0%	36.8%

出典：内閣府「青少年のインターネット利用環境実態調査」

【インターネット利用によるトラブルの経験】（再掲）



出典：アンケート調査

〔 目指す姿 〕

インターネット等の利用が進む中で、それに伴う危険性から子ども・若者が守られるとともに、子ども・若者・家庭が自ら情報を正しく判断し、活用できる力を身につけている。

〔 成果目標 〕

成果内容 親子がネットリテラシー講座等の受講等を通じ、インターネット利用に伴う危険性を理解し、自ら情報を正しく判断、活用できる力を養う。

指標	単位	基準値	目標値				
		H30年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
出会い系サイト・コミュニティサイトに起因した被害少年数（愛知県）※	人	124	124	124	122	122	120

※ 「あいちの少年非行(愛知県少年補導委員会連合会発行)」による。

〔 事業と取組 〕

制度・事業名	内容	担当
ゲーム障害、ネット依存に関する周知と予防	様々な機会を通じて、幼少期からのネットに依存する生活が与えるリスクとゲーム障害予防についての啓発を行います。	こども未来課 健康課
ネットリテラシー（※）等講座の実施	子ども・若者がネット上の情報を鵜呑みにするのではなく、その信頼性を自ら判断し、適切に情報を発信できる能力を身につけることを目的として、児童の学習、教職員の研修、保護者への情報モラルに関する啓発を進めます。	学校教育課 こども未来課
サイバー補導（再掲）	サイバーパトロールによって、少年による援助交際などの不適切な書き込みを発見し、書き込みを行った要保護性の高い少年と接触して、注意・指導を行い、インターネットに起因する福祉犯被害から少年を保護するとともに、少年の健全育成を図ることを目的とする補導活動を行います。	瀬戸警察署
少年補導（再掲）	瀬戸警察署長により委嘱を受けた瀬戸少年補導委員会は、少年の健全育成を目的に街頭補導活動、キャンペーン等の広報啓発活動、少年相談活動、立ち直り支援活動など警察と協力しながら行います。	瀬戸警察署 少年補導委員会

※ ネットリテラシー：インターネットを正しく使いこなすための知識や能力。

第2節 子ども・若者総合支援拠点の設置

[現状と課題]

第1節にあるとおり、子ども・若者が抱える困難は、貧困、不登校、ひきこもり、障害、虐待など多岐にわたるものであり、いくつかの困難が複合的にあらわれ、その解決をさらに複雑なものとしているケースもみられます。

このように複雑化、多様化するケースに適切に対応するとともに、市民や関係機関とのネットワークを通じて困難を抱えることを予防し、幅広い相談等を通じてその兆候を早期に発見するとともに、的確に対応したり専門的な支援につなぐ必要があります。現状ではこの業務は、子育て総合支援センターの総合相談窓口、若者相談・支援、パルティセとに設置されている家庭児童相談室等が機能連携により行っています。増加するケースに量と質の両面から対応するには、予防・相談から児童虐待などのハイリスク対応まで、また、地域連携から専門的対応まで、子ども・若者に対する切れ目ない支援を届けることのできる「子ども・若者総合支援拠点」を設置し、これらの業務を1か所に集め、一体として切れ目なく行う体制を作る必要があります。

[目指す姿]

社会的自立に困難を有する子ども・若者が、年齢階層で途切れることなく継続した支援を受け自尊感情や自己肯定感を育み、自己を確立し、社会とのかかわりを自覚し、社会的に自立した個人として健やかに成長するとともに、多様な他者と協働しながら、明るい未来を切り拓く。

[成果目標]

成果内容 「子ども・若者総合支援拠点」の整備により、子ども・若者や家庭が困った時に気軽に相談でき、必要に応じ専門家や多様な社会資源による包括的支援が受けられる。

指標		単位	基準値	目標値				
			H30年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
「困った時に気軽に相談できる窓口が整っている」と回答する子ども・若者の割合※	小5	%	68.6	—	—	—	80.0	—
	中2	%	49.4	—	—	—	60.0	—
	17歳	%	35.5	—	—	—	50.0	—
	19-29歳	%	27.4	—	—	—	40.0	—
子ども・若者総合支援拠点での相談者数		人	—	—	2,490	2,490	2,490	2,490
内訳	① 子ども・若者相談の相談者数（総合相談窓口相談者数）	人	1,041	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

指標	単位	基準値	目標値				
		H30年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
② 家庭児童相談室相談者数（子ども家庭総合支援拠点相談者数）	人	1,212	1,250	1,400	1,400	1,400	1,400
③ 相談・支援につながった若者とその家族の数（子ども・若者総合相談センター相談者数）	人	28	90	90	90	90	90

※ アンケート調査による。

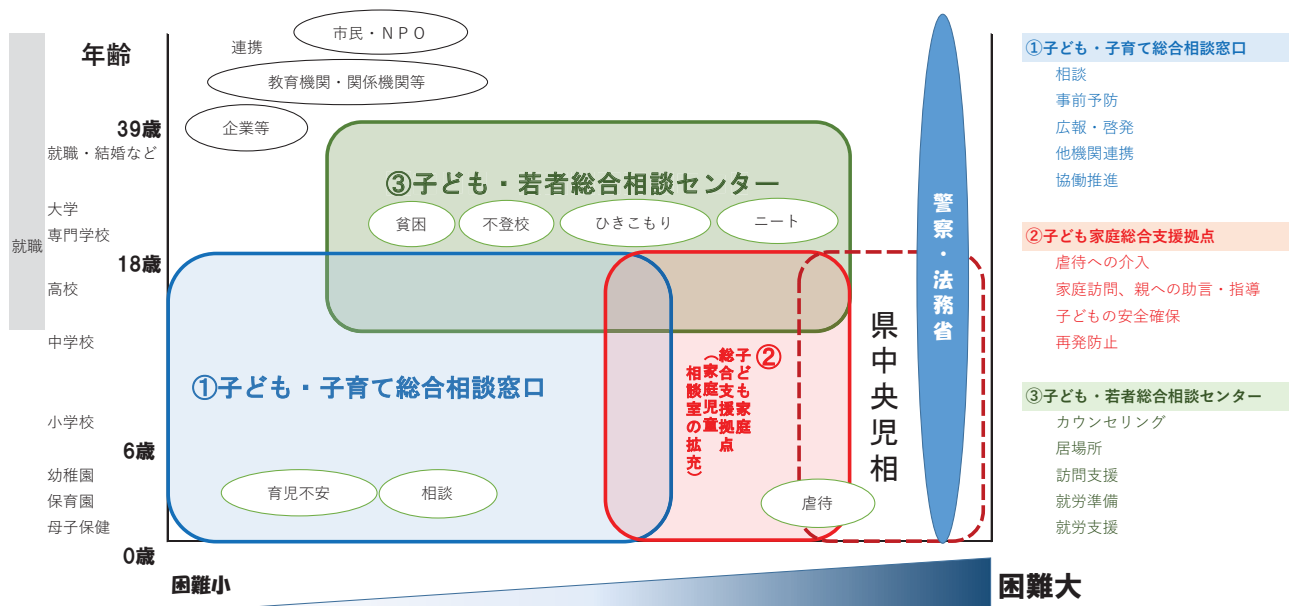
[事業と取組]

制度・事業名	内容	担当
【新規】 子ども・若者総合支援拠点の設置	<p>①子ども・子育て総合相談窓口（利用者支援事業基本型）（子ども・子育て支援法第59条第1項第1号） ②子ども家庭総合支援拠点（児童福祉法第10条の2） ③子ども・若者総合相談センター（子ども・若者育成支援推進法第13条）</p> <p>の3つの機能を一体化した「子ども・若者総合支援拠点」を令和3年度までに設立し、予防・相談から児童虐待などのハイリスク対応まで、また、地域連携から専門的対応まで、子ども・若者とその家族に対する切れ目ない支援を届けます。瀬戸市の子ども・若者が困ったとき、ここに来れば何とかなる、そういう拠点を目指します。</p> <p>この事業は、「持続可能な開発のための目標（SDGs）」の17の国際目標のうち、次の2つの達成に貢献します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標8「働きがいも経済成長も」 (6) 2020年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。 ・目標16「平和と公正をすべての人に」 (2) 子どもに対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する。 	こども未来課

※ ②子ども家庭総合支援拠点 P.86 参照

③子ども・若者総合相談センター P.104 参照

【子ども・若者総合支援拠点イメージ図】



第 3 章

子ども・若者と子育てを応援する
社会基盤の構築



第1節 子どもの権利

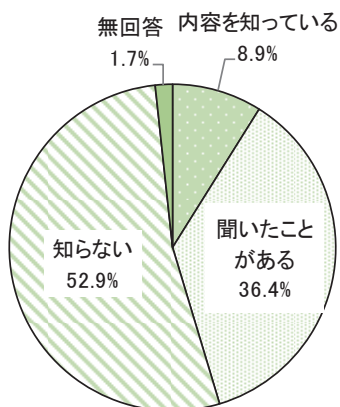
[現状と課題]

いじめや不登校、児童虐待など、子どもの権利が侵害される事件が後を絶たず、様々な困難に直面している子ども・若者が増加しています。

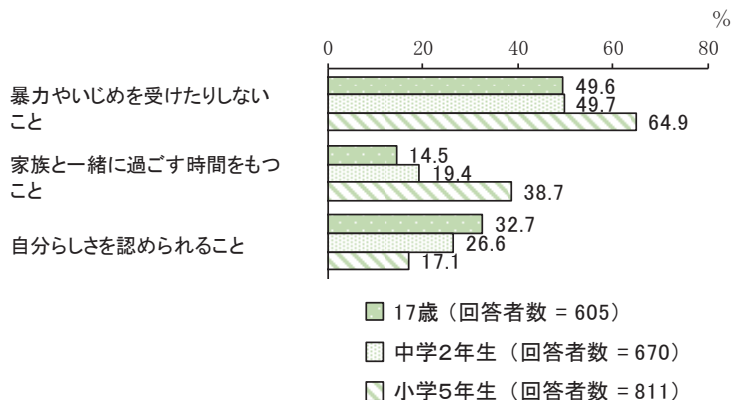
子どもの基本的人権を国際的に保障するため、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」が1989年国連において採択され、1990年に発効しました。日本では、1994年に批准し、2016年には児童福祉法の改正により、児童の権利に関する条約の精神が常に尊重され、児童の最善の利益が優先して考慮される等、児童の福祉を保障するための原理が明確化されました。しかし、アンケート調査の結果から、本市における条約そのものの認知度は低く、条約の理解という観点からも「内容を知っている」と回答した方が約9%と大変低いことが分かります。子どもを含めたより多くの市民が「子どもの権利」の趣旨について理解を深めることができるよう、効果的な広報や、普及・啓発活動を行うことが重要な課題です。

一方、子どもの側の「大切だと思う子どもの権利」として多かった回答は、「暴力やいじめを受けたりしないこと」「家族と一緒に過ごす時間をもつこと」「自分らしさを認められること」となっており、尊重して欲しいと願う子ども自身の意識を伺い知ることができます。

【子どもの権利の認知度】



【大切だと思う子どもの権利(一部抜粋)】



出典：アンケート調査

子どもには、「いじめや児童虐待などから守られる権利がある」ということや「一人の人間として尊重される権利がある」ということを、すべての市民が理解するとともに、お互いの違いを認め、尊重し合い、子どもの権利の侵害を未然に防ぐよう、行政のみならず、市民が一丸となって取り組むことができる環境を整えることが重要です。

また、将来を担う子どもが、あらゆる場において自分の意見を表明し、積極的に社会に参加することができるような機会を拡充する取組が今後一層必要です。

[目指す姿]

- ・子どもの権利が総合的に保障され、そのことについて、子ども及び保護者を含めたすべての市民が十分に理解し、いじめや児童虐待などの悲惨な事件が起こらない社会となっている。
- ・子どもの権利が尊重され、安心できる環境の中で子どもが意見を表明し、社会に参加できている。

[成果目標]

成果内容 本市において、子どもの権利を総合的に保障するため、「子ども条例」が制定され、自分の意見を表明することができる場が創出されている。

指標	単位	基準値	目標値				
		H30年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
子どもの権利について「内容を知っている」と答える子ども及び保護者の割合 ※1	%	8.9	—	—	—	20.0	—
子どもの意見表明の機会（市把握分）	回	2(※2)	2	3	3	3	3

※1 アンケート調査による。

※2 議会体験、瀬戸市子ども会連絡協議会主催ミニセと「子どものまちづくり」

[事業と取組]

制度・事業名	内容	担当
【新規】 子ども条例	子どもの権利が保障され、「子どもにやさしいまちづくり(※)」を実現するため、子ども条例の制定を目指します。また、子どもの権利擁護機関について検討します。 ※子どもの権利を満たすために積極的に取り組むまちのこと。	こども未来課
【新規】 子ども会議	子ども・若者が、自ら会議やイベントなどを企画、検討し、自分の意見を表明でき、他者の考えを認め、合意形成を図ることや市政に意見を述べる機会を提供します。	こども未来課
子ども・若者 育成支援強化月間	全国的に実施されている「子ども・若者育成支援強化月間」(毎年11月)の運動と連動し、広報せとや「せとっ子ねっと(子ども支援サイト)」等を介して市民に対する普及啓発活動を行います。	こども未来課
子どもの違いを 認め合う教育	学校では、自己肯定感を高め、自分の良いところや悪いところを認められる子どもを育てるため、一人ひとりの違いを認め合う教育を推進します。さらに、様々な価値観を大切にできるよう、自分とは違う考えを受け入れ、子どもが互いを尊重しあう教育を推進します。	学校教育課

制度・事業名	内容	担当
人権週間	「人権擁護委員」の日や「人権週間」などの各種イベントに合わせ、リーフレットの配布等の啓発活動を行い、人権を守る意識を高めます。	学校教育課
人権教室	小・中学生を対象とした人権教室を実施します。	学校教育課
子どもの人権SOSミニレター	学校を通じて児童生徒に「SOSミニレター」を配布し、子どもの人権侵害に関する問題の把握と解決への支援につなげます。	学校教育課
議会体験 (校外学習受入)	学校が校外学習として議会見学を行う機会等を活かし、子どもが市政へ関心を持ち、参加する機会、意見を表明することができる機会を提供します。	議事課

第2節 子ども・子育て応援社会の構築

1 希望する人が子どもを持てる基盤づくり

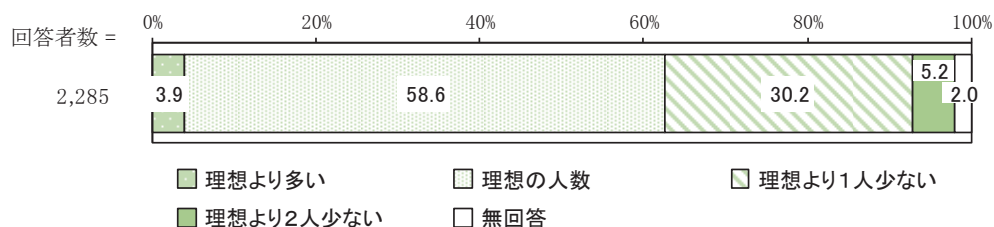
[現状と課題]

平成30年における国の合計特殊出生率は1.42となり、3年連続低下しています。少子化が深刻化している要因として、未婚化・非婚化・晩婚化が進んでいることがあげられています。

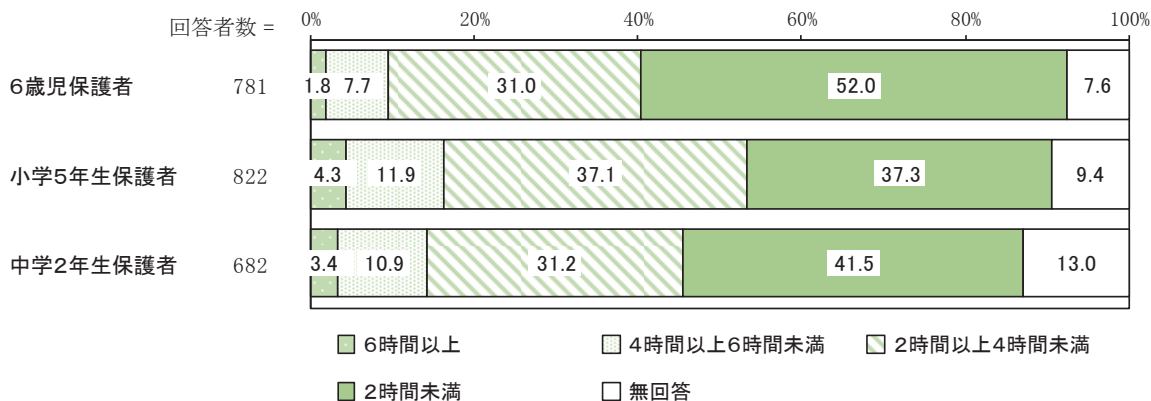
今回実施したアンケート調査では、「理想の子ども的人数より実際の子ども的人数が少ない理由」として、経済的な理由の他、高年齢での出産や子育てに対する不安感、心理的・肉体的な負担があげられています。引き続き、出産・子育ての不安や負担を少しでも和らげるよう、経済的な支援をはじめ、出産や子育てに関する学びの機会の提供、家族や地域全体で支える環境づくり、困った時にいつでも気軽に相談できる体制づくり等の取組を充実させていくことが必要です。

また、アンケート調査で注目したいのは「配偶者の家事・育児への協力が得られないから」といった理由です。国の調査（P.122 中段のグラフ参照）において、「夫の休日の家事・育児時間と第2子以降の出生状況には正の関係性がみられる」（夫が休日に家事・育児をする時間が長くなるほど、第2子以降を出生する割合が高くなっていく）ことが示されており、配偶者が家事・育児へ積極的に参画することが、少子化対策の1つとして重要です。

【理想の子ども的人数と実際の子ども的人数との比較】



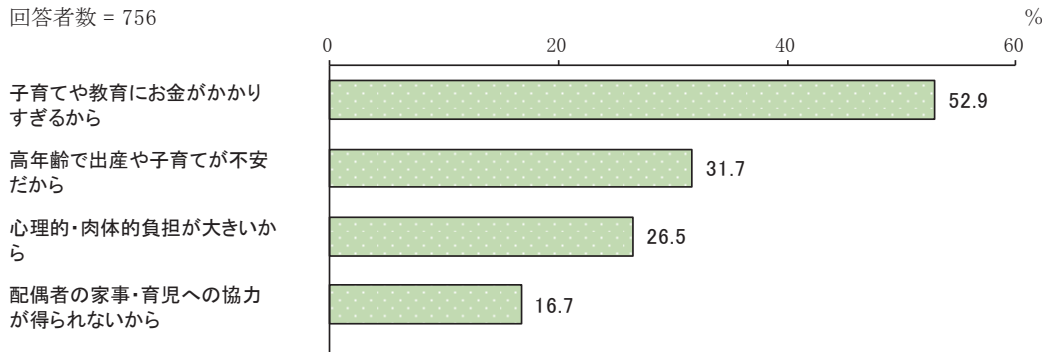
【平日父親がお子さんに関わる時間】



出典：アンケート調査

【理想の子どもの人数より実際の子どもの人数が少ない理由】

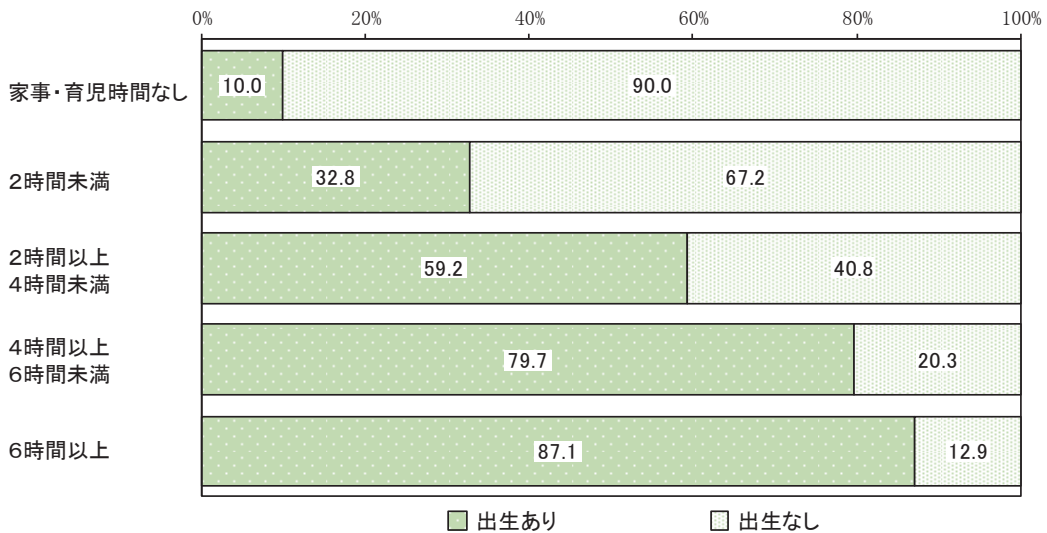
回答者数 = 756



※回答者数は、理想の子どもの人数より実際の子どもの人数が少ないと回答した中でその理由を記入した回答者の数。複数回答可。

出典：アンケート調査

【夫の休日の家事・育児時間別にみた第2子以降の出生の状況】



出典：厚生労働省「第14回21世紀成年者縦断調査(平成14年成年者)」(平成27年)

[目指す姿]

希望する人が、理想とする人数の子どもを持つことができている。

[成果目標]

成果内容 社会の様々な支援により、希望する人が希望する人数の子どもを
 生み育てることができる。

指標	単位	基準値	目標値				
		H30 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
理想の子どもの人数より実際の子どもの人数が1人以上少ない人の割合 ※1	%	35.4	—	—	—	34.0	—
合計特殊出生率 ※2		1.32 (平成 26 年)	1.32	1.32	1.32	1.32	1.32

※1 アンケート調査による。

※2 指標は、第6次瀬戸市総合計画より抜粋。合計特殊出生率の基準値及び目標値については、H25～H29の瀬戸市における最高合計特殊出生率（H26年）の値とした。P.16 参照。

[事業と取組]

子育て支援事業全体が広く関わってきますが、特に関係の深いものとしては、次の事業があげられます。

制度・事業名	内容	担当
児童手当 (再掲)	次代の社会を担う子どもの健やかな成長に資することを目的とし、中学校修了前の児童を養育している方に支給します。(所得制限により特例給付となります。)	こども未来課
子ども医療費助成 (再掲)	中学校修了までの子どもが医療機関等で受診した時の保険診療分の自己負担額を助成します。	国保年金課
幼児教育の無償化 (再掲)	0歳から2歳の非課税世帯の保育料を無償化します。また、3歳以上の保育料を無償化します。	保育課
ミニママ教室 マタニティ教室 (再掲)	妊婦の配偶者・パートナー等に対して妊婦疑似体験を実施します。	健康課
男性を対象とした子育て講座	男性を対象とした育児講座（イクメン養成講座）や子どもと共に楽しんで参加する行事やイベント等を実施し、子どもと触れ合い、コミュニケーションを深める機会を提供します。 また、広報や情報誌等により、積極的に家庭に参画する男性を広く紹介するなど、男性の育児・介護・家事等への参画を進めるための啓発を行います。	こども未来課 せとっ子ファミリー交流館・交通児童遊園 健康課 まちづくり協働課
一般不妊治療費助成事業（再掲）	不妊治療を行う夫婦に対して、一般不妊治療等にかかる費用の一部を助成（特定不妊治療を除く。）します。	健康課
不育症治療費助成事業・支援（再掲）	不育症とは、妊娠はするものの、流産や死産を繰り返すことをいいます。不育症治療に要する費用の一部を助成します。また、不育症治療に悩む夫婦に対して、助産師・保健師による健康相談を行います。	健康課

2 ライフ・ワーク・バランス（※）の推進

[現状と課題]

共働きやひとり親世帯など、世帯状況が多様化する中、誰もが働きやすく、子育てしやすい環境づくりを進めることが求められています。

また、結婚・出産・育児・介護それぞれの時期において働き方の選択を迫られており、特に、子育て中の保護者は短時間勤務や子どもの病気等での休暇確保など、柔軟な働き方を希望する割合が高くなっていることから、個々の状況に応じた多様な働き方が選択できる職場環境整備が合わせて求められています。

さらに、子どもの睡眠や食事などの生活リズムは、脳や体、心の発達にとって非常に大切なものです。保護者のライフ・ワーク・バランスを大切に考え、子育てしやすい環境づくりを進めることは、子どもの発達にとっても大変重要です。

アンケート調査では、仕事と子育ての両立を実現するために必要なこととして、「子どもの状況（病気、行事など）に応じて休暇が取得できる環境（職場）」をあげる保護者が最も多く、事業所（企業）において、育児休業等の制度を充実させることはもちろんのこと、職場の雰囲気づくりや意識改革、育児休業等の支援制度を利用しやすい環境づくりを進めるよう、働きかけを行い、取組を拡げていく必要があります。

そのために、事業所（企業）自身が業務内容の見直しを行うなど、性別・年齢にかかわらず働きやすく、生活と仕事の調和を推進した職場環境づくりに積極的に取り組む努力をしていくことが、今後一層求められます。

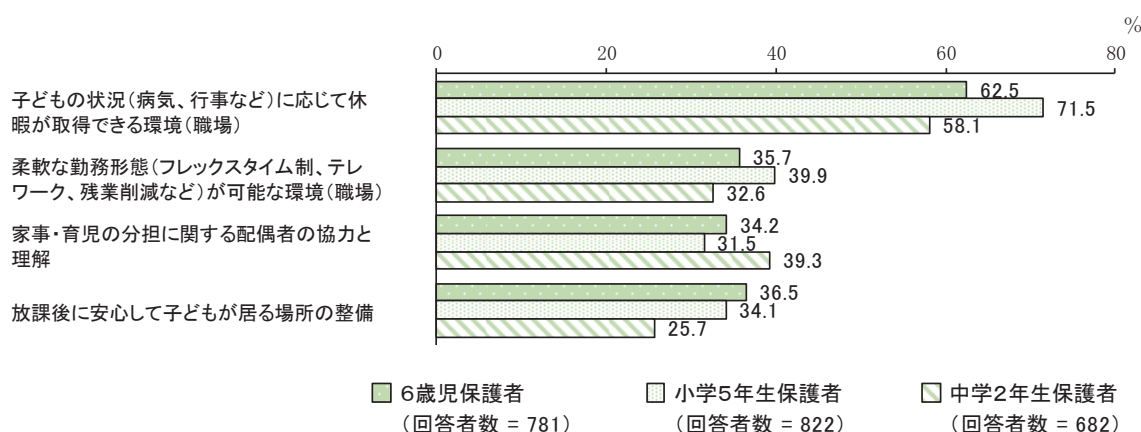
ただ、事業所（企業）にとっては、仕事と子育ての両立支援やライフ・ワーク・バランスの推進が企業の成長や業績に直接的に成果を感じにくいいため、そういった取組への動機づけが難しい状況にあるのも事実です。既に取り組んでいる事業所（企業）の事例を紹介するなど、県や市が協力して普及、啓発を行っていくことも継続して必要です。

本市では平成 29 年度から「トライアングルプランⅢ 瀬戸市女性活躍推進計画・第 3 次瀬戸市男女共同参画プラン」に基づき、男女共同参画社会の実現に向け、地域・職場・家庭のあらゆる場で、性別に関わらず個人の能力が発揮できる、多様性のある社会の実現に向けた取組を推進しています。特に、ライフ・ワーク・バランスの推進においては、性別に関わらず誰もが働きやすい職場環境づくりの具体的取組を宣言する市内事業所をホームページや広報誌等で広く紹介し、事業所間での取組事例等の共有を図っています。

ライフ・ワーク・バランスの推進は、事業所（企業）自身の努力、普及啓発や企業への支援などの県や市としての取組だけではなく、国による働きかけが大変重要です。平成 30 年には、「働き方改革」を推進する法律などが整備され、今後、国において積極的な支援が推進されていきます。

※ ライフ・ワーク・バランス：一般的にはワーク・ライフ・バランスと表すことが多いが、瀬戸市では、ライフ（生活）あつてのワーク（仕事）という観点から、ライフ・ワーク・バランスと表している。このため、本計画書においても「ライフ・ワーク・バランス」と表す。

【仕事と子育ての両立を実現するために必要なこと】



出典：アンケート調査

[目指す姿]

- ・ ライフ・ワーク・バランスの理解の推進、事業所（企業）の取組が推進され、保護者が子育ての時間を十分に確保できている。
- ・ 「家庭」か「仕事」のいずれかの選択を強いられず、誰もが、ライフ・ワーク・バランスを実現できる社会が構築されている。
- ・ 誰もが、安心して働くことのできるライフ・ワーク・バランスの整った社会の中で、様々な分野で活躍できるように、家事や育児・介護などに取り組む環境が整っている。

[成果目標]

成果内容① 保護者が子育ての時間を十分に確保できている。

指標	単位	基準値	目標値				
		H30年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
平日に子どもと関わる時間が少ないと思う保護者の割合 ※	%	59.6	—	—	—	56.6	—

※ アンケート調査による。

成果内容② ライフ・ワーク・バランスや多様な働き方に配慮した取組を行う企業が増え、子育て環境が整っている。

指標	単位	基準値	目標値				
		H27年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
25～39歳の女性人口に占める有業者の割合 ※1	%	66.56 (H27年)	67.0 (R2年)	—	—	—	—
「ファミリーフレンドリー企業」に登録している市内企業数 ※2	社	15	19	20	21	22	23

※1 国勢調査による。指標は、第6次瀬戸市総合計画より抜粋。

※2 指標はトライアングルプランⅢより抜粋。

[事業と取組]

制度・事業名	内容	担当
マザーズハローワーク	育児や介護と両立しやすい求人や短時間求人面接会の実施、育児や介護をしながら就職を希望する方や家庭との両立をしながら就業を希望する方を対象とした育児・介護・家庭生活に配慮する求人事業所を集めた求人面接会を実施します。	愛知労働局 産業政策課 まちづくり協働課 こども未来課
仕事と家庭の両立支援制度等の周知、啓発促進	仕事と生活の調和（ライフ・ワーク・バランス）の実現に向けて、労働者・事業主・地域住民に対する研修、セミナー等により、仕事と家庭の両立支援制度（育児・介護休業等）の利用促進や多様な働き方の推進、男性の子育て参画に関する意識の醸成を行います。	まちづくり協働課 産業政策課 こども未来課 高齢者福祉課 健康課
企業における多様な就労形態の導入促進	フレックスタイム制度、在宅勤務、テレワーク、育児短時間制度等の多様な働き方の取組や効果について、広報せとやホームページ、パンフレット等を活用して、情報提供・周知を行い意識の醸成を図ります。	まちづくり協働課 産業政策課
働き方の見直しへの啓発	広報等において、長時間労働の是正等の啓発に関する記事を掲載し、意識啓発に取り組みます。	まちづくり協働課 産業政策課
ライフ・ワーク・バランス推進宣言事業所の登録	働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる事業所等をライフ・ワーク・バランス推進宣言事業所として登録します。その後、広報やホームページ・パンフレット等でPR支援を行います。	まちづくり協働課
ロールモデル（※1）の提供	女性活躍やライフ・ワーク・バランスの推進に取り組む事業所や個人をロールモデルとして紹介し意識の啓発を図ります。	まちづくり協働課
職場におけるライフ・ワーク・バランスの推進	働きやすい環境を実現するため、イクボス（※2）宣言をはじめ、業務の効率化や管理職向けセミナー、育児休業等の制度活用を促すなど、各事業所（企業）で実施可能なことから取り組みます。	各事業主

※1 ロールモデル：将来像を描いたり、自分の理想や目標を実現するための具体的な方法や計画を考える際の模範や手本となる人物のこと。

※2 イクボス：職場で共に働く部下・スタッフのワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の両立）を考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司（経営者・管理職）のこと（男性、女性ともに対象）。

出典：NPO 法人ファザーリング・ジャパン

3 地域、社会との連携

[現状と課題]

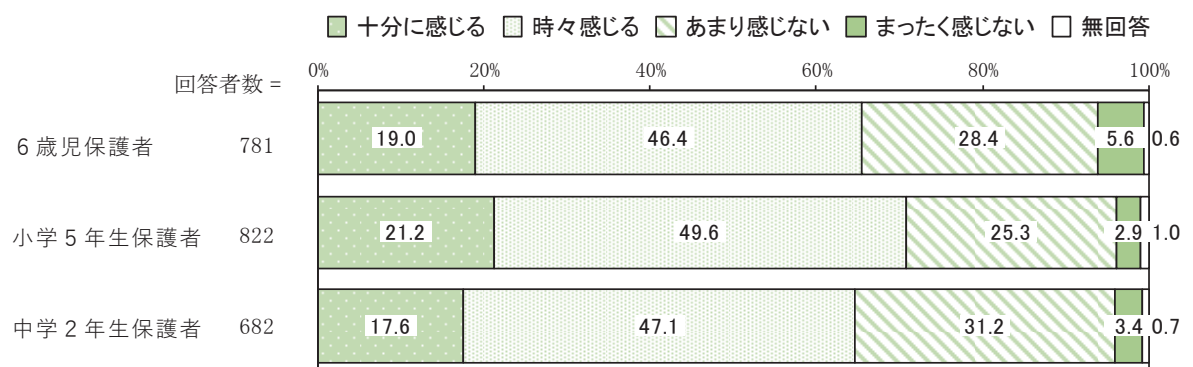
少子化が進むとともに地域のつながりが希薄化する中、子育てについて不安や負担、孤立感を感じる子育て家庭が多くなっています。子育ての喜びや子育て家庭が抱える悩みや負担感を社会全体で共有し、地域社会全体で子どもを大切にする気運が作りだされることが必要です。さらには、地域の子どもたちの顔が分かる関係づくりを進める地域コミュニティがつけられることが必要です。

地域が子どもや保護者に温かいまなざしを向けること、それに対して感謝の気持ちを伝えることなど、お互いに相手を思いやることで生まれる温かな地域の関係は、子どもが心豊かに育つ環境となります。

また、本市では、行政に限らず、NPO法人等の様々な団体やボランティアにより子ども・若者や子育てに対する支援サービスが展開されています。しかしながら、複合化する問題に対応するためには、単独のサービスだけでは解決に繋がらないケースも増えてきています。

子ども・若者、子育てに関わるあらゆる主体が、サービスの質の向上を図るとともに、相互にサービスの内容を理解し合い、連携強化を図ることで対象者に対する効果的なサービスを提供することが今後一層必要とされています。

【子育てが地域の人や社会に支えられていると感じるか】



出典：アンケート調査

[目指す姿]

- ・地域、社会全体で子どもを大切に、子ども・若者や子育て世帯を支援する気運をつくりあげる意識、行動が重要であることを理解し、それぞれに期待される行動をとることができている。
- ・子ども・若者、子育て支援ネットワークが切れ目なく、重層的につながっていく体制づくりができている。

[成果目標]

成果内容① 子ども・若者、子育て支援への地域・社会の参加が広がっている。

指標	単位	基準値	目標値				
		H30年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
子育てが地域の人や社会に支えられていると感じる保護者の割合 ※1	%	67.0	—	—	—	70.0	—
子育て支援に取り組む地域の数（サロン・講座・交流イベント等）（市把握分） ※2	組織	25	25	25	25	25	25
市内「はぐみん(※3)」優待ショップ登録件数	件	73	74	75	76	77	78

※1 アンケート調査による。

※2 市把握分については、まちづくり協働課で把握している組織（地域力活動組織、公民館、地域交流センター）の数とした。

※3 愛知県（名古屋市を除く。）に在住の18歳未満の子どもの保護者又は妊娠中の方に配布される子育て家庭優待カード（はぐみんカード）を県内の優待ショップ・施設で提示すると、ショップ独自の割引やサービスなど様々な特典が受けられる。

成果内容② 支援者同士がお互いの支援内容を理解し、かつ連携して、子ども・若者、子育てを支援している。

指標	単位	基準値	目標値				
		H30年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
困った時に気軽に相談できる窓口が整っていると思う子ども・若者・保護者の割合 ※	%	55.1	—	—	—	60.0	—
子育て総合支援センターにおける相談の関係機関へのつなぎ件数	件	238	300	300	300	300	300

※ アンケート調査による。

[事業と取組]

制度・事業名	内容	担当
地域における子どもの居場所づくり支援	地域交流センターや公民館等を活用した子ども向けの講座の開催、フリースペースを利用した居場所づくりを支援します。	まちづくり協働課

制度・事業名	内容	担当
子育て世帯優待事業	「子育てにあたたかい愛知」の実現に向けて、毎月19日を「子育て応援の日（はぐみんデー）」とし、社会全体で子育てを応援する県民運動に取り組みます。また、妊娠中の方から子育て中の方に「はぐみんカード（子育て家庭優待カード）」を発行し、県内の優待ショップや施設でショップ独自の割引やサービスなど様々な特典が受けられるよう、協賛店舗の募集や市民への周知などを行い、子育て世帯優待事業を展開します。	愛知県 こども未来課
ネットワーク型の子ども・若者・子育て支援体制	子ども・若者・子育てに関わる市民、地域、NPO・団体、関係機関などとのネットワークを強化し、これらの多様な主体と連携協力して子ども・若者・家族を支えます。	こども未来課
子ども・若者・子育ての支援者間の情報共有	「せとっ子ねっと」における支援者向けページやメーリングリスト、研修会開催等により、支援者間の情報共有を図ります。	こども未来課
子育て総合支援センター関係機関会議	子育て総合支援センター関係機関会議を実施し、関係機関の実施事業の相互理解と連携を図ります。	こども未来課

第3節 子ども活躍応援社会の構築

1 子ども・子育て環境の充実

[現状と課題]

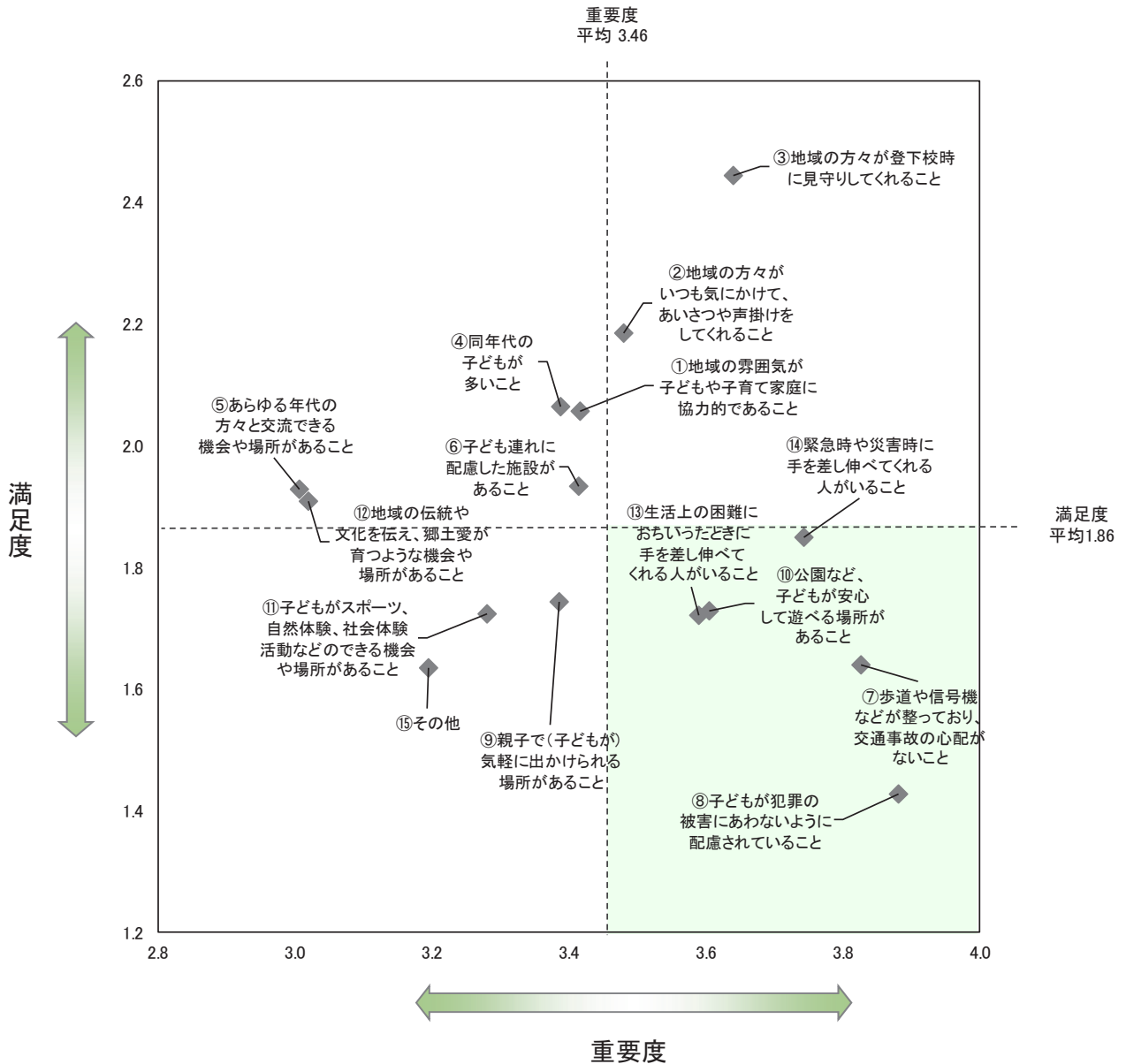
近年、各地で都市化、少子化が進み、子どもが体を思いきり動かす機会や場所が減少しています。このことは、子どもの運動やスポーツに親しむ資質や能力の育成を阻害するに止まらず、意欲や気力の減弱や、対人関係などコミュニケーションをうまく構築できないなど、子どもの心の発達にも重大な影響を及ぼすことになりかねません。本市は、水や緑を身近に感じられる豊かな自然環境に恵まれ、市内にも多くの公園や緑地帯を保有していますので、この優れた環境を安全に利用し、確保していくために、施設等の整備などを行うことが重要です。

また、妊婦や親子、子どもが安心して安全に外出できる環境づくりに向けて、交通機関や道路、施設、店舗など、まちのバリアフリー化を図ること、また、授乳室やベビーベッドなどを備えた、子育て世帯が利用しやすい施設整備が課題となっています。

さらに、子どもが不審者から声をかけられたり、あとをつけられたりするなどの事案が発生しており、登下校中などでの子どもの安全確保も重要な課題となっています。

また、日本各地で自然災害が発生していることも踏まえ、危機管理意識の醸成、子どもへの防犯・防災教育の充実、妊婦や幼い子どもがいる世帯も含めた災害時要配慮者に対する支援対策も必要です。そんな中においては、地域の方々からの配慮や手助けといった、ソフト面でのバリアフリー化も合わせて子育ての大きな支援につながります。

【地域・社会による支援の満足度・重要度 ポートフォリオ分析】



出典：アンケート調査

重要度が高く満足度が低いものとして、「公園など、子どもが安心して遊べる場所があること」などがあげられました。

[目指す姿]

子どもも子育て世帯も、安心して外出することができ、子どもがのびのびと遊ぶことができる都市環境が整っている。

[成果目標]

成果内容 ハード・ソフトの両面から、子どもと子育て世帯にとって安全安心な環境が整っている。

指標	単位	基準値	目標値				
		H30 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
「公園など子どもが安心して遊べる場所がある」という項目に対し、「不満」と答える保護者の割合 ※	%	36.7	—	—	—	29.0	—
都市公園における健全度の確保された遊具の割合	%	64.4	77.8	77.8	85.4	93.1	100.0

※ アンケート調査による。

[事業と取組]

制度・事業名	内容	担当
公園	緑の基本計画に基づき、子育て世代等が安全で快適に遊べるよう公園の整備や維持管理、地域との協働による快適な公園づくりを進めます。	建設課 維持管理課
緑化の推進	水や緑とのふれあいによる潤いとやすらぎを感じることができるよう、公園、緑地、親水空間などを整備します。また、市民参加による緑化の推進を行います。	都市計画課 建設課 維持管理課
歩道の整備	歩行者の安全を確保するため、歩道の設置や整備、維持修繕を行います。	建設課 維持管理課
中水野駅周辺における区画整理事業	中水野駅周辺における区画整理事業によって、都市としての利便性を高め、若者世代・子育て世代をはじめとする多くの方々にとっての居住環境の魅力を向上させます。	都市計画課
ユニバーサルデザイン・バリアフリー	子どもから高齢者まで、年齢や障害の有無にかかわらず、全ての人に対応したユニバーサルデザインを推進するなど、誰もが住みやすいまちを目指します。	施設管理者
多目的トイレ	施設にベビーベッドやベビーチェアを備えた多目的トイレを設置するなど、子育て家庭に利用しやすい施設の改善に努めます。	施設管理者(担当課)
通学路安全点検	関係機関と連携し、毎年数校、小学校の通学路の合同点検を行います。	学校教育課 建設課 維持管理課 生活安全課
こども 110 番の家	子どもが身の危険を感じた時などに助けを求めて駆け込めるところです。「こども 110 番の家」の協力体制を広げます。	瀬戸警察署

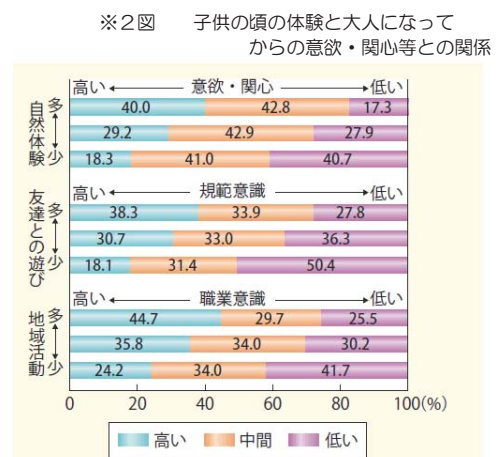
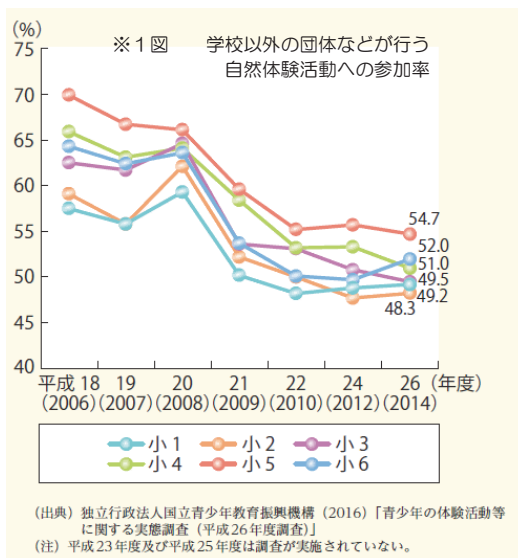
制度・事業名	内容	担当
交通安全運動	交通安全運動による啓発活動やシートベルト及びチャイルドシートの正しい着用に関する普及啓発など、子どもの交通安全対策を推進します。	瀬戸警察署 生活安全課 こども未来課 交通児童遊園
交通安全教室	自転車に乗りながら自転車の交通ルールを学びます。交通ルールの学びを通じて、命の尊さを伝えます。	こども未来課 交通児童遊園 瀬戸警察署 生活安全課
バスの乗り方教室	子どものバスに対する関心や愛着形成を促進するとともに、安全にバスを利用することができるようにします。	都市計画課
自主防犯活動	学校関係者、地域住民、防犯ボランティア団体、少年センターが協働して行う通学路のパトロールなど、自主防犯活動を支援します。	まちづくり協働課 こども未来課
防犯灯設置費・電気料金補助制度	自治会や町内会でLED防犯灯を新設・取替えする費用や防犯灯の電気料金について補助します。	生活安全課
災害時要配慮者支援体制の整備	関係機関等との相互の連携を推進し、地域ぐるみの支援体制づくりを推進します。	社会福祉課 高齢者福祉課 国保年金課 危機管理課

2 子どもの夢・チャレンジの応援

[現状と課題]

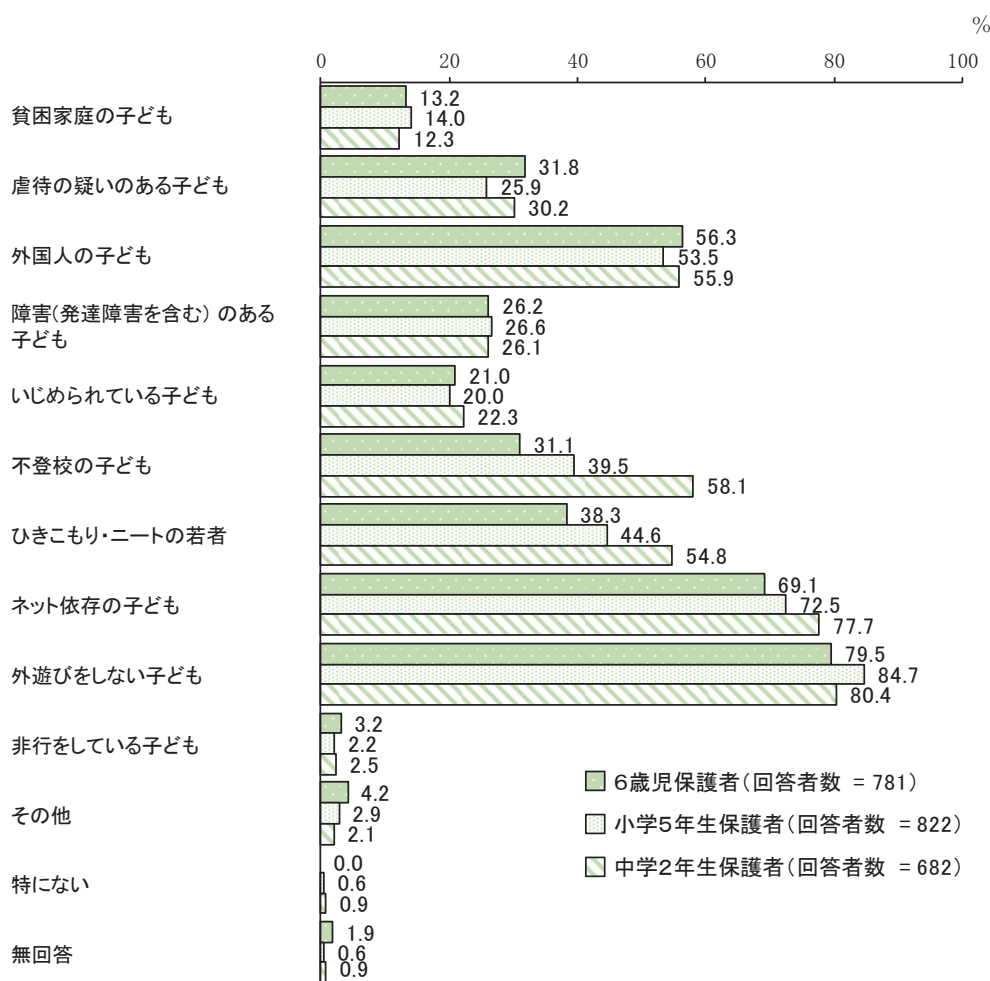
子どもが夢や希望を持ち、自立して生きる力を身につけ、社会に参加することができるよう、市民、地域、NPO・団体、事業者（企業）、関係機関、行政などが連携し、多様な経験や学びの機会を提供し、子どもの主体性、自立心を育て、自ら一步を踏み出すことを助け、育む必要があります。子どもが「夢」を見つけるまでのプロセスを見守り、大人も興味をもつことが大切です。

平成30年版子供・若者白書は、「子供の「生きる力」を育む上で、自然体験をはじめ文化・芸術や科学に直接触れる体験的な活動が重要であり、近年、学校以外の団体が行う自然体験活動への参加率は減少傾向にあるが（※1図）、自然体験や地域活動を多く経験した人の方が、大人になってから、意欲・関心や職業意識が高いことがうかがえる（※2図）ことから、国や地方公共団体、地域、学校、家庭、民間団体、民間企業などが連携して社会総ぐるみで、人づくりの“原点”である体験活動の機会を意図的・計画的に創出していくことが必要である」としています。



また、アンケート調査では、「保護者が子どもの頃よりも増えていると感じる子ども」の項目についてみると、全ての年代の保護者で「外遊びをしない子ども」の割合が最も高くなっており、続いて「ネット依存の子ども」があげられています。子どもの遊びが変わり、ゲーム等、実体験を伴わない遊びをする子どもが増えてきています。子どもが直接自然にふれあう機会や様々な体験をする機会が持てるように支援していくことが求められています。

【保護者が子どもの頃よりも増えていると感じる子ども】



出典：アンケート調査

本市は、愛・地球博（2005年）開催都市であり、陶磁器の生産地としての歴史も長く、ものづくり文化が育まれてきました。ものづくりの喜び、文化・スポーツ・自然体験活動など、チャレンジする子ども自身の意欲を受け止め、更に伸ばし、挑戦していくことができる機会の創出、提供が重要です。

今の子どもが大きくなったとき、現在では想像もつかない分野で活躍しているかもしれません。そんな子どもの今を支え、未来につなげることを、まち全体で応援していくことが求められています。

〔目指す姿〕

- ものづくり・文化・スポーツ・自然などの実体験を通じ、子どもが自ら学び自ら考え、それぞれの夢、それぞれの自立に向かって健やかに育っている。
- 子どもがのびのびと健やかに成長し、夢を育み安心してチャレンジできる環境が整い、まち全体で応援している。

[成果目標]

成果内容 子どもが将来、自立し活躍している。

指標	単位	基準値	目標値				
		H27年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
25～39歳の人口に占める有業者の割合 ※1	%	77.02 ※2	80.0	—	—	—	—

※1 国勢調査による。

※2 基準値 77.02%の男女の内訳は、男 87.25%、女 66.56%。

[事業と取組]

ア 自然体験活動・文化活動

制度・事業名	内容	担当
子ども会	<p>瀬戸市子ども会連絡協議会(通称：瀬子連)を中心に、子ども会の本来の目的である「子ども自身で企画し、開催する」子どもの健全育成事業を実施します。ジュニアリーダーを育成し、遊び場創出や異年齢交流などを目指した新しい事業を企画・提案し、企画の実現に向けて、様々な団体等と協議・連携を図る機会を設けます。</p> <p>子どもが子どものために、運営も子ども自身で主体的に行う「ミニせと～子どものまちづくり～」を毎年開催します。また、スポーツ大会行事や富士登山達成を目標にした岩巢山や猿投山などの登山、マラソンなど、子どもの遊びを中心とした体験活動の機会を創出します。</p>	瀬戸市子ども会連絡協議会
瀬戸市地域子ども会活動助成事業補助金	市内子ども会の運営に係る費用を補助し、子ども会の活動を応援します。子どもの手による体験活動をより一層推進するため、補助金の内容を検討します。	こども未来課
せと環境塾	<p>将来にわたって自然と共生し、よりよい環境をつくり続けていくための人や地域を育む環境づくりを進めます。</p> <p>「自然を守る」「自然と親しむ」「安全・安心に暮らす」「心豊かに暮らす」「地球にやさしく暮らす・営む」をテーマに、あらゆる世代を対象とした様々な講座を実施します。</p>	環境課 せと環境塾運営協議会
農業体験事業	学校や保育園と連携し、瀬戸地域アグリカルチャー推進協議会や地元団体と協力して農業体験学習を実施し、瀬戸市の「食」「農」を身近に感じ、愛着を深めることで、食を通じて豊かな心を育みます。	学校教育課 保育課 産業政策課
瀬戸の食文化の継承	給食において使用する食器は、全て瀬戸市産の強化磁器を使用し、保育園・小中学校給食における瀬戸らしい食文化の継承のための取組を行います。	学校教育課 保育課
文化体験講座	瀬戸市文化協会員を講師とし、初心者の方の学生等を対象とした文化体験講座を開催します。	(公財) 瀬戸市文化振興財団 瀬戸市文化協会

イ スポーツ

制度・事業名	内容	担当
スポーツ教室	幼児体力づくり教室や親子リズム運動教室をはじめ、乳幼児期からの健やかな心身の発達に向けた教室を実施します。 また、スポーツ競技ごとの教室も年間を通じて開催します。	スポーツ課 スポーツ協会 指定管理者
市民スポーツデー	体育の日（10月第2月曜日）に開催します。瀬戸市スポーツ協会加盟団体やプロスポーツ球団の協力により、未就学児から誰でも参加できる様々なスポーツの一日体験会を実施します。	スポーツ協会
地域総合型スポーツクラブ	クラブ独自の特色ある運営により、様々なスポーツ・レクリエーション競技の教室・講習会を開催し、体を動かすことの楽しさを体感できる場を提供します。	地域総合型スポーツクラブ
スポーツ大会開催	競技スポーツへの関心を高め、競技スポーツの裾野を広げるために瀬戸市スポーツ協会主管による多くの大会を実施しています。なお、中央大会につながる予選会も併せて実施するなど競技レベルの向上も図ります。	スポーツ課
瀬戸地方近郊駅伝競走大会・小学生駅伝大会	昭和27年に始まった近郊駅伝競走大会は、毎年12月に開催しており、最近では、パーティセトを発発・ゴールとして実施します。また、小学生駅伝は中心市街地を周回するコースとなり多くの参加チームが出場します。	スポーツ課
スポーツ、健康づくりの場の提供	市民公園内体育館、野球場、陸上競技場、テニスコートをはじめとした市内スポーツ施設を整備し、心身の発達、健康体力の向上を図ることができる場を提供します。	スポーツ課
学校体育施設スポーツ開放	市内小学校体育館、運動場や中学校体育館、運動場、柔剣道場を学校教育活動に支障のない範囲で活用し、地域の方々が身近な場所で気軽にスポーツを楽しむ場所を提供します。	スポーツ課
せとジュニアスポーツ団体応援補助金	小中学生を対象に設立・運営されている市民スポーツ団体の自立と成長を促し、子どもの競技力向上とその未来を応援することを目的とし、せとジュニアスポーツ団体応援補助金を交付するなどして、スポーツ団体の活動を支援します。また、若年層が気軽にスポーツに取り組める環境を整備します。	スポーツ課
スポーツ・文化活動全国大会等出場奨励補助金	本市のスポーツ・文化及び芸術の振興を図り、健全で活力あふれるまちづくりを推進するため、児童・生徒・学生がその活動において、予選会等を経て全国大会に出場する際に今後の活躍を期待し、奨励補助金を支給します。	スポーツ課
瀬戸市スポーツ功労等顕彰表彰	スポーツの分野において、特に功績顕著な者に対して「スポーツ功労大賞」「スポーツ功労賞」「スポーツ奨励賞」を授与し、本市のスポーツ振興を図ります。	スポーツ課

ウ ものづくり・発表の場・キャリア形成など

制度・事業名	内容	担当
次世代クリエイター育成	才能ある子どもの発掘と育成、本市における新たな産業の創出に向けて、デジタルコンテンツの制作を通じて、ものづくりの面白さを体験する「Seto CG Kid's Program」のほか、小学生向けプログラミング講座等を実施します。	情報政策課
愛・地球博開催継承事業瀬戸蔵ロボットアカデミー	愛・地球博開催継承事業として、瀬戸蔵ロボットアカデミーを開催し、未来を担う子どもにロボットを通じて、ものづくりの喜び、チャレンジすることの楽しさを伝える機会を創出します。 また、3年に一度、「瀬戸蔵ロボット博」を開催し、大学や研究機関、企業が取り組んでいる最新ロボットの展示・実演や最新技術の紹介を通じて、子どもの未来想像力を養います。	まるっとミュージアム課
子ども向け体験学習講座	里山の森を探検し自然について学ぶ講座（サマーキャンプ）や性別に関わらない進路選択・キャリア形成を支援する講座（「集まれ、サイエンスガール！」）等を開催します。	まちづくり協働課
高校生ビブリオバトル	発表者（高校生）がそれぞれ読んで面白かった本を持ち寄り、その本の面白さについて順番に5分程度で紹介し、どの本が一番読みたくなったかを参加者の多数決で決めるイベント。中学生・高校生の読書への関心を深め、読書を通じた地域住民と高校生の交流の場を創出します。	図書館
まるっとせとっ子フェスタ	書写展、図工美術展、理科の自由研究作品展や音楽会など、子どもに自分の夢や思いを表現する場を創出し、保護者や市民との交流を通じてつながりと信頼が深まることを願い、毎年11月に実施します。	学校教育課
キャリア教育の推進	全中学校では「職場体験活動」をキャリア教育の一環に取り入れ、商工会議所等と連携し、自分の住む地域の事業所で体験活動を行うことにより、自分の進路を考えるとともに地域とのつながりを実感する機会となっています。 郷土学習やキャリア教育を通じて、自分の夢を持ち、大人になった時に瀬戸で活躍できるような教育を推進します。	学校教育課
若年者等の就業促進	商工会議所及びハローワークと連携して、就職フェアや就職面接会等を開催します。また、企業ガイドブックの発刊や企業見学バスツアー等を実施するなど、地元企業への理解を深める機会を設け、若年者と企業のマッチングの質の向上に取り組みます。	産業政策課 瀬戸・尾張旭雇用対策協議会

3 広報啓発・情報提供

[現状と課題]

名古屋市の都心から電車で約40分あまりの距離にありながら、瀬戸市には豊かな森林が広がっています（面積の約6割）。また、本市には歴史的に家族経営のやきもの事業者が数多くあり、家族がとても近く、つながりが深いのも特徴です。新しく移り住んできた人と長年本市で暮らす人々が、一緒に自分たちの暮らすまちを育てています。また、平成29年4月には「日本遺産のまち瀬戸市」として認定されました。誰もが本市に誇りを持って住み続けることができるよう、本市の魅力を発信していく必要があります。

子育ての情報が手軽にわかるような仕組みや体制を整備し、市内だけでなく市外に向けても情報発信していくことにより、定住の促進を図ることが重要です。

また、子どもや若者向けに各種情報が届きやすく、且つ、分かりやすいものとなるよう、広報せとやホームページだけでなく、各地域の広報誌、インターネット等の各種媒体を活用し、掲載記事の工夫をすることも重要になっています。

[目指す姿]

- ・子ども・若者や子育て世帯に関する必要な情報が、必要な時に必要な方に広く発信ができており、瀬戸市の魅力を伝えている。
- ・子育て世帯が増えている。

[成果目標]

成果内容① 子ども・若者や子育て世代へ必要な情報が届いている。

指標	単位	基準値	目標値				
		H30年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
せとっ子ねっと トップページアクセス ユーザー数	ユーザー	4,277	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500

成果内容② 瀬戸市の魅力が伝わり、定住促進により子育て世代の人口が増えている。

指標	単位	基準値	目標値				
		H30年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
子育てをする知人・友人 に対し、「瀬戸市で暮らす ことについておすすめ したい」と感じる市民 の割合 ※1	%	53.7	—	—	—	56.0	—
25～39歳の人口の社会 増 ※2	人	48 (※3)	60 (R2年)	70 (R3年)	70 (R4年)	70 (R5年)	70 (R6年)

※1 アンケート調査による。

※2 住民基本台帳人口移動報告による。

※3 平成30年の社会増が132人であり急激な増加となっており、上之山町の住宅開発や塩草町の区画整理などの影響で転入者が増加したと考えられる。このため、基準値については、平成28年（36人減）、平成29年（48人増）、平成30年（132人増）の社会増減の平均をとり、48人増を基準値とした。

[事業と取組]

制度・事業名	内容	担当
子ども支援サイト・子どもガイド	「せとっ子ねっと（子ども支援サイト）」の更新や子どもガイドの配布により、本市独自の役に立つ最新の情報を子ども・若者・子育て家庭に周知します。	こども未来課
子ども向け「せとっ子ねっと」	子ども向けのサイトを立ち上げ、子ども本人に対して直接情報を発信します。	こども未来課
若者向け情報発信	中学生・高校生期などの若者向けに、児童館の認知度を高めるため、SNSによる情報発信を導入します。	こども未来課 交通児童遊園・せとっ子ファミリー交流館
シティプロモーション	充実した子ども・子育て支援や小中一貫教育への取組をより多くの方に伝えるため、主に子育て世代の目線に立った情報発信やせとまちサポーターや企業アンバサダーなどによる情報発信によるシティプロモーション（本市の知名度及びイメージの向上を図る活動）を展開します。	シティプロモーション課
移住・定住	広報活動によって、瀬戸市への移住や住宅購入を検討している方が円滑に生活を始めることができるよう、空き家情報などの必要な情報を提供し、子育て世代を中心に様々な世代の移住・定住の促進に取り組みます。	シティプロモーション課
せとまちナビ	スマートフォン用アプリ「せとまちナビ」において授乳室や公園等の子育てに関する情報を提供する等、市民生活の利便性向上を図ります。	情報政策課
ムーブイン応援補助金	子育て世帯などが築20年以上の中古住宅を購入して市内へ転居される際に補助金を支給し、応援します。	都市計画課
三世代同居・近居応援補助金	親子二世帯が築20年以上の中古住宅を購入して同居又は近居される際に補助金を支給し、応援します。	都市計画課

資料



1 策定体制

本計画の策定は下図の体制で行いました。

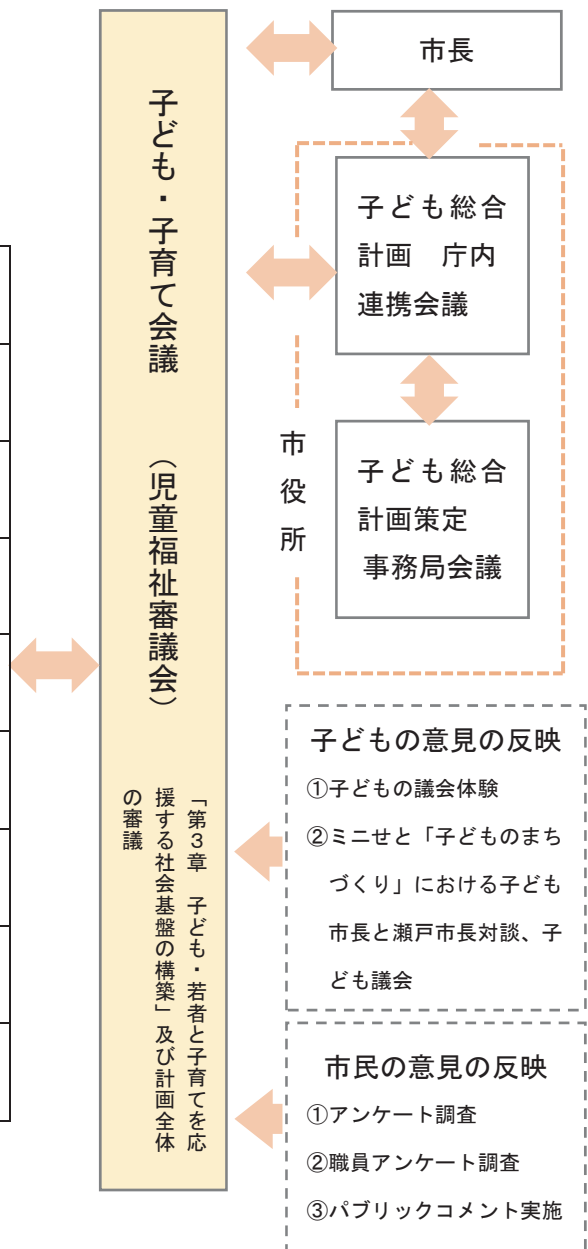
瀬戸市子ども・子育て会議条例第5条に基づき、令和元年5月13日、市長から第1回子ども・子育て会議（児童福祉審議会）に対し計画策定が諮問されました。その後各分野ごとに新設又は既存の部会・連携会議等において専門的な見地も踏まえ、30回を超える審議を行いました。最終的に令和2年2月14日第3回子ども・子育て会議にて、市長に対し子ども総合計画（案）が答申されました。

その間、子どもの意見の反映のため、子どもの議会体験、ミニセと「子どものまちづくり」における子ども市長と瀬戸市長の対談等が行われました。

また、市民の意見の反映として、アンケート調査やパブリックコメントを実施しました。

部会・連携会議等

第1章	すべての子ども・若者の健やかな成長	母子保健	保健・医療・福祉総合調整推進会議 保健専門部会
			子育て支援地域連絡会議
		保育	保育部会
			子育て総合支援センター関係機関会議
			児童館運営委員会
第2章	社会的自立に困難を有する子ども・若者支援	虐待	要保護児童対策地域協議会
		発達支援	発達障害支援協議会
		子ども・若者支援地域協議会	
その他関係会議			



2 策定経過

前頁「1 策定体制」による本計画の策定経過は、以下のとおりです。

会議分類	年月日	会議名
①子ども・子育て会議	2019年5月13日	子ども・子育て会議(児童福祉審議会 第1回)
	2019年11月5日	子ども・子育て会議(児童福祉審議会 第2回)
	2020年2月14日	子ども・子育て会議(児童福祉審議会 第3回)
②保健・医療・福祉総合調整推進会議 保健専門部会	2019年2月20日	瀬戸市保健・医療・福祉総合調整推進会議 保健専門部会 (H30年度)
	2019年7月26日	瀬戸市保健・医療・福祉総合調整推進会議 保健専門部会 (R元年度)
	2020年2月19日	瀬戸市保健・医療・福祉総合調整推進会議 保健専門部会 (R元年度)
③子育て支援地域連絡会議	2019年7月12日	子育て支援地域連絡会議 (第1回)
	2019年10月11日	子育て支援地域連絡会議 (第2回)
	2020年2月14日	子育て支援地域連絡会議 (第3回)
④保育部会	2019年7月4日	保育部会 (第1回)
	2019年9月26日	保育部会 (第2回)
	2020年3月16日	保育部会 (第3回)
⑤子育て総合支援センター関係機関会議	2019年7月4日	子育て総合支援センター関係機関会議
⑥児童館運営委員会	2019年7月11日	児童館運営委員会
⑦その他の会議 第1章関係 ア	2019年1月8日	子ども読書活動推進計画(第3次)策定委員会
	2019年1月30日	子育て支援部会(H30年度第2回)
	2019年4月15日	子育て支援部会(H31年度第1回)
	2020年2月18日	子育て支援部会(R元年度第3回)
⑦その他の会議 第1章関係 イ	2019年3月13日	市内幼稚園代表者会議
	2019年3月29日	民間保育所連絡会議
	2019年4月5日	公立保育園園長会議
	2019年7月31日	公立保育園園長会議

会議分類	年月日	会議名
⑧要保護児童対策地域協議会	2019年1月24日	要保護児童対策地域協議会 実務者会議 (H30年度第10回)
	2019年5月23日	要保護児童対策地域協議会 実務者会議 (R元年度第2回)
	2019年6月27日	要保護児童対策地域協議会 実務者会議 (R元年度第3回)
	2019年7月3日	要保護児童対策地域協議会 代表者会議
	2019年7月25日	要保護児童対策地域協議会 実務者会議 (R元年度第4回)
	2020年1月23日	要保護児童対策地域協議会 実務者会議 (R元年度第10回)
⑨発達障害支援協議会	2019年2月28日	瀬戸市発達障害支援協議会 (H30年度)
	2019年9月19日	瀬戸市発達障害支援協議会 (R元年度第1回)
	2020年2月20日	瀬戸市発達障害支援協議会 (R元年度第2回)
⑩子ども・若者支援地域協議会	2019年5月24日	子ども・若者支援地域協議会 (第1回)
	2019年8月20日	子ども・若者支援地域協議会 (第2回)
	2019年11月15日	子ども・若者支援地域協議会 (第3回)
⑪その他の会議 第2章関係 ア	2019年2月8日	瀬戸市保健・医療・福祉総合調整推進会議 医療福祉専門部会 (H30年度)
	2019年7月26日	瀬戸市保健・医療・福祉総合調整推進会議 (R元年度)
	2020年2月25日	瀬戸市保健・医療・福祉総合調整推進会議 医療福祉専門部会 (R元年度)
⑪その他の会議 第2章関係 イ	2019年4月12日	少年センター支部長会議
	2019年8月5日	少年センター運営協議会
⑪その他の会議 第2章関係 ウ	2019年1月9日	民生委員児童委員協議会 理事会 (H31年1月)
	2019年6月5日	民生委員児童委員協議会 理事会 (R元年6月)
	2020年1月29日	新任民生委員児童委員研修会
	2020年3月4日	民生委員児童委員協議会 理事会 (R2年3月)
⑪その他の会議 第2章関係 エ	2019年3月17日	母子福祉会 役員会
	2019年10月13日	母子福祉会 役員会
⑪その他の会議 第2章関係 オ	2019年3月27日	青少年問題協議会
	2019年5月21日	第69回“社会を明るくする運動”瀬戸市推進委員会
	2019年5月28日	生活困窮者自立支援事業庁内連絡会議
	2019年7月23日	瀬戸市雇用対策協定運営協議会 (R元年度)

会議分類	年月日	会議名
⑫その他の会議 第3章関係	2019年1月28日	シティプロモーション戦略会議（第4回）
	2019年5月16日	シティプロモーション庁内推進会議（第1回）
	2019年12月23日	シティプロモーション庁内推進会議（第4回）
⑬子ども総合計画庁内連携会議	2019年4月23日	子ども総合計画庁内連携会議（第1回）
	2019年10月15日	子ども総合計画庁内連携会議（第2回）
	2020年2月4日	子ども総合計画庁内連携会議（第3回）
⑭子ども総合計画策定事務局会議	2018年11月8日	子ども総合計画策定事務局会議（第1回）
	2018年11月19日	子ども総合計画策定事務局会議（第2回）
	2018年12月19日	子ども総合計画策定事務局会議（第3回）
	2019年1月22日	子ども総合計画策定事務局会議（第4回）
	2019年2月25日	子ども総合計画策定事務局会議（第5回）
	2019年3月19日	子ども総合計画策定事務局会議（第6回）
	2019年6月28日	子ども総合計画策定事務局会議（第7回）
	2019年10月4日	子ども総合計画策定事務局会議（第8回）
⑮議会	2019年6月13日	市議会6月定例会全員協議会
	2019年12月17日	市議会12月定例会全員協議会
	2020年2月17日	市議会2月定例会全員協議会
⑯子どもの意見の反映	2019年1月18日	<子どもの議会体験> 東山小学校校外学習（議会体験）
	2019年1月23日	瀬戸市子ども会連絡協議会との意見交換
	2019年1月27日	瀬戸市子ども会連絡協議会 ジュニアリーダー会
	2019年3月24日	瀬戸市子ども会連絡協議会・ジュニアリーダークラブ企画「ミニせと『子どものまちづくり』」
⑰市民の意見の反映	2019年1月31日 ～2月18日	<アンケート調査> 瀬戸市子ども総合計画づくりのためのアンケート調査
	2019年2月18日 ～3月1日	<職員アンケート調査> 瀬戸市子ども総合計画に係る職員向けアンケート
	2019年12月19日 ～ 2020年1月20日	パブリックコメント実施

3 諮問書

元瀬こ第83号
令和元年5月13日

瀬戸市子ども・子育て会議会長 様

瀬戸市長 伊藤 保徳

瀬戸市子ども総合計画について（諮問）

本市は、第6次総合計画の3つの都市像の一つとして、「安心して子育てができ、子どもが健やかに育つまち」を掲げ、子ども・子育て政策を重点的に推進しているところです。推進の基本理念は、「子どもの最善の利益」のために、妊娠期を含めた0歳から18歳、更には若者まで含め、切れ目のない支援を行うことであり、瀬戸の子ども達を市民、地域、企業含めオール瀬戸で守り育てることであると考えています。

すべての子ども達が、思いやりの心をもって心身ともに健やかに成長し、自立して社会に羽ばたいていってほしいと考えます。一方で、貧困、虐待、ひきこもりなど、抱える困難が大きい子ども・若者については、その社会的自立に向けた支援が必要となります。また、これらの子ども・若者をはぐくむ社会基盤として、インフラはもとより、地域におけるネットワーク、企業による環境づくりも重要となってきます。

このたび、本市の未来を担う子ども達の健やかな育ちを、まちぐるみで総合的かつ計画的に推進するため、「瀬戸市子ども総合計画」（計画期間：令和2年度から6年度）を策定することとしました。目指す姿、成果目標を定め、その目標を達成するため、行政の各部署や関係機関の連携はもとより、本市の強みである市民や地域の活動、企業による活動とも連携した施策・事業の展開を計画します。

以上のような子ども総合計画を策定するに当たり、瀬戸市子ども・子育て会議条例第5条の規定に基づき、貴会議の調査・審議を求めます。

4 答申書

令和2年2月14日

瀬戸市長 伊藤 保徳 殿

瀬戸市子ども・子育て会議
会長 野尻 紀恵

瀬戸市子ども総合計画について（答申）

令和元年5月13日付け元瀬こ第83号で諮問のありました子ども総合計画案について、当会議において慎重に審議を重ねてまいりました。

本計画は、第6次瀬戸市総合計画の中の都市像の一つ「安心して子育てができ、子どもが健やかに育つまち」の実現に向け、瀬戸市の未来を担う子ども・若者の健やかな育ちを、まちぐるみで総合的かつ計画的に推進するために策定することとされました。

諮問された計画案は、基本理念として「子どもの最善の利益」を掲げ、子どもを主語にした計画になっています。また、子どもに関する政策の全体像を示すことで様々な主体が連携・協働しやすいこと、「すべての子ども・若者の健やかな成長」、「社会的自立に困難を有する子ども・若者支援」、「子ども・若者と子育てを応援する社会基盤の構築」という3つの視点から立案されていること、各章には「目指す姿」や「成果目標」、「事業と取組み」が盛り込まれており、計画が着実に実行されるものとなっていることも評価できます。

さらに、素案の検討段階から、子ども議会体験を始めとした子ども本人の意見の聞き取り、市民及び市職員へのアンケート、30回を超える外部専門家等の会議での検討、パブリックコメントの実施など、多くの市民参加を取り入れたことも評価できます。

これらを踏まえ、諮問された本計画案については、会議として適当であるという結論に達しましたので、本計画の推進に当たって留意すべき事項を付し、答申します。

記

- 1 子どもが健やかに成長・発達することを保障される「子ども条例」の制定を行い、子どもの権利の侵害に対する救済と回復の支援のための「子どもの権利擁護委員」、相談の窓口としての「子どもの権利相談室」の設置により、

子どもの視点からの「子どもにとって一番良いこと」を目指していくことを望みます。

- 2 家庭の養育力低下が指摘される中、公的機関の専門的役割の強化が求められています。予防・相談からハイリスク対応まで、また地域連携から専門的対応までを一体的に行い、子ども・若者に対する切れ目ない支援を届ける「子ども・若者総合支援拠点」の設置を早期に実現させてください。その設置場所については、困難を抱える子ども・若者の利用に配慮された、交通の便の良い場所が望ましいと考えます。
- 3 子どもたちの輝く今と未来の実現のために「子どもの今・未来応援基金」を創設し、市民・企業等に積極的な周知活動を行い理解・協力を仰いでください。
- 4 本計画の策定を通し、市民、地域、NPO・団体、企業、関係機関、行政などの様々な主体による連携・協力が進みました。実施のプロセスにおいても、これらの様々な主体が本計画の達成に協力して取り組むことができるよう体制を整備し、進行管理を適切かつ継続的に実施してください。また、子ども本人も含む市民に対し、あらゆる機会・手段を通して本計画の周知を図ってください。
- 5 新しい時代を生きる子どもが、社会に出るための力や知恵、知識を得る機会を創出し、まち全体で子どもの活躍を応援できるよう、前項の様々な主体が、「子どもが主体となること」「子どもが参加できること」を常に意識して行事やイベントなどを実施するよう、連携・協力を進めてください。
- 6 本計画の推進にあたり、子どもの意見を聞くために子ども円卓会議などを設置し、特に中高生の声をまちづくりに活かし、瀬戸市への愛着や子ども自身の自己肯定感に繋げる取組みにしてください。

以上

5 瀬戸市子ども・子育て会議条例

平成25年3月26日
条例第9号

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第3項の規定に基づき審議会として設置する瀬戸市子ども・子育て会議について、組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 子ども・子育て支援法、児童福祉法、母子保健法(昭和48年法律第141号)等の子ども(子ども・子育て支援法第6条第1項に規定する子どもをいう。)に関する法律に掲げる児童福祉又は母子保健施策の調査審議等をするための市長の諮問機関として、瀬戸市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員25人以内で組織し、委員は市長が任命する。

(臨時委員)

第4条 子ども・子育て会議に、次条に掲げる担当事務に関し特別の事項を調査審議させ、又は処理させる必要があるときは、臨時委員を置くことができる。この場合において、臨時委員は、市長が任命することとする。

(担当事務)

第5条 子ども・子育て会議の担当事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 瀬戸市子ども・子育て支援事業計画の策定又は変更に関すること。
- (2) 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用定員に関すること。
- (3) 家庭的保育事業等の認可に関すること。
- (4) 児童及び妊産婦の福祉、母子保健に関する事項について調査・審議すること。
- (5) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況について調査・審議すること。

(会長及び副会長)

第6条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 子ども・子育て会議の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 8 条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉部こども未来課において処理する。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 12 月 28 日条例第 24 号)

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 29 日条例第 15 号)

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

6 瀬戸市子ども・子育て会議委員名簿

令和元年度

	氏名	所属等	担当部会・連携会議
会長	野尻 紀恵	日本福祉大学社会福祉学部 教授	
副会長	前田 清	愛知県中央児童・障害者相談セ ンター センター長	要保護児童対策地域協議会
委員	木村 誠子	愛知県瀬戸保健所 健康支援課長	保健・医療・福祉総合 調整推進会議
委員	現任 竹川 典子	民生委員児童委員協議会 子育て支援部会長	子育て支援地域連絡会議
	前任 佐野 麻貴		
委員	青山 美千子	中部大学現代教育学部 講師	保育部会
委員	横井 暢彦	瀬戸市子ども会連絡協議会 会長	児童館運営委員会
委員	加藤 英子	公立陶生病院 小児科部長	発達障害支援協議会
委員	宇都宮 みのり	愛知県立大学教育福祉学部 教授	子ども・若者支援地域 協議会
委員	伊藤 勉	瀬戸市自治連合会 会長 瀬戸市社会福祉協議会 副会長	
委員	杉山 仁朗	富士特殊紙業株式会社 代表取締役会長	
委員	横井 寿史	NPO 法人ファザーリング・ ジャパン東海支部 理事	
委員	現任 田中 直美	瀬戸市教育委員会 委員	
	前任 林 みゆき		
委員	山岸 昌代	瀬戸公共職業安定所 所長	

7 アンケート調査概要

1 名称

瀬戸市子ども総合計画づくりのためのアンケート調査(本計画書では、「アンケート調査」という。)

2 調査の目的

瀬戸市子ども総合計画策定のための基礎資料の収集

3 調査対象

(1) 子ども・若者

- ①瀬戸市在住の小学5年生の方(全員)
- ②瀬戸市在住の中学2年生の方(全員)
- ③瀬戸市在住の平成30年度に17歳に達する方(全員)
- ④瀬戸市在住の平成30年度に19歳~29歳に達する方(1,000人を無作為抽出)

(2) 保護者

- ①瀬戸市在住の平成30年度に6歳に達するお子さんの保護者の方(全員)
- ②瀬戸市在住の小学5年生の保護者の方(全員)
- ③瀬戸市在住の中学2年生の保護者の方(全員)

4 調査期間

平成31年1月31日(木)から平成31年2月18日(月)まで

5 調査方法

配布 直接配布又は郵送

回収 郵送回収

6 回収状況

対象	配布数	有効回答数	有効回答率
6歳の保護者	1,114通	781通	70.1%
小学5年生の保護者	1,261通	822通	65.2%
小学5年生	1,261通	811通	64.3%
中学2年生の保護者	1,219通	682通	55.9%
中学2年生	1,219通	670通	55.0%
17歳	1,291通	605通	46.9%
19-29歳	1,000通	362通	36.2%
合計	8,365通	4,733通	56.6%

8 パブリックコメント実施概要

1 意見募集期間

令和元年12月19日（木）から令和2年1月20日（月）まで

2 意見提出人数

2人

3 意見件数

34件

4 意見への対応

A 意見を踏まえて、案の修正をするもの	25件
B 意見の主旨や内容を盛り込み済みであり、考え方を説明するもの	4件
C 今後の事業実施の参考とするもの	4件
D その他（本計画案に対する意見でないものなど）	1件



瀬戸市子ども総合計画

令和2年3月

瀬戸市 健康福祉部 こども未来課
愛知県瀬戸市追分町 64 番地の 1
TEL : 0561-82-7111 (代)

